

公益社団法人

日本愛玩動物協会

設立四十周年記念誌

四十年のあゆみ

40



公益社団法人

日本愛玩動物協会

設立四十周年記念誌

四十年のあゆみ

40

40th
ANNIVERSARY
Japan Pet Care Association



公益社団法人 日本愛玩動物協会



Contents

式辞・祝辞 3

- 会長式辞 東海林克彦 3
- ご祝辞 鳥居敏男 (環境省自然環境局長) 4
- ご祝辞 藏内勇夫 (公益社団法人日本獣医師会会長) 5

事業の沿革 6

- 本協会の公益事業の考え方 6
- 適正飼養の普及啓発活動の意義 8
- 適正飼養の普及のための活動 11
 - 適正飼養教育 11
 - ・愛玩動物飼養管理士 14
 - ・ペットオーナー検定 16
 - ・ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト 17
 - ・各種書籍の発行 19
 - ボランティア活動と活動支援 21
 - 調査研究・調査研究助成 21
 - セミナー・イベント 24
- 公益社団法人日本愛玩動物協会の事業概要 25
- 本協会役員の歴史 28
- 公益団体としての日本愛玩動物協会 35
 - 「社団法人日本愛玩動物協会」設立当時の
趣意書と定款（昭和54年） 35
 - 公益社団法人日本愛玩動物協会の定款
（平成22年～） 37
- 自然環境功労者・動物愛護管理功労者の受賞 44
- データで見る日本愛玩動物協会 46
 - ①日本愛玩動物協会の主な出来事 46
 - ②正会員数 48
 - ③賛助会員数 48

- ④「愛玩動物飼養管理士」新規受講受験者数 49
- ⑤「愛玩動物飼養管理士」認定登録者数 49
- ⑥2級愛玩動物飼養管理士の
新規受講受験者数の推移 50
- ⑦愛玩動物飼養管理士養成制度の指定校・採用校 50
- ⑧「上級愛玩動物飼養管理士」認定登録者数 51
- ⑨都道府県別受講受験者数 52
- ⑩「愛玩動物飼養管理士」資料請求のきっかけ 52
- ⑪「愛玩動物飼養管理士」受講受験の
契機となった媒体 52
- ⑫受講受験の動機・目的 53
- ⑬「ペットオーナー検定」受験者数 53
- ⑭「愛犬飼育スペシャリスト」申込件数 53
- ⑮「ペット共生住宅管理士」受講者数 53
- ⑯認定提携団体 54
- ⑰管理士会・支部・支所・認定連携団体の事業費 55
- ⑱財務データ 56

写真で見る40年の移り変わり 58

全国ペット写真コンテスト上位入賞作品掲載

参考資料

- 写真と図表で見る「適正飼養」の風景 70
- ペットの飼い方・暮らし方 70
 - 犬のいる暮らし 猫のいる暮らし
 - 人とペットの高齢化 エキゾチックペット
 - ペットと暮らす住まい ペットツーリズム
 - 災害対策 ペットとIT
- ペットを取り巻く産業 85
 - 生体 ペットフード 獣医療
 - その他のサービス
- 行政機関の動物愛護管理施策 90

式辞・祝辞

会長式辞

協会設立40周年に あたって

公益社団法人日本愛玩動物協会
会長
東海林 克彦



昭和54年に本協会が設立されてから40年が経ちました。これもひとえに、皆さま方のこれまでのご理解とご協力があったからこそ賜物です。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。また、この栄えある節目の時を記念して、この40年間の来し方を振り返ると同時に、今後の進むべき方向を考えていただく契機とするために、本記念誌の刊行に至りましたことを申し添えさせていただきます。

さて、本協会の基幹事業である「愛玩動物飼養管理士養成制度」は、時代の変遷とともにその性格を変えてきました。動物愛護と適正飼養に関する知識の普及啓発を行うために創設された事業ですが、普及啓発のためのボランティア活動に貢献できる人材の育成やペット産業従事者の資質の向上を目指すなどといった当初からの役割に加えて、動物専門学校や動物専門学校で学ぶ学生数の増加に伴う学校教育教材としての活用や、ペットが家族同然の存在に変質するなかで自分自身のペットを適切に飼養管理するための学習教材としての活用のウェイトが大きくなってきました。

時代は予想外の変化をしてきたわけですが、おそらく今後も変化を続けることでしょう。特にこれからは、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である「Society 5.0」の実現が主唱されているように、その変化がさらに目まぐるしいものになるといわれています。近年、本協会の教育や普及啓発事業は大幅な広がりを見せ、総合的かつ体系的なものに拡充いたしました。愛玩動物飼養管理士養成制度も環境教育促進法の人材認定等事業に登録されています。また、経常収支や正味財産、特に自由資金の改善も図られました。

このような状況にあって、「人と動物の共生する社会の実現」に本協会が貢献できる存在であり続けるためには、人々の意識や時代の流れを読みながら、既成概念にとらわれない先見性をもって変化の方向をいち早くつかみ取り、さまざまな事態に適切に対応できるようにしていかなければなりません。今後とも、皆さま方のご理解とご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

日本愛玩動物協会 設立40周年を祝して

環境省
自然環境局長
鳥居 敏男



公益社団法人日本愛玩動物協会が、設立40周年となる記念すべき日を迎えられましたことを、心からお慶び申し上げます。貴協会が、昭和54年に設立されて以来40年にわたり、動物の愛護及び適正な飼養管理、福祉の増進といった分野で、積極的な活動を展開してこられたことに対しまして、敬意と感謝の意を表する次第です。

さて、環境行政に話を転じますと、近年、環境問題の性質は大きく変容し、気候変動や生物多様性の減少など、地球規模の危機であると同時に地域課題とも密接に関わる問題が生じています。そして、自然災害の多発、少子高齢化やライフスタイルの変化などを背景に、ペットを含む身近な動物との共生が重要な課題として注目されております。

環境省では、動物愛護管理の分野において、「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的である「人と動物の共生する社会の実現」を図るため、各種施策を推進してまいりました。犬猫の殺処分数は10年前の7分の1に減少し、ペットとの同行避難の考え方がある程度普及してきた等、着実な成果が見られています。これには、所有者の適正飼養に対する意識の向上に加え、地方公共団体や関係団体による普及啓発や譲渡の推進等、多様な取り組みによる効果が大きいと考えられます。

貴協会におかれては、発足当初から、昨年70周年を迎えた「動物愛護週間」の中央行事実行委員会の中心的機関として、動物愛護管理法の理念に基づき、動物の適正な飼養管理に関する知識と愛護精神の普及のため、さまざまな事業を意欲的に推進されており、深く敬意を表します。その一つ、「愛玩動物飼養管理士」の養成・認定においては、認定数は全国で約18万人を数え、都道府県等の動物愛護推進員をはじめ、動物に関わるさまざまな分野で活動されていると伺っています。このような動物愛護管理に関わる体系的な知識と技能を習得された方々が、有能な人材として各地で活躍する場が広がっていくことに、環境省としても、大きな期待を寄せています。

こうしたなか、動物愛護管理のいっそうの推進を図るため、「動物取扱業に係る規制強化」「販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化」「動物の虐待・遺棄に対する罰則強化」等が盛り込まれた改正動物愛護管理法が昨年6月に公布され、マイクロチップの装着など一部の規定を除き、本年6月1日から施行されます。

また、同じ昨年6月に新法として「愛玩動物看護師法」が成立し公布されました。本法律は、飼い主が求める獣医療の内容の高度化・多様化、飼い主による健康管理やしつけの重要性などを背景に、愛玩動物の診療における体制整備や動物看護師によるしつけ等の活動の充実に向け、愛玩動物看護師の国家資格を定めるもので（農林水産省と環境省の共管）、公布から3年以内に施行されます。

環境省といたしましては、最近の新型コロナウイルスなど「人と動物の共通感染症」の問題も含めて、動物の適正な飼養管理が益々重要になると認識しております。今後とも、国民からの高い関心を背景に、貴協会をはじめ動物愛護管理に係わる皆さまとの連携を密にし、両法の円滑な運用等を通じて、人と動物との共生に向けた各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、貴協会及び会員の皆さまのいっそうのご協力をお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人日本愛玩動物協会の益々のご発展と会員の皆さまのご健勝を祈念いたしまして、40周年のお祝いのご挨拶とさせていただきます。

日本愛玩動物協会 設立40周年に寄せて

公益社団法人日本獣医師会
会長
藏内 勇夫



この度、「公益社団法人日本愛玩動物協会」が設立40周年を迎えられたことに対し、日本獣医師会を代表して心からお祝い申し上げます。

貴会は、昭和54年に「社団法人日本愛玩動物協会」として設立され、爾来、動物愛護中央団体として、家庭動物の適正飼養に関するさまざまな普及啓発活動を実施してこられました。

貴会設立の時期は、わが国が高度経済成長を遂げ、衣食住などの生活基盤において量的な充足が得られた国民が、質的な満足をも求めるようになった時代でした。また、当時はいわゆる「核家族化」が進み、わが国の伝統的な生活形態が変容するなかで、国民生活における精神的な安定や充実の重要性が指摘され始めたころでもありました。

このようななかで、家庭で飼育する犬や猫等の動物たちが、より身近な存在となり、「家族の一員」として注目され始めたころに設立された貴会は、社会が求める家庭動物の適正飼養の要点を飼育者に普及する活動を開始しました。また、そのような普及活動の指導者を育成すべく、「愛玩動物飼養管理士」の養成を行うとともに、近年は集合住宅においても安心して動物の飼育ができる体制作りにも尽力されています。

貴会の活動は、家庭動物の適正飼養に関する普及啓発活動のさきがけとなり、動物の健康の維持・向上に貢献する立場にある我々獣医師をはじめ、動物福祉・愛護に係る幅広い職種の方々からも高く評価されてきたところ です。

また貴会は、阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめ、多くの緊急災害時の被災動物救護活動において、多大な貢献をされました。私共獣医師も、被災地での動物救護活動において貴会をはじめとした動物愛護団体の支援を心強く感じつつ苦難を乗り越えて参りました。

さらに、マイクロチップの普及活動においては、「動物ID普及推進会議（AIPO）」の一員として貴会から力強いご協力をいただきました。

おかげをもちまして私共の活動が社会から評価され、昨年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正により、販売用の犬猫に対するマイクロチップの装着・登録の義務化に結びつきました。

今後とも、日本獣医師会は貴会といっそう連携を強め、新しい制度下におけるマイクロチップの普及、家庭動物の適正飼養等、動物の福祉・愛護に関する活動に尽力して参りますので、これまでにも増してご理解とご支援をいただきますよう、何卒よろしく願いいたします。

貴会がこの意義ある設立40周年を節目とし、引き続き全国の家庭動物飼育者から絶大なるご支持を得ながら、動物福祉・愛護に関するすばらしい活動を展開され、人と動物が共生する豊かな社会の実現にいっそう貢献しつつ、益々ご発展されることを祈念して、お祝いの言葉といたします。

事業の沿革

本協会の公益事業の考え方

本協会では、内閣府公益認定等委員会の認定を受けた公益社団法人として、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づきながら、「人と動物が共生する社会の実現」を図るための公益事業を実施しています。

具体的には、動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発活動を効果的・効率的に行うため、「国及び地方自治体の事業への協力」「動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育」「調査研究及び情報の収集、提供」「相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催」「調査研究活動への助成」「広報誌等図書印刷物の刊行」「その他、本協会の目的を達成するために必要な事業」の7つの公益事業を定款に定めて実施しています。

また、動物虐待の防止やシェルターなどによる保護

収容などの活動は非常に重要なことですが、本協会は、昭和54年の設立以来、そのような事態を少なくするための原因療法としての適正飼養の普及啓発教育に力点を置いて事業を実施してきています。

「公益法人」とは

「公益法人」とは、公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人のことです。公益法人には、志ある人の集まりである「公益社団法人」と、財産の集まりである「公益財団法人」があります。

現在、個人の価値観が多様化し、社会のニーズも多岐にわたるなかで、行政部門や民間営利部門だけでは社会のニーズを満たし、課題に対応することが難しくなっており、このような状況に対応し、多様なサービスを社会に提供できる存在として民間非営利部門の役割は重要性を増しています。

公益法人は、民間非営利部門の一翼としてさまざまな民間公益活動を担っており、社会を支える重要な役割を果たしています。

※出典：内閣府資料

定款（抜粋）

（目的）

第3条 本協会は、動物の愛護と適正な飼養及び管理について、その知識を普及するとともに、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業
 - ① 国及び地方自治体の事業への協力
 - ② 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育
 - ③ 調査研究及び情報の収集、提供
 - ④ 相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催
 - ⑤ 調査研究活動への助成
 - ⑥ 広報誌等図書印刷物の刊行
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

公益社団法人日本愛玩動物協会の事業概要

普及啓発活動を構成する各種個別事業を、事業相互の有機的連携を図りながら実施しています。

事業名称		目的及び役割	主な実施事業
1	国及び地方自治体の事業への協力	動物愛護管理行政の推進にあたっては産官学民の連携が重要であることから、国等の行政機関において人的・予算的・制度的制約から実施が困難な事業を中心に、民間ならではの視点を入れながら、普及啓発に関する国等の施策の補完を実施するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省等の関係行政機関が主催する動物愛護週間行事への協力 ○環境省等の関係行政機関が作成したパンフレットやポスター等の増刷や配布協力 ○関係地方自治体が設置する動物愛護推進協議会への参画
2	動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育	全国津々浦々において、草の根レベルでの普及啓発活動を実施できるように、その担い手を育成するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○愛玩動物飼養管理士の養成
3	調査研究及び情報の収集、提供	科学的知見を踏まえた適正な方法及び内容で各種普及啓発活動を実施できるようにするため、その科学的知見に関する基盤整備を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ○飼養管理等に関する各種調査研究の実施（自主研究及び環境省等からの調査研究の受託） ○図書館における各種文献・学術論文の収集と貸出
4	相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催	<p>相談会、展示会： 広く動物愛護及び適正な飼養管理を普及啓発するために実施するもの</p> <p>講習会、研究発表会： 管理士の知識や技能のさらなる向上を図るために実施するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ペット飼養相談会の開催 ○電話や手紙によるペット飼養に関する相談の受付 ○管理士の知識や技能の向上を図るための愛護推進活動特別講座の開催 ○人と動物の共生を考える市民公開セミナーの開催 ○各種シンポジウムの開催 ○一般公募方式によるペット写真展の開催 ○管理士による研究発表会の開催
5	調査研究活動への助成	各種普及啓発活動の実施に必要な科学的知見の整備に関する調査研究の活性化及び関連研究者の育成を図るため、大学等に対して調査研究費を助成するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○飼養管理に関する調査研究費の大学等の調査研究機関への助成
6	広報誌等図書印刷物の刊行	動物の愛護及び適正な飼養管理に関する最新の知識や情報を伝達するとともに、普及啓発活動の実施にあたっての各種課題等について平易に解説することにより、科学的知見等を踏まえた適時的確な普及啓発活動が行われやすくなるような環境条件の整備を図るもの	<ul style="list-style-type: none"> ○機関誌『愛玩動物 with PETs』の発行（隔月） ○飼養相談事例集及び飼育読本等の出版
7	その他、本協会の目的を達成するために必要な事業	幅広い情報の収集を図るための関係団体との情報交換を行うもの。また、普及啓発活動の推進にあたって必要となる環境整備を図るため、災害時における動物救護及びマイクロチップ等による所有者明示措置等の関連事業を、関係団体との連携を図りながら実施するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体等との連携事業の実施（緊急災害時における動物救護、マイクロチップ等による所有者明示措置の推進など）

適正飼養の普及啓発活動の意義

愛玩動物飼養の高まり

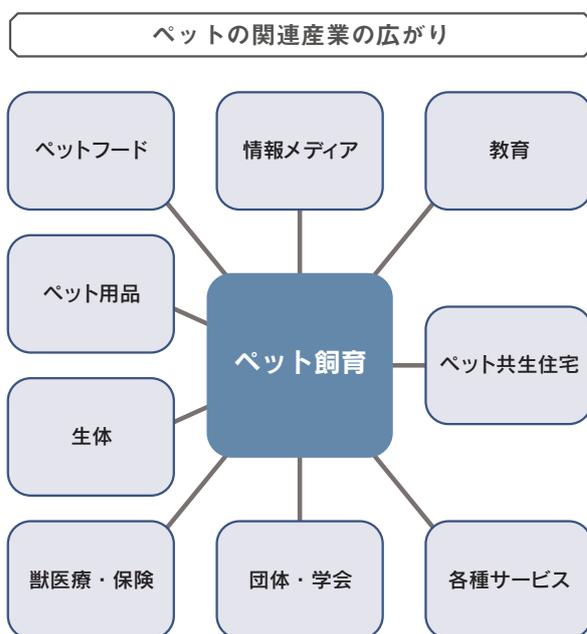
近年、都市化の進展や核家族化、さらには近年の社会の少子高齢化への流れを背景として、愛玩動物の飼養に対する志向が広がり、内閣府の世論調査によれば国民の約3分の1が愛玩動物を飼養するまでに至っています。一般社団法人ペットフード協会の調査においても、愛玩動物の代表的な動物である犬及び猫は、令和元年10月時点において計約2千万頭が飼養されていると報告されています。このような飼養数の実態などを踏まえて、生体、ペットフード、ペットホテルなどといった愛玩動物関連産業も広範にわたるものになり、その市場規模も1兆5千億円を超える規模に拡大してきています。

また、「愛玩動物の飼養」と一口にいても、その態様は、以前とは著しく異なってきています。いわゆる番犬やネズミ捕りなどを意識した飼養は現在では皆無に近く、精神的な伴侶としての役割を求めることが主たる役割になっているのです。飼い主の生活における愛玩動物の重要性は非常に高く、心の癒やしを与えてくれる存在として、まさに「家族の一員」のような

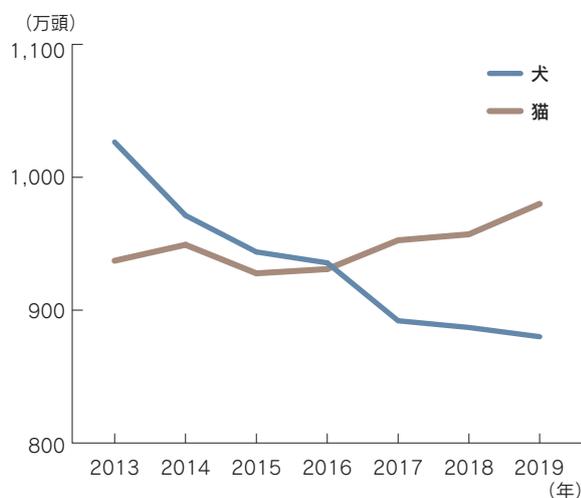
地位を占めるようになってきたといえます。

愛玩動物に関する各種問題の発生

しかし、その一方で、「愛玩動物を盲目的に可愛がるのが動物愛護である」といった間違った理解の

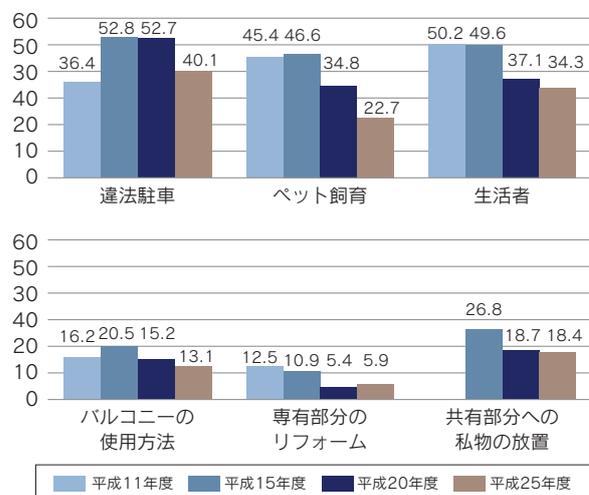


犬・猫の飼育頭数の推移



※出典：内閣府の世論調査

ペットに関する苦情



※出典：マンション総合調査（国土交通省住宅局）の「居住者間のマナーをめぐるトラブルの具体内容」

流布、飼い主の不適正な飼養管理及び飼養管理に関する知識の不足により、愛玩動物を巡る各種のトラブルが咬傷事件や近隣の迷惑問題として顕在化し、深刻な社会問題となっている地域も見受けられます。

また、一部においては、社会の風紀や公序良俗を損ないかねない動物虐待事件も発生しています。このような動物虐待事件は、人の殺傷事件に発展する予兆的な行動としても認識されており、「動物の愛護及び管理に関する法律」の制定及び改正においては、犯罪のない平和な社会をつくるための情操教育の推進施策の一環としての愛玩動物の重要性も指摘・意図されているところです。

生命尊重等の情操の涵養に 貢献する動物愛護管理施策

この「動物の愛護及び管理に関する法律」においては、人と動物の共生する社会の実現を図るために、「動物を愛護すること」及び「動物の被害から人を守ること」の2つの目的を定め、「国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること」及び「動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止すること」が法の目指すも

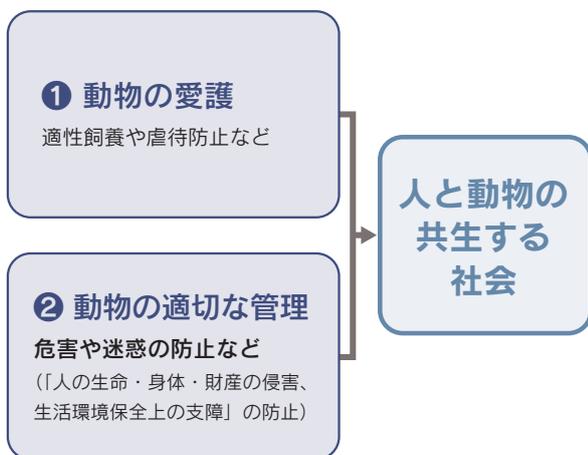
のとして規定されています。

このことから明らかなように、生命尊重や友愛などの情操面の豊かさを社会全体において確保していくためには、人と愛玩動物とのより良い関係づくりを進めること、すなわち愛玩動物の愛護に関する人々の意識を高めるとともに、その飼養管理をより適正なものとする必要があります。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難であると考えられます。

本協会における普及啓発活動の 実施の背景及び目的の概要

本協会は、このような状況を踏まえて、国民の心身の健全な発達の寄与及び豊かな人間性の涵養によって友愛の精神にあふれた平和な社会の構築に資するために、人間生活と密接な関係を有する存在になってきた愛玩動物を対象として、動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識などの普及啓発活動に関する各種事業を、多岐に渡って有機的な連携を図りながら総合的に実施しようとするものです。

「動物の愛護及び管理に関する法律」の目的



※「動物の愛護」とは、動物を人間と同一視するものではない。また、畜産動物などとしての利用を否定するものでもない。「人類愛・情操の涵養」を目指しているものである。

本協会の社会活動における概要

公益社団法人日本愛玩動物協会	
設立年月日	1979（昭和54）年5月21日
目的	「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、この法律の普及啓発と動物の適正飼養及び管理に関する知識の普及を通して、社会に貢献すること
活動対象	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に定義されている「家庭等で飼養及び保管されている動物で、哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物」
活動範囲	全国各地で動物の適正な飼養及び管理についての普及啓発活動を行う
会員種別	正会員（個人、団体）、一般会員（個人、学生、団体）などがあり、正会員は総会に出席して協会の運営維持にあたる

本協会が実施する 普及啓発活動の重要性

なお、かかる普及啓発活動については、「動物の愛護及び管理に関する法律」においても動物の愛護及び管理に関する重要な施策の一つとして規定されていま

す。また、当該法律に基づいて環境大臣が策定した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年）」においても、普及啓発活動のよりいっそうの推進の必要性に加えて、特に民間団体などによる実施の重要性が指摘されています。

動物愛護管理基本指針（抜粋）

平成18年10月公付・令和2年4月一部改正

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではない。また、国民の動物に対する考え方が多様であることを前提に、社会規範としての動物の愛護及び管理に関する考え方や動物の取扱いに関する行為規範について、その整理と相互理解の醸成に向けた取組の必要性が指摘されている。こうした現状を踏まえつつ、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。

また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、動物愛護推進員、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会を捉えて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

適正飼養の普及のための活動

適正飼養教育

中核的な事業としての「愛玩動物飼養管理士」の養成

本協会の教育事業は、「愛玩動物飼養管理士」による指導者などの養成と教育を中核的な事業として位置づけて体系的に実施しています。

普及啓発活動は、映像や印刷物などの媒体によっても実施できます。しかし、これらの媒体に頼るだけの普及啓発活動には自ずと限界があり、多くの人に興味と関心をもってもらいながら普及啓発活動をきめ細やかに行うにあたっては、適切な知識などを有する人を担い手として確保して実施することが重要かつ効果的です。

当該事業は、このような観点から、全国津々浦々において、地域に密着した草の根レベルでの普及啓発活動を実施できるように、その担い手を「愛玩動物飼養

愛玩動物飼養管理士とは

「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、愛玩動物（ペット）の愛護及び適正飼養管理の普及啓発活動などを行うために必要な知識・技能を、本協会の通信教育によって体系的に修め、所定の試験に合格し、協会より認定登録された者。

■1981（昭和56）年に総理府の指導助言のもとに始まった認定制度

■公益社団法人日本愛玩動物協会が認定する民間資格
※2020（令和2）年3月31日現在、各級累計約19万人

管理士」として育成し、普及啓発に関するボランティア活動を、各自の居住地を拠点として実施していくように指導・要請しています。

この普及啓発活動を行う者については、一定水準以



子ども向け「どうぶつあいご教室」の様子

愛玩動物飼養管理士スクーリング風景



上の知識や能力を有している必要があります。このため、本協会では、独自に作成した学習教本をもとに、スクーリングの実施及び課題報告問題による自主学習を指導するとともに、知識などの習得状況をチェックするために最終考査試験に合格した者を「愛玩動物飼養管理士」として認定する仕組みを設けています。

また、内容の専門性の程度（分野や難易度）に応じて、この「愛玩動物飼養管理士」は、2級と1級（従前は指導級や準2級も存在）に区分しており、学習教本、スクーリング及び最終考査試験も各級で異なる内容のものとしています。

また、ペットと飼い主を取り巻く社会環境の変化に伴って、動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発の担い手に対して求められる知識の分野や難易度も自ずと変化するものです。こういった状況の変化に対して適時的確に対応できるようにするために、愛玩動物飼養管理士の知識・能力を補完・誘導するための教材や学習の仕組みの拡充を図っています。

なお、当該事業の厳格性及び公平性を確保するために、読み換え等のみなし規定は設けておらず、動物の愛護及び適正な飼養管理に関して造詣の深い獣医師や行政担当者といえども、最終考査試験に合格しない限りは「愛玩動物飼養管理士」の認定は受けられないこととしています。また、公正性を確保するために、最

愛玩動物飼養管理士の知識・能力を補完・誘導するための教材や学習の仕組み

指導者の養成を促すための初歩的な導入教育	ペットオーナー検定など
飼養にかかる諸情勢の変化に対応した発展的教育	生涯学習セミナー、飼養にかかる住環境の適正化教育としてのペット共生住宅管理士検定、動物取扱責任者等のペット産業従事者のスキルアップ教育など
実践的手法に関する教育	愛犬飼育スペシャリスト教育、ペット飼養相談の実例集など

終考査試験及び合否判定については外部の有識者等を主な構成員とする認定委員会を設けて実施しています。

当該養成事業は、昭和56年より開始しているものですが、令和元年度までの実績としては、2級の愛玩動物飼養管理士が累計で146,601人、1級の愛玩動物飼養管理士が累計で31,885人を輩出しており、これらの「愛玩動物飼養管理士」の多くは、各地域における相談会の開催、関係行政機関への協力、図書刊行物の頒布などの活動をボランティアとして実施しています。

環境教育等推進法 人材認定等事業

本協会が実施している「愛玩動物飼養管理士養成・認定事業」が、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等推進法）第11条第4項の規定に基づく「人材認定等事業」に、2019（令和元）年10月に登録されました。

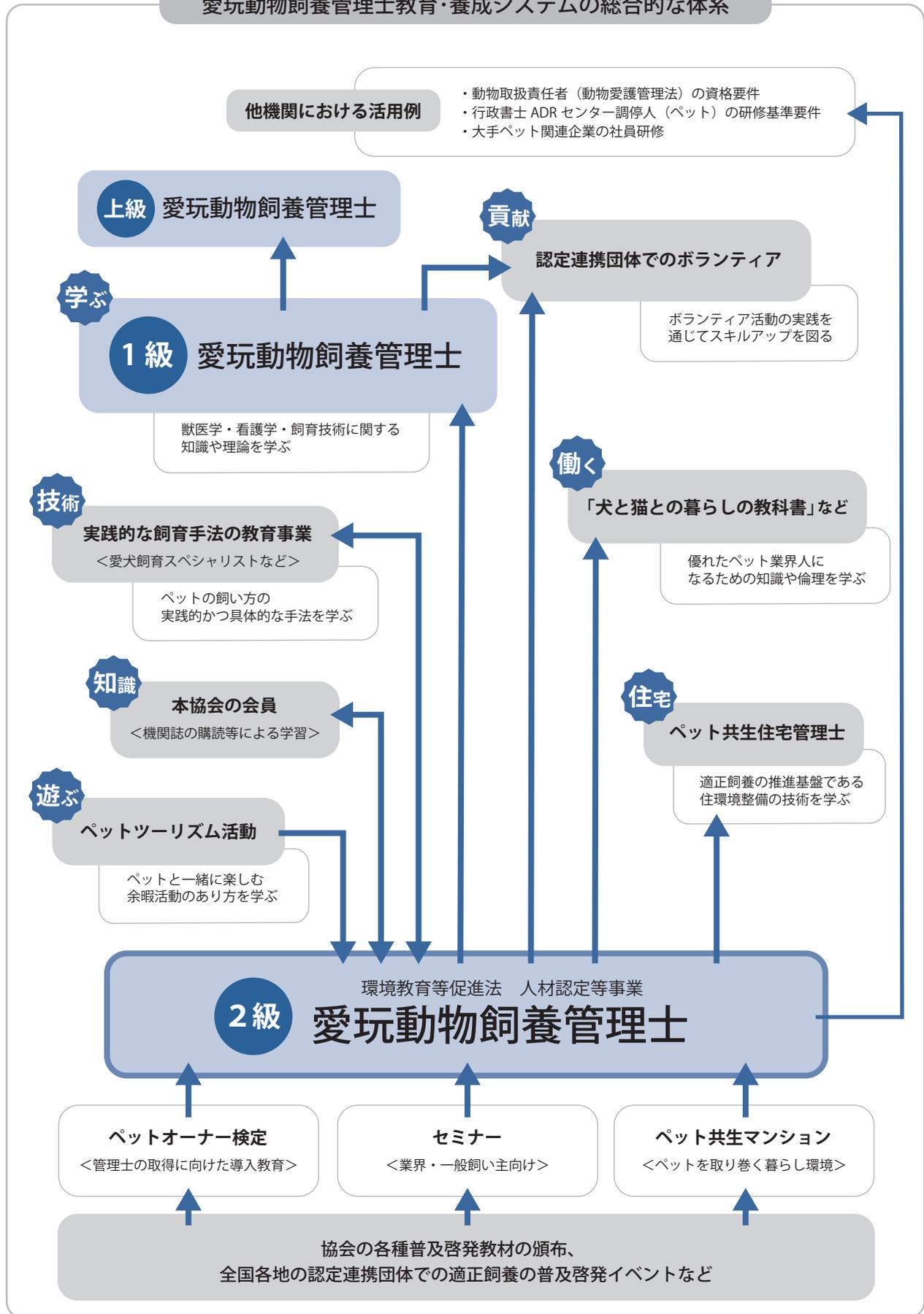
人材認定等事業とは

民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業のことです。審査を経て、登録基準に適合しているもののみ、国が登録します。



人材認定等事業の登録証

愛玩動物飼養管理士教育・養成システムの総合的な体系



愛玩動物飼養管理士

ペットのスペシャリストとして必要な知識・技能を体系的に学べる資格

愛玩動物飼養管理士は、ペット（愛玩動物）の習性や正しい飼い方、動物関係法令（動物愛護管理法、ペットフード安全法など）、動物愛護の精神などを、多くの人に広めるペットのスペシャリストです。

また、愛玩動物飼養管理士は、動物愛護管理法に規

定されている「動物取扱責任者」の選任要件のうち、「動物関連の資格」のひとつとして、多くの自治体から認められています。ペットショップなどの動物取扱業者には、1名以上の動物取扱責任者を置くことが義務づけられています。

多くの動物専門学校や企業が受講

愛玩動物飼養管理士は、ペット業界で働くうえで必要な資格として、動物専門学校やペット関連企業から幅広く認知されており、全国の動物関係の大手専門学校のほとんどが、資格取得を学生の勉強に利用しています。

有資格者は各級累計 約19万人

愛玩動物飼養管理士は、40年の実績をもつ認定資格です。全国で累計約19万人（2級－約14万7千人、1級－約3万2千人、準2級－約8千人）の方が資格を取得しています。

愛玩動物飼養管理士の活躍の場

ペットオーナーのニーズの多様化とともに、愛玩動物飼養管理士の活躍の場は幅広いフィールドに広がっています。

- **ペット業界**

ペットショップ・動物病院など

- **観光産業（ペットツーリズム）**

ペット同伴宿泊施設・娯楽施設・交通機関など

- **ペット保険**

- **介護・福祉分野**

動物介在活動や動物介在療法など

- **建設業界**

ペット共生住宅の建設・管理など

- **小売り店**

ホームセンターやドラッグストアでのペットグッズの販売など



愛玩動物飼養管理士 教本

ペットのスペシャリスト

- 有資格者は各級累計で約19万人（2020〔令和2〕年3月）
- 毎年約1万人が受講
- ペット関連資格で国内最大規模
- スクーリング・認定試験会場は全国主要都市で実施
- 2020（令和2）年度教本において、内容の改訂を実施
- イラストや図表を増やして、よりわかりやすく解説

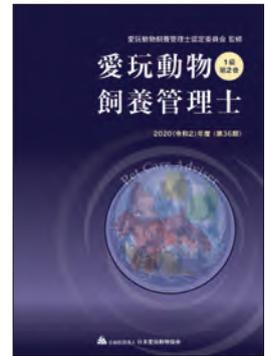


2級教本
A4版 フルカラー 2級1巻・2巻
非売品（愛玩動物飼養管理士の受講受験者への限定配布）



2級教本

1級教本



1級教本
A4版 2色刷り 1級1巻・2巻
非売品（愛玩動物飼養管理士の受講受験者への限定配布）

CONTENTS（2級）

第I編 愛玩動物飼養管理士

- 第1章 公益社団法人日本愛玩動物協会の目的・事業
- 第2章 愛玩動物飼養管理士
- 第3章 ボランティア活動の捉え方

第II編 人と動物の関係学 I

- 第1章 人と動物のかかわり
- 第2章 動物観・ペットとのかかわりの歴史
- 第3章 多様な動物愛護思想とその歴史1（近代的動物愛護運動の始まり）
- 第4章 多様な動物愛護思想とその歴史2（日本における動物愛護運動の起こり）
- 第5章 多様な動物愛護思想とその歴史3（現代の動物愛護運動とその思想）
- 第6章 利用目的により異なる動物福祉の考え方
- 第7章 動物とのふれあいとその効用
- 第8章 動物愛護の今後の展望

第III編 動物関係法令 I

- 第1章 動物と法律
- 第2章 動物の愛護及び管理に関する法律 I
- 第3章 飼育動物と関係法令 I
- 第4章 野生動物と関係法令 I

第IV編 ペット業界の現状と広がり

- 第1章 ペット業界の歴史
- 第2章 ペット業界の現状とこれからの課題

第V編 動物の体の仕組みと働き

- 第1章 体の基本の仕組み
- 第2章 栄養を取り入れる
- 第3章 酸素を取り入れる
- 第4章 老廃物の排出、異物の撃退と解毒
- 第5章 情報を取り入れる

- 第6章 体内の情報伝達
- 第7章 子どもを産み育てる

第VI編 動物の飼養管理（総論）

- 第1章 動物の飼養管理
- 第2章 動物取扱業
- 第3章 動物の繁殖

第VII編 動物の飼養管理（各論）

- 第1章 犬の飼養管理
- 第2章 猫の飼養管理
- 第3章 その他の哺乳類の飼養管理
- 第4章 鳥類の飼養管理
- 第5章 爬虫類の飼養管理
- 第6章 動物の栄養と食事
- 第7章 高齢動物の取り扱い
- 第8章 動物の保定法

第VIII編 動物のしつけ

- 第1章 学習理論
- 第2章 犬と猫の社会化
- 第3章 犬のしつけの基本
- 第4章 室内飼育猫のしつけの基本

CONTENTS（1級）

第I編 人と動物の関係学 II

- 第1章 動物とのふれあい・教育活動
- 第2章 マナーと教育
- 第3章 ペットの飼養を支える適正な環境づくり
- 第4章 ペットのトラブルと訴訟
- 第5章 地域猫
- 第6章 ペットの終末期医療と看取り
- 第7章 ペットロス
- 第8章 災害時対策

第II編 動物関係法令 II

- 第1章 はじめに
- 第2章 動物の愛護及び管理に関する法律 II
- 第3章 飼育動物と関係法令 II
- 第4章 野生動物と関係法令 II

第III編 動物の行動と社会

- 第1章 行動とは何か、社会とは何か
- 第2章 犬と猫の行動と社会
- 第3章 問題行動とその予防と対処

第IV編 犬と猫の栄養学

- 第1章 栄養素とその機能
- 第2章 犬と猫が必要とするエネルギーと栄養素
- 第3章 ライフステージと栄養
- 第4章 犬と猫のペットフードの進展

第V編 動物の遺伝と繁殖生理

- 第1章 動物の遺伝
- 第2章 動物の繁殖生理

第VI編 動物の疾病とその予防

- 第1章 動物の疾病とその予防（総論）
- 第2章 犬の疾病とその予防
- 第3章 猫の疾病とその予防
- 第4章 その他哺乳類の疾病とその予防
- 第5章 鳥類の疾病とその予防
- 第6章 爬虫類の疾病とその予防

第VII編 動物の飼養管理と公衆衛生

- 第1章 人と動物の共生に必要な公衆衛生の問題
- 第2章 人と動物の共通感染症とその対策
- 第3章 動物愛護行政と地域活動

第VIII編 自然と人間

- 第1章 自然環境と世界の動き
- 第2章 自然環境と人間のかかわり

愛玩動物飼養管理士の養成を補完する各種教育

適正飼養の普及啓発を網羅的かつ体系的に行うために、本協会では、愛玩動物飼養管理士の養成事業を中核としつつ、それを補完するための各種の教育事業を

実施しています。

主な内容としては、ペットの正しい知識を手軽に学べる「ペットオーナー検定」、人とペットが安心して暮らせる住環境を推進する「ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト」、各種書籍やパンフレットの発行などがあります。

ペットオーナー検定

ペットオーナー検定は、申し込みから受験まで、すべてオンラインで行える検定試験です。検定試験に合格すると、「ペットフレンドリーオーナー」として、合格認定証を交付します。

ペットオーナー検定 公式テキスト

初心者向け

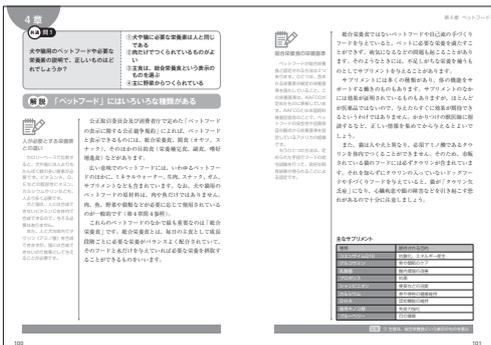
- 1ページに「例題」「解説」などをまとめて解説
- 1ページあたり1～2分で読めるので、忙しい方も読みやすい
- A5 サイズなので、持ち運びに便利
- 愛玩動物飼養管理士のサブテキストとしても利用可

CONTENTS

- 第1章 動物の体のしくみ
- 第2章 犬や猫の飼い方
- 第3章 犬や猫のしつけ方
- 第4章 ペットフード
- 第5章 病気・ケガや問題行動
- 第6章 ペットの法律やトラブル
- 第7章 犬や猫を飼うときの心構え
- 第8章 人と動物のかかわり



A5版 2色刷り 204ページ
販売価格：3,000円＋税



ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト

本協会では、人とペットが安心して暮らしていける住環境を整えていくために、2018年度より「ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト」を実施しています。

本プロジェクトは、ペット共生住宅の普及啓発と、ペット共生住宅に関する正しい知識をもつ人材の育成を2本柱としています。

①ペット共生住宅の普及啓発

ペット共生マンションの設備や構造、入居のルール

づくり、飼育マナーのあり方などを普及啓発するために、『ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン』と『飼い主のマナーハンドブック』を2018年に発行しました。

また、これらの知識を学び、ペット共生住宅の実現に向けて行動していただける組織に対して、「ペットフレンドリーホーム宣言」を呼びかけています。

ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン

ペット共生住宅

- ペット共生マンションの設計および管理運営の指針について解説
- ペット共生住宅の第一人者である建築家の廣瀬慶二氏、前田敦氏、清水満氏が監修
- 公益社団法人日本獣医師会 監修
- ペット同伴宿泊ホテルの設計や、ドッグランの設計などについての運営指針も補録

B5版 フルカラー 336ページ
販売価格：2,800円＋税



これだけは知っておきたい飼い主のマナーハンドブック

初心者向け

- アパート・マンションを事例として、飼い主のマナーについて記載
- 戸建住宅や、ペットとの旅行のときにも対応可
- 犬や猫など、ペットの種類ごとに解説
- ペットの安全を守るために知っておきたい備えについても解説
- ペット共生マンションでの住民向けの啓発ツールとしても活用できる

A5版 フルカラー 36ページ
販売価格：700円＋税



②ペット共生住宅に関する正しい知識をもつ 人材の育成

ペット共生住宅などがより良いものとなって社会に浸透・定着していくためには、建物の設備・構造の適正化や飼い主の意識改革が図られることはもちろんですが、ペットに関わるさまざまな分野において、ペット共生住宅を支える人材の育成が必要です。また、ペット共生住宅などの量的・質的水準の底上げを図るためには、ペットの生理生態・習性のみならず、ペット

関連法令や人と動物の関係学についても十分に学習した人材が求められています。

こういったことを受け、「ペット共生住宅管理士」検定が2019年に誕生しました。

「ペット共生住宅管理士」は、2級愛玩動物飼養管理士の有資格者のみが受講でき、『ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン』及び『飼い主のマナーハンドブック』のほかに、『ペット共生住宅管理士—理論と実践—』の3冊を教材として使用しています。

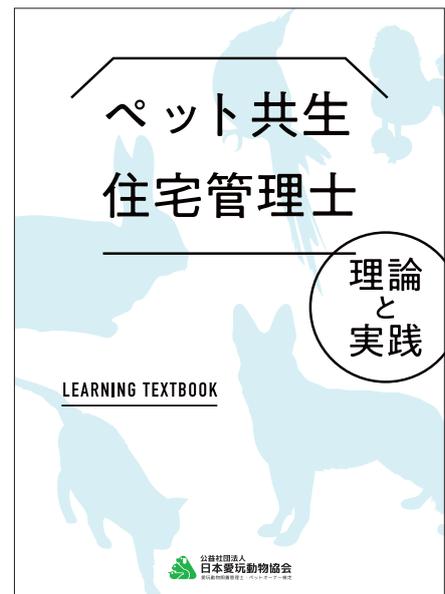
ペット共生住宅管理士—理論と実践—

ペット共生住宅

- 「ペット共生住宅管理士」公式テキスト
- ペット共生住宅づくりのノウハウを解説

CONTENTS

- I. ペット共生住宅管理士とは
 - 01 ペット共生住宅管理士
 - 02 ペット共生住宅
(ペットフレンドリーホーム)とは
- II. ペット共生住宅づくりの
ノウハウ
 - 01 考え方の基本的なスタンス
 - 02 管理運営のポイント①衛生管理
 - 03 管理運営のポイント②
リスクアセスメント
 - 04 管理運営のポイント③
ペットのトラブル事例
 - 05 管理運営のポイント④
ペットクラブ
 - 06 管理運営のポイント⑤
動物の適正飼養の普及啓発
- III. ペット業界の現状と広がり
 - 01 ペット業界の現状とこれからの課題
 - 02 ペット業界の分野別動向



B5版 モノクロ 104ページ
販売価格：2,000円＋税

各種書籍の発行

適正飼養の普及啓発を推進するため、さまざまな書籍やパンフレットを発行しています。

犬と猫との暮らしの教科書

プロ向け

飼い主向け

- ペットの飼養管理のノウハウを体系的に図解
- ペットの受け入れから獣医療、ケア、食事、介護や看取りまで、犬や猫に関するさまざまな内容を網羅
- ペット業界に従事されている方はもちろん、これからペット業界への就職を検討している方にもおすすめ



B5版 フルカラー 336 ページ
販売価格：2,800 円＋税

CONTENTS

第1章 受け入れ

- ① ペットの選択と入手
- ② 品種

第2章 獣医療・保険

- ① 動物病院
- ② 健康管理
- ③ ペット保険

第3章 しつけ・ケア

- ① しつけ
- ② ボディケア
- ③ 美容・癒やし

第4章 食事

- ① 犬・猫の栄養
- ② 手作り食

第5章 住まい

- ① ペット共生住宅とは
- ② ペット共生住宅の設備と構造
- ③ ペット共生マンションでの暮らし方
- ④ ペット用の環境づくり

第6章 遊び・コミュニケーション

- ① コミュニケーション
- ② ドッグラン

- ③ 旅行などのお出かけ
- ④ 写真撮影
- ⑤ ペットイベント
- ⑥ 遊び方・玩具

第7章 リスク対策

- ① 個体識別
- ② 事故対策
- ③ 災害対策
- ④ ペットの後見（信託・里親）制度
- ⑤ 法律知識
- ⑥ 動物愛護管理法
- ⑦ ペットトラブル

第8章 介護と看取り

- ① ペットの老化
- ② 高齢ペットの病気と介護
- ③ ペットの葬儀

第9章 ペット業界

- ① ペット業界の業種
- ② ペット関連の職種・職業



適正飼養パンフレット

初心者向け

ボランティア向け

- 人と動物の防災についてまとめた3冊
- 豊富なイラストでわかりやすい
- ホームページから無料でダウンロード可能

CONTENTS

初心者向け

人と動物の防災を考えよう

人と動物が安全に避難するために、どんな準備をすればいいのか？普段から気をつけたい防災のポイント12項目をまとめた、防災入門編リーフレットです。

A4版 フルカラー 4ページ

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. ひとの防災を考える | 8. 助けあえる仲間を作る |
| 2. 我が家の問題点を考える | 9. 避難訓練をする |
| 3. 問題点の対策を考える | 10. 個体識別をしておく |
| 4. 備蓄品を用意する | 11. 災害がおこったら |
| 5. 健康管理をする | 12. 避難所での注意点 |
| 6. 居場所の点検をする | 防災チェックシート |
| 7. 普段からマナーを守る | |

初心者向け

いざというときのために ペットと被災したら

災害が発生したときのペットとの避難方法や、避難所や仮設住宅での過ごし方をまとめた、ペットの飼い主向けのパンフレット。

A5版 フルカラー 8ページ

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 同行避難とは | 8. 鳴き声の問題 |
| 2. 避難の準備をする | 9. ペットのストレス対策 |
| 3. ペットと避難する | 10. ペットの健康相談や一時預かり |
| 4. 避難所に到着したら | 11. 迷子ペットの捜索 |
| 5. 避難所などへのペットの同行 | 12. 支援物資 |
| 6. 感染症対策 | 13. 仮設住宅で |
| 7. 咬傷事故を防ぐ | うちのコ手帳 |

ボランティア向け

被災ペットの救護活動ガイドライン

—ボランティア活動をされる皆さまへ—

支援物資の送り方や、ボランティア活動の心構えなど、被災ペットやその飼い主への救護活動や支援活動をするときの注意点をまとめた、ボランティア向けのパンフレット。

A5版 フルカラー 8ページ

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1. 物資や寄付金の送り方 | ・シェルター |
| 2. 迷子ペットの保護収容 | ・新しい飼い主になる |
| 3. ボランティア活動の心構え | ・インターネットを使用した |
| 4. ボランティア活動の種類 | 迷子探し |
| ・避難所などの巡回 | 迷子ペットの保護カード |



ボランティア活動と活動支援

愛玩動物飼養管理士の社会貢献活動

愛玩動物飼養管理士の資格の活用方法は、人によってさまざまです。ペット関連の仕事に活かしている人も多く、個々に専門分野での研鑽^{けんさん}を積んでいます。社会貢献活動としては、「動物愛護推進員」として活動する愛玩動物飼養管理士も増えています。東日本大震災では、「全国緊急災害時動物救援本部」（その後「一般財団法人ペット災害対策推進協会」に改名。2019年解散）のボランティアのほか、シェルター運営、仮設住宅の動物のケアなどで活動する姿もみられました。

また、地域の動物愛護管理センターでボランティアを行う方もいますが、愛玩動物飼養管理士の役割を活かす場は、自分が住んでいる地域や日常生活のなかにも存在しています。自治会やマンション組合、PTAなどの活動を通して、また、周囲の知人に対して、飼養相談を受けたり、飼育マナーや適正飼養、災害時の備えなどを伝えるのも、愛玩動物飼養管理士が個人でできる社会貢献活動です。

全国各地における愛玩動物飼養管理士の活動拠点が、「〇〇県愛玩動物協会」という名称の認定連携団体です。2019年4月現在、全国に34の認定連携団体があり、都道府県、政令指定都市や中核都市と協力しながら、地域に密着したさまざまな普及啓発活動を行っています。

この認定連携団体のはじまりは、愛玩動物飼養管理士のなかから自発的に生まれた「愛玩動物飼養管理士会」でした。愛玩動物飼養管理士の資格が一般の人々にも広がったころ、地域で社会的な活動をしたいと愛玩動物飼養管理士が始めたサークル活動が、現在の認定連携団体につながっています。最初のうちは「管理士」という存在もまだよく知られておらず、苦勞も多かったといいますが、時代の変化などに応じて、管理士会から支部、支所といった変遷も遂げました。この認定連携団体の活動を通して経験を積むことにより、社会貢献活動の経験がなくても、実践的なスキル

アップを図ることができる機会が確保されています。

国及び地方自治体の事業への協力

動物愛護管理行政の推進にあたっては、産官学民の連携が重要です。また、普及啓発活動は膨大な業務量を伴う多岐にわたる事業であることから、国等の行政機関だけでは対応が困難であり、動物愛護団体や獣医師会等の民間団体の協力が必要とされています。

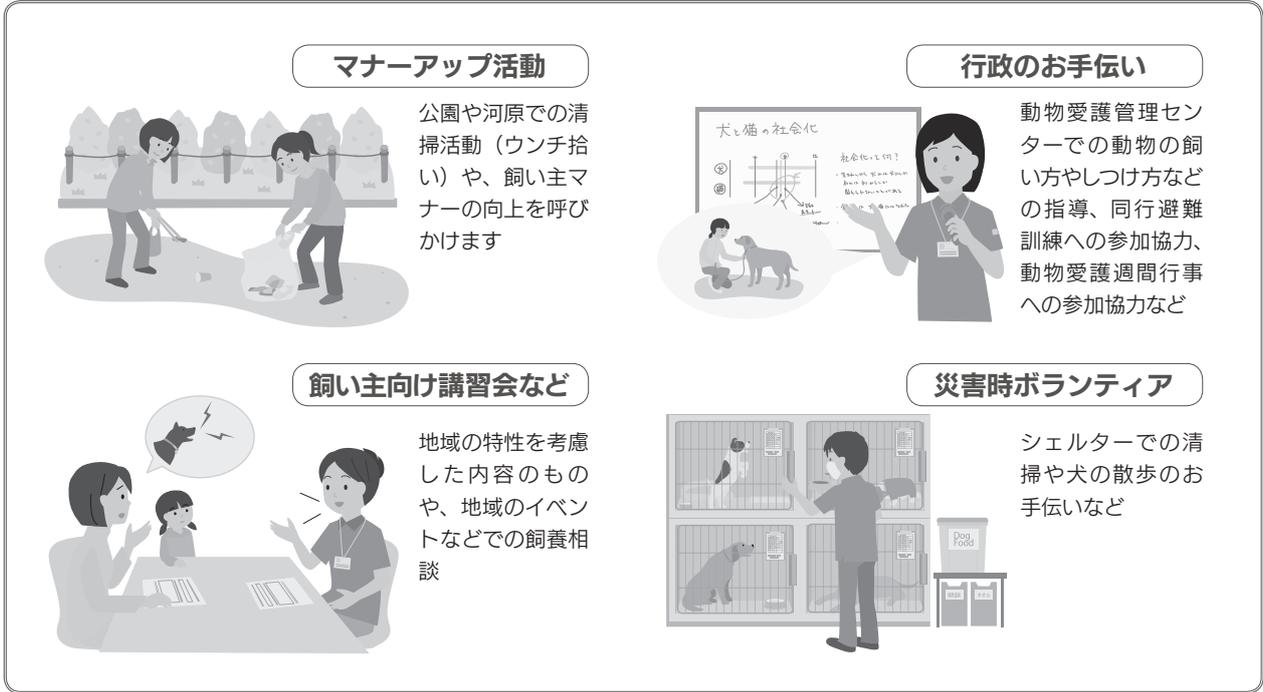
このような状況を踏まえて、本協会においては、国等の行政機関において人的・予算的・制度的な制約から実施が困難であると考えられる事業を中心に、普及啓発に関する国等の施策を補完する事業としての普及啓発活動を、民間ならではの視点を加味しながら実施しています。

具体的には、「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき、環境省等の関係行政機関が主催するシンポジウムやイベント等の動物愛護週間行事へのボランティア協力、環境省等の関係行政機関が作成したパンフレットやポスター等の本協会認定連携団体や愛玩動物飼養管理士養成制度採用校等への郵送、関係地方自治体が設置している動物愛護管理センターや保健所等が行う適正飼養相談会等の普及啓発事業へのボランティア協力、教材等の印刷物や物資の提供、関係地方自治体が「動物の愛護及び管理に関する法律」の規定に基づき設置する動物愛護推進協議会へのボランティア委員としての参画及び動物愛護推進協議会業務の補助等です。

調査研究・調査研究助成

人が愛玩動物に対して抱く意識及び感情は千差万別であり、その愛護や飼養管理の仕方も多種多様です。しかし、愛玩動物の生理生態に応じた適正な飼養管理方法は、人々に共通して理解・利用される科学的かつ客観的なものでなければなりません。しかし、古くから多くの人が愛玩動物を飼養管理してきたにもかかわらず、その方法や根拠等については、関係する学会が

図6 主な社会貢献活動



多岐にわたることや、応用科学の一分野としての学会での位置づけが明確になっていないことなどがあいまって調査研究が進んでおらず、科学的知見に基づいて客観的に整理されていない部分があります。

多くの人々の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができるようにするためには、科学的な知見等に基づいた普及啓発活動の展開が重要です。このような状況を踏まえて、当該事業は、科学的知見を踏まえた適正な方法及び内容によって各種普及啓発活動を実施できるようにするため、その科学的知見に関する基盤整備を図るものです。

具体的には、愛玩動物の飼養管理等に関する各種調査研究を、本協会が課題等を設定して行う自主研究及び環境省等の関係行政機関からの調査研究の受託により行っています。また、本協会に整備している図書室において、愛玩動物の愛護及び適正な飼養管理に関する各種文献及び学術論文の収集をするとともに、これらについての一般閲覧、貸し出し及びコピーサービス等を愛玩動物飼養管理士及び一般利用者等の求めに応じて行っています。

また、愛玩動物の愛護及び適正な飼養管理に関する科学的知見の整備に関する調査研究を活性化すると

もに、関連研究者の育成を図るため、大学等の調査研究機関に対して調査研究費を助成しています。対象となる調査研究は、科学研究費等の公的な助成になじみにくい内容の調査研究に限定することにより、他の調査研究助成との役割分担を図っています。



IAHAIO大会（人と動物との関係に関する国際会議）での発表風景



「犬と猫の暮らし向き調査」アンケート見本（左から犬、猫）

本協会が助成した研究テーマ一覧

- 「バーニーズマウンテンドッグの健康と福祉を目指す疾病アンケート調査」
- 「感染症予防の観点からの愛玩鳥の適正飼養に関する調査」
- 「日本における犬用非加熱フード（ローフード）からのサルモネラ属菌検出状況調査」
- 「ペット飼育放棄要因の抽出と終生飼養サポートの検討－動物愛護団体における調査から－」
- 「伝統行事にみる犬との共生のための感性－熊本山鹿市の2つの祭りから－」
- 「学生相談におけるイヌとヒトの唾液中オキシトシン濃度および行動解析を用いた『動物ふれあい活動』の効果評価の試み」
- 「近代イギリスにおけるダーウィン進化論と動物観－犬の痛覚、感情、良心の歴史的再考」
- 「松森胤保の著作にみる動物観に関する研究－動物の飼育愛玩に関する記録から－」
- 「概日リズム（体内時計）に基づくイヌの最適な食事時間および食事回数の検討」
- 「『家庭動物法の基礎理論』の研究－最新の欧米理論調査と日本法への応用可能性の探究」
- 「家庭動物と獣医学の関係史－20世紀ドイツの例を通して－」
- 「犬の分離不安症発症に対するセロトニン関連遺伝子の多型の影響」
- 「高等学校における譲渡犬の教材化」
- 「自治体における動物愛護管理行政の現状と課題に関する全国調査」
- 「猫伝染性腹膜炎の予防・治療法開発に重要なツールとなるネコ骨髄細胞由来マクロファージ作製法の確立」
- 「室内飼育・犬猫の音環境に関するQOL改善に向けた建築技術とシステムに関する研究」
- 「人獣由来Helicobacter cinaediの分子疫学解析と臨床への応用」
- 「都市部における飼い猫および野良猫の行動モニタリング調査」
- 「ペットショップの子イヌにおけるクリプトスポジウム感染の実態調査」
- 「自治体シェルターにおける動物群動態および疾患状況に関する疫学的研究」
- 「中国古代のイヌの品種改良」
- 「日・中・韓における動物観の比較研究」
- 「イヌの避妊手術が骨密度および副腎機能に及ぼす影響とその対策」
- 「学童および生徒における家庭動物飼養に対する意識調査－特に年齢に伴う意識の変化について－」
- 「飼い主がしつけ教室で学ぶこと－犬の行動原理の理解テストを通じて－」
- 「早期離乳ストレスによる動物の異常行動のプロラクチンによる予防および矯正効果の検討－伴侶動物の問題行動の予防と治療への応用を目的として－」
- 「家庭動物における認知症に係わる記憶機能の基盤となる脳領域の回路解析」
- 「犬の人に対する攻撃行動をいかにマネジメントしていくか～日本人、英国人飼い主の考え方の比較調査～」
- 「北海道における鳥獣店の歴史－聞き書きを介した若干の考察－」
- 「家庭動物を対象としたマルチローカスSTR解析による身元証明（個体識別）技術に関する研究」
- 「適正飼育された犬がもたらす子どもたちへの効果に関する研究」
- 「法教育および環境教育との接合を意識した動物愛護教育の方法と教材の開発」

セミナー・イベント

愛玩動物が人と一緒に生活する社会的存在として人々に快く受け入れられるようにするためには、愛玩動物の生理生態に基づいた飼養管理に関する普及啓発を図るとともに、その一方では、社会との関わりについても十分に考慮したうえで他人に迷惑や危害を与えない飼養管理に関する普及啓発を図る必要があります。

しかし、愛玩動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識の普及は決して十分な状況ではなく、一部においては、単に愛玩動物をかわいがることを動物愛護と思いきこんでいたり、愛玩動物の生理生態に反するような飼養管理をしていたり、他人の迷惑を顧みずに愛玩動物の飼養管理をするなどの不適切な飼養管理方法も少なからず見受けられるところです。

このような状況を踏まえて、適正な動物愛護及び飼養管理に関する知識等の普及啓発を図るとともに、普及啓発活動の担い手となる愛玩動物飼養管理士の知識及び技能のさらなる向上を図ることも含めて、相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会を、関係地方自治体・本協会が認定した連携団体・その他の動物愛護団体等との連携や協力依頼をしながら本協会の本部及び認定連携団体が中心となって開催しています。

具体的には、相談会や講習会については本協会及び認定連携団体におけるペット飼養相談会の開催及び電話・手紙によるペット飼養に関する相談の受付、講演会については感染症対策、ペットとのふれあい活動、ペット共生マンション等での暮らし方、ペットツーリズム及びペットロス等の時宜を得た課題をテーマとした人と動物の共生を考える市民公開セミナーの開催や各種シンポジウムの開催、大学等における講義の実施、展示会については一般公募方式によるペット写真展の開催を実施しています。

〈人と動物の共生を考える公開セミナー〉

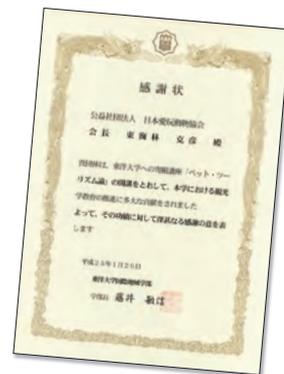
西暦	和暦	テーマ
1998	平成10年度	よくわかる回虫博士の“ペットと感染症”
1999	平成11年度	集合住宅での動物飼育問題
2000	平成12年度	ここが違う！新・動物愛護法～21世紀の新しい飼い主像～
2001	平成13年度	高齢動物のヘルスマネージメント
2002	平成14年度	こうすれば安心～人とペットの共通感染症～
2003	平成15年度	聞いて得するペットの食餌管理と栄養
2004	平成16年度	ペットと安心して暮らすために～人と動物の共通感染症～
2005	平成17年度	ペットと安心して暮らすために～人と動物の共通感染症～
2006	平成18年度	ペットと安心して暮らすために～人と動物の共通感染症～
2007	平成19年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬のしつけ～
2008	平成20年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬のしつけ～
2009	平成21年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬のしつけ～
2010	平成22年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬と猫の食事～
2011	平成23年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬と猫の食事～
2012	平成24年度	人と動物が幸せに暮らすために～犬と猫の食事～
2013	平成25年度	動物も人も幸せになるには／犬と猫の食事／ペットを飼う前に

〈シンポジウム〉

西暦	和暦	テーマ
2013	平成25年度	ペット・ツーリズムの今後のあり方を考える
2014	平成26年度	ペットツーリズムの魅力と推進方策／理論と実践に学ぶ「子どもとペットのふれあい活動」のノウハウと課題
2015	平成27年度	ペットとのふれあい活動の推進方策を考える
2017	平成29年度	ペット共生住宅のあり方を考える
2018	平成30年度	ペット共生住宅・マンションの適正化推進方策を考える
2019	令和元年度	[エコツーリズム]と[ペットツーリズム]ニューツーリズムによる観光の展開



2020年1月に行われたシンポジウムの様子



寄付講座「ペット・ツーリズム論」への大学からの感謝状

公益社団法人日本愛玩動物協会の事業概要

①愛玩動物飼養管理士の養成	資格	愛玩動物飼養管理士	ペット（愛玩動物）の習性や正しい飼い方、動物関係法令（動物愛護管理法・ペットフード安全法など）、動物愛護の精神などを、多くの人に広めるペットのスペシャリスト（指導員）です。1級と2級の2種類があります。
	顕彰	上級愛玩動物飼養管理士	適正飼養の普及啓発のボランティア活動に対する顕彰制度です。愛玩動物（ペット）の愛護と適正飼養管理の普及啓発活動に関してよりいっそうの研鑽を図ることを推奨するとともに、その活動実績を適確に評価することを目的としたものです。
	検定（補完学習）	ペットオーナー検定	愛玩動物飼養管理士制度を補完するための学習です。子どもから大人までが、ペットの飼い方・しつけ方・法律などのペットに関する知識を幅広く学習するための検定制度です。オンラインで受けることができます。
		ペット共生住宅管理士	愛玩動物飼養管理士制度を補完するための学習です。適正飼養を推進するためには、飼い主などが知識や技術をもっているだけではなく、人とペットが快適に暮らす適正な環境の整備も必要不可欠です。ペット共生住宅管理士は、ペットの習性や正しい飼い方を理解したうえで、ペット共生住宅に関する専門的な知識を学ぶことができることを目的とした検定制度です。
		愛犬飼育スペシャリスト	愛玩動物飼養管理士制度を補完するための学習です。愛犬の飼い方に関する知識と実践的な技術として、愛犬飼育のために欠かせない食事や日常のお手入れ方法、人間社会で暮らすために必要なトレーニングやマナー、問題行動への対処法、病気や災害など非常時の対応方法などを体系的に学ぶための検定制度です。
②普及啓発教材	書籍等	機関誌『愛玩動物 with PETS』	人とペットが幸せに暮らすためのライフスタイルを提案する、本協会の機関誌です。年6回、奇数月に発行しています。毎回、特集テーマを変えて、ペットにかかわるさまざまな情報や協会からのお知らせ、認定連携団体の活動予定を掲載しています。
		犬と猫との暮らしの教科書	受け入れから獣医療、ケア、食事、介護や看取りまで、ペットとして主に飼育されている犬と猫に関わるさまざまな項目を、体系的に幅広く網羅して分かりやすく解説しています。
		飼い主のマナーハンドブック	ペット（犬、猫、小動物、小鳥）と暮らすうえで知っておきたい適正な飼養方法や技術、マナーについて、わかりやすく解説しています。なお、集合住宅の事例で解説していますが、戸建に住んでいる人が守るべきマナーについてもカバーした内容になっています。

②普及啓発教材	書籍等	ペットの飼養管理	機関誌『愛玩動物 with PETs』で過去に特集した、犬、猫、ウサギ、ハムスター、鳥、カメ、ペットの死についての特集号、あわせて9冊分をひとつにまとめたものです。2級愛玩動物飼養管理士の副教材としても使用しています。
		愛玩動物飼養管理士教本 (1級、2級) 〈限定頒布〉	愛玩動物飼養管理士の資格取得のためのテキスト(専門書)です。動物関係法令や人と動物の関係学、保健衛生、公害問題、動物の疾病予防、管理士の社会活動、各種動物の飼養管理、犬猫のしつけなどについて、体系的・網羅的に解説しています。2020年に大幅な改定を行いました。
		ペットオーナー検定 テキスト	「例題」「解説」「イラスト/図表」「コラム」から構成されているテキストです。ペットオーナー検定のテキストとしてだけでなく、愛玩動物飼養管理士のサブテキストとしても利用できる内容になっています。
		ペット共生マンションの 適正化推進ガイドライン	ペット共生住宅管理士の学習のためのテキストです。ペット共生マンションの設計及び管理運営の指針のほかに、ペット同伴宿泊ホテルやドッグランの設計と運営指針について解説しています。
		ペット共生住宅管理士 —理論と実践—	ペット共生住宅管理士の学習のためのテキストです。適正なペット共生住宅をつくるために、その理論から実践的な技術に至るまでのノウハウを解説しています。
		ペット飼養相談の実例集 〈限定頒布〉	Q&A形式で、ペットの飼養に関するさまざまなことが理解できるように解説しています。1級愛玩動物飼養管理士の資格認定者に限定して配布しています。
		犬のオーナーズガイド 〈絶版〉	本協会が監修・発行した翻訳書で、さまざまな疑問に答える形で、猫の飼い方や習性を解説した書籍です。ドン・ハーパー氏の著書になります。
		猫のオーナーズガイド 〈絶版〉	本協会が監修・発行した翻訳書で、さまざまな疑問に答える形で、猫の飼い方や習性を解説した書籍です。ブラドリー・ヴァイナー氏の著書になります。
	パンフレット等	人と動物の防災を 考えよう	人と動物が安全に避難するために、どんな準備をすればいいのか? 普段から気をつけたい防災のポイント12項目をまとめた、防災入門編リーフレットです。
		ペットと被災したら	災害が発生したときのペットとの避難方法や、避難所や仮設住宅での過ごし方をまとめた、ペットの飼い主向けのパンフレットです。
		被災ペットの救護活動 ガイドライン	支援物資の送り方や、ボランティア活動の心構えなど、被災ペットやその飼い主への救護活動や支援活動をするときの注意点をまとめた、ボランティア向けのパンフレットです。
		〇×クイズ	子どもから大人までが、ペットに関する知識をどれだけ理解しているかを楽しく考えることができるクイズ集です。

③ボランティア活動支援	認定連携団体 (旧管理士会・支部・支所)	全国各地において、適正飼養の普及啓発が図られるようにするとともに、愛玩動物飼養管理士としての普及啓発のためのボランティア活動を実践できる機会を確保するために、全国各地に組織されているボランティア活動団体です。ペットの飼い方教室、無料セミナー、動物愛護週間行事、防災行事などを行っています。
	適正飼養推進 プロジェクト支援	本協会が推進しようとしている適正飼養の普及啓発を広く全国各地で進めるために、関係団体等に対してその費用等に関する支援をするものです。支援の対象団体は、一般公募、役員からの推薦、本協会の認定連携団体です。
	被災飼い主・ペット支援	災害時にペットと飼い主を支援するために、物資の支援や搬送活動への協力などを実施しています。また、平時から災害に備えるため、同行避難訓練への協力やセミナーの開催などの事業を実施しています。
④調査研究・調査研究助成	調査研究助成	適正飼養の普及啓発活動の実施に必要な科学的知見の整備に関する調査研究の活性化を図るため、大学・研究所等に対して調査研究費を助成する事業です。
	暮らし向き調査 〈終了事業〉	犬や猫の飼養実態を客観的・定量的に把握するための調査です。寿命、飼養目的、品種・頭数などが主な調査項目となる事業です。
	調査研究 (受託調査を含む)	本協会が独自に課題を設定して調査研究を行うとともに、環境省などからの受託調査研究を行う事業です。
	専門書籍類の収集・公開	本協会の適正飼養の推進事業に役立てるために、また、必要に応じて一般公開をするために、内外の専門書籍類を収集する事業です。
⑤セミナー・イベント	写真コンテスト	人とペットとのふれあいの楽しさや、動物愛護の心などが表されている写真を通じて、写す側や、その写真を見る側双方にペットを大切にする精神を培うことを目的とした事業です。
	動物愛護週間行事	動物愛護管理法に基づき、9月20日から26日は動物愛護週間と定められています。多くの人に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうために、国・地方自治体・関係団体と協力して、動物の愛護と管理に関する普及啓発のための各種行事を実施・協力・支援する事業です。
	公開セミナー・ 各種シンポジウム	適正飼養の普及啓発を図るため、全国各地での公開セミナーの開催、各種シンポジウムの開催を行う事業です。

本協会役員の名歴

	昭和54年度期	昭和55年度期	昭和56年度期	昭和57年度期	昭和58年度期	昭和59年度期
名誉会長						
相談役						
会長	酒井忠元	酒井忠元	酒井忠元	酒井忠元	酒井忠元 (～S59.2)	大鷹淑子 (S59.2～)
副会長	今泉英一 (～S54.9) 宇田川龍男 河野通敬	宇田川龍男 河野通敬	宇田川龍男 河野通敬	宇田川龍男 中山正男	宇田川龍男 中山正男	宇田川龍男 中山正男 牧野信司 (S59.2～)
理事長				河野通敬	河野通敬	河野通敬 (～S60.1)
専務理事	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄
常務理事 (常任理事)	浅井富次郎 池田嘉成 石原孝吉 川尻和夫 北原昇 佐々木徳三 中山正男 西山登志雄	浅井富次郎 (～S56.2) 池田嘉成 石原孝吉 川尻和夫 北原昇 佐々木徳三 中山正男 西山登志雄	池田嘉成 石原孝吉 川尻和夫 北原昇 佐々木徳三 中山正男 西山登志雄	池田嘉成 石原孝吉 方伊儀(松尾) 明良 川尻和夫 北原昇 土本土彌 西山登志雄 本多勇 牧野信司	池田嘉成 石原孝吉 方伊儀(松尾) 明良 川尻和夫 北原昇 土本土彌 西山登志雄 本多勇 (～S59.2) 牧野信司 (～S59.2)	池田嘉成 石原孝吉 方伊儀(松尾) 明良 川尻和夫 北原昇 土本土彌 西山登志雄
理事	宇井斐平 上野好三 大泉清光 加藤長之助 香西悦次 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉野久雄 高橋誉富 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	宇井斐平 上野好三 大泉清光 加藤長之助 香西悦次 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉野久雄 高橋誉富 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	宇井斐平 上野好三 大泉清光 加藤長之助 香西悦次 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉野久雄 高橋誉富 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	上野好三 大泉清光 加藤長之助 岸正三 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉野久雄 (～S58.2) 杉山文男 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 長谷川吉雄 鳩山邦夫 (S58.2～) 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	上野好三 大泉清光 加藤長之助 岸正三 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉山文男 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 鳩山邦夫 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	上野好三 大泉清光 加藤長之助 受藪豊作 岸正三 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉山文男 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 鳩山邦夫 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平
監事	杉野義雄 牧野内育二	杉野義雄 牧野内育二	杉野義雄 牧野内育二	杉野義雄 牧野内育二	杉野義雄 牧野内育二 (～S59.2)	杉野義雄 田中稔隆 (S59.2～)
評議員	(昭和54年度期～60年度期は記載略)					
顧問					河野通敬	河野通敬

	昭和60年度期	昭和61年度期	昭和62年度期	昭和63年度期	平成元年度期	平成2年度期
名誉会長						
相談役				杉野義雄	杉野義雄	杉野義雄
会長	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子
副会長	宇田川龍男 中山正男 牧野信司	宇田川龍男 中山正男 牧野信司	宇田川龍男 中山正男 牧野信司	田中稔隆 中山正男 牧野信司	田中稔隆 中山正男 牧野信司	田中稔隆 中山正男 牧野信司
理事長	尾上多喜雄(S61.2～)	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄
専務理事	尾上多喜雄(~S61.2)			平野正太郎	平野正太郎	岩瀬安正
常務理事 (常任理事)	池田嘉成 石原孝吉(~S61.2) 方伊儀(松尾) 明良 受数豊作(S61.2～) 川尻和夫 北原昇 篠崎紘一(S61.2～) 城定道晴(S61.2～) 土本土彌 西山登志雄(~S61.2)	池田嘉成 方伊儀(松尾) 明良 受数豊作 川尻和夫 岸正三 北原昇 篠崎紘一 城定道晴 土本土彌	池田嘉成 方伊儀(松尾) 明良 受数豊作 川尻和夫 岸正三 北原昇 篠崎紘一 城定道晴 土本土彌 平野正太郎	岩瀬安正 大石良雄 方伊儀(松尾) 明良 受数豊作 川尻和夫 北原昇 篠崎紘一 信政之助 田中傳 土本土彌	岩瀬安正 大石良雄 方伊儀(松尾) 明良 受数豊作 川尻和夫 北原昇 篠崎紘一 信政之助 田中傳 土本土彌	大石良雄 小川正久 川尻和夫 篠崎紘一 信政之助 武内重治 田中傳 筒井章二 土本土彌 長谷部喜好
理事	上野好三(~S61.2) 大泉清光(~S61.2) 加藤長之助 受数豊作(~S61.2) 岸正三 笹谷礼三 篠田栄太郎 杉山文男(~S61.2) 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 西山登志雄(S61.2～) 鳩山邦夫 長谷川吉雄 水平豊彦 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	加藤長之助 金子義彦(S61.2～) 甲羽良平(S61.2～) 笹谷礼三 篠田栄太郎 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 西山登志雄 鳩山邦夫 長谷川吉雄 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	加藤長之助 金子義彦 甲羽良平 笹谷礼三 篠田栄太郎 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 西山登志雄 鳩山邦夫 長谷川吉雄 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	池田嘉成 加藤長之助 金子義彦 甲羽良平 笹谷礼三 篠田栄太郎 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	池田嘉成 加藤長之助 金子義彦 甲羽良平 笹谷礼三 篠田栄太郎 高橋豊治 團伊玖磨 丹羽兵助 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 渡辺文平	飯塚末雄 池田嘉成 小野寺覺 甲羽良平 小松隆 篠田栄太郎 團伊玖磨(~H2.7) 丹羽兵助(~H2.11) 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 リチャード・ゴリス
監事	杉野義雄 田中稔隆	杉野義雄 田中稔隆	杉野義雄 田中稔隆	城定道晴 人見敦	城定道晴 人見敦	平野正太郎 城定道晴
評議員	(記載略)	相関雅信 石黒申一 石村一明 伊藤英司 岩田誠三 大坂みよ子 小川正久 久合田利夫 清宮五郎 黒田以喜 小山大三 駒田栄司 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 信政之助 武内重治 中村吉五郎 長妻万次郎 長谷川只一 長谷部喜好 樋口明 宮本昭 吉田吉平 渡辺浜吉	相関雅信 石黒申一 石村一明 伊藤英司 岩田誠三 大坂みよ子 小川正久 久合田利夫 清宮五郎 黒田以喜 小山大三 駒田栄司 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 信政之助 武内重治 中村吉五郎 長妻万次郎 長谷川只一 長谷部喜好 樋口明 宮本昭 吉田吉平 渡辺浜吉	相関雅信 飯塚末雄 石黒申一 石村一明 伊藤英司 岩田誠三 大坂みよ子 小川正久 久合田利夫 清宮五郎 黒田以喜 小山大三 駒田栄司 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 武内重治 中村吉五郎 長妻万次郎 長谷川只一 長谷部喜好 樋口明 宮本昭 渡辺浜吉	相関雅信 飯塚末雄 石黒申一 石村一明 伊藤英司 岩田誠三 大坂みよ子 小川正久 久合田利夫 清宮五郎 黒田以喜 小山大三 駒田栄司 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 武内重治 中村吉五郎 長妻万次郎 長谷川只一 長谷部喜好 樋口明 宮本昭 渡辺浜吉	相関雅信 尾崎敬承 大島誠之助 大貫由起子 川合武夫 小山大三 久合田利夫 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 須田静子 武市伊津子 長岩安基子 西野弘志 長谷川只一 林寛治 堀切和江 松本一三 水村直記 宮本昭 藪本好子 横川勇 渡辺千鶴
顧問	河野通敬	河野通敬	河野通敬	宇田川龍男 河野通敬 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 受数豊作 岸正三

	平成3年度期	平成4年度期	平成5年度期	平成6年度期	平成7年度期	平成8年度期
名誉会長						
相談役	杉野義雄	杉野義雄 中山正男	杉野義雄 中山正男	杉野義雄 中山正男	中山正男	中山正男 (~H8.10)
会長	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子
副会長	田中稔隆 中山正男 牧野信司	川尻和夫 田中稔隆 牧野信司	川尻和夫(H5.9~) 田中稔隆 牧野信司	田中傳 田中稔隆 牧野信司	田中傳 田中稔隆 牧野信司	田中傳 田中稔隆 牧野信司
理事長	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄
専務理事	岩瀬安正	岩瀬安正	岩瀬安正	岩瀬安正	岩瀬安正	岩瀬安正
常務理事 (常任理事)	大石良雄 小川正久 川尻和夫 篠崎紘一 信政之助 武内重治 田中傳 筒井章二 長谷部喜好	小川正久 川合武夫 小松隆 篠崎紘一 高田進 田中傳 西村尚一 長谷部喜好 横地光夫	小川正久 川合武夫 小松隆 篠崎紘一 高田進 田中傳 西村尚一 長谷部喜好 横地光夫	小川正久 川合武夫 經徳禮文 小松隆 篠崎紘一 鈴木好美 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記	小川正久 川合武夫 經徳禮文 小松隆 篠崎紘一 鈴木好美 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記	小川正久 川合武夫 經徳禮文 小松隆 篠崎紘一 鈴木好美 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記
理事	飯塚末雄 池田嘉成 小野寺覺 甲羽良平 小松隆 篠田栄太郎 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 リチャード・ゴリス	飯塚末雄 池田嘉成 大石良雄 小野寺覺 甲羽良平 武富和夫 筒井章二 長屋亘 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 リチャード・ゴリス	飯塚末雄 池田嘉成 大石良雄 小野寺覺 甲羽良平 武富和夫 筒井章二 長屋亘 西山登志雄 鳩山邦夫 山崎拓 吉村和夫 リチャード・ゴリス	飯塚末雄 池田嘉成 大石良雄 尾崎敬承 小野寺覺 甲羽良平 貞光繁 武富和夫 仲澤真里 長屋亘 鳩山邦夫 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス	飯塚末雄(~H7.10) 池田嘉成 大石良雄 尾崎敬承 小野寺覺 甲羽良平 貞光繁 武富和夫 仲澤真里 長屋亘 鳩山邦夫 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス	池田嘉成 大石良雄 尾崎敬承 小野寺覺 甲羽良平 貞光繁 武富和夫 仲澤真里 長屋亘 鳩山邦夫 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス
監事	城定道晴 平野正太郎	岩崎哲夫 平野正太郎	岩崎哲夫 平野正太郎	岩崎哲夫 矢野醇之助	岩崎哲夫 矢野醇之助	岩崎哲夫 矢野醇之助
評議員	相関雅信 白田博 尾崎敬承 大島誠之助 大貫由起子 小原好子 川合武夫 小山大三 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 須田静子 武市伊津子 長岩安基子 西野弘志 林寛治 堀切和江 松本一三 水村直記 宮本昭 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 白田博 尾崎敬承 大島誠之助 大貫由起子 小原好子 小山大三 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 城戸喜治 須田静子 武市伊津子 長岩安基子 西野弘志 林寛治 堀切和江 松本一三 水村直記 宮本昭 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 白田博 尾崎敬承 大島誠之助 大貫由起子 小原好子 貞光繁 宍倉清蔵 渋谷雷一 須田静子 武市伊津子 長岩安基子 西野弘志 林寛治 堀切和江 松本一三 水村直記 宮本昭 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 伊藤勝巳 浦木準 大島誠之助 小幡昭一 小原好子 小嶋静江 宍倉清蔵 渋谷雷一 須田静子 高橋幸子 高橋正篤 常岡未知留 藤松富男 長岩安基子 南里秀子 西野弘志 西野弘志 林寛治 花澤公子 宮本昭 山口節子 山崎いく子 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 伊藤勝巳 浦木準一 大島誠之助 小幡昭一 小原好子 小嶋静江 宍倉清蔵 渋谷雷一 須田静子 高橋幸子 高橋正篤 常岡未知留 藤松富男 南里秀子 西野弘志 花澤公子 林寛治 宮本昭 山口節子 山崎いく子 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 伊藤勝巳 浦木準一 小幡昭一 大島誠之助 小原好子 勝田千恵美 小嶋静江 宍倉清蔵 渋谷雷一 須田静子 高橋幸子 常岡未知留 藤松富男 南里秀子 花澤公子 林寛治 日比野達郎 宮本昭 村田亜衣 矢島扶 山崎いく子 山口節子 横川勇 渡辺千鶴
顧問	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三	宇田川龍男 河野通敬 爰藪豊作 岸正三

	平成9年度期	平成10年度期	平成11年度期	平成12年度期	平成13年度期	平成14年度期
名誉会長						
相談役				尾上多喜雄 田中稔隆	尾上多喜雄 田中稔隆	尾上多喜雄 田中稔隆
会長	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子
副会長	田中傳 田中稔隆 牧野信司	田中傳 田中稔隆 牧野信司	田中傳 田中稔隆 牧野信司	小川益男 經徳禮文	小川益男 經徳禮文	小川益男 經徳禮文
理事長	尾上多喜雄	尾上多喜雄	尾上多喜雄	田中傳	田中傳	田中傳
専務理事	岩瀬安正	岩瀬安正	岩瀬安正	小川正久	小川正久	西村尚一
常務理事 (常任理事)	小川正久 川合武夫 經徳禮文 小松隆 篠崎紘一 鈴木好美 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記	小川正久 川合武夫 經徳禮文 篠崎紘一 鈴木松衛 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記 吉田明子	小川正久 川合武夫 經徳禮文 篠崎紘一 鈴木松衛 高田進 西村尚一 長谷部喜好 水村直記 吉田明子	大矢秀臣 篠崎紘一 鈴木松衛 高田進 西村尚一 長谷部喜好 花澤公子 水村直記 山崎いく子 吉田明子	大矢秀臣 篠崎紘一 鈴木松衛 高田進 西村尚一 長谷部喜好 花澤公子 水村直記 山崎いく子 吉田明子	大矢秀臣 佐々木勲 實藤憲正 鈴木松衛 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 水村直記 山崎いく子
理事	池田嘉成 大石良雄 尾崎敬承 小野寺覺 甲羽良平 貞光繁 武富和夫 仲澤真里 長屋巨 鳩山邦夫 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス	池田嘉成 大石良雄 大矢秀臣 尾崎敬承 小野寺覺 貞光繁 武富和夫 高橋寅吉 鳩山邦夫 花澤公子 山崎いく子 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス	池田嘉成 大石良雄 大矢秀臣 尾崎敬承 小野寺覺 貞光繁 武富和夫 高橋寅吉 鳩山邦夫 花澤公子 山崎いく子 山崎拓 横地光夫 リチャード・ゴリス	相関雅信 尾崎敬承 實藤憲正 武田和彦 武富和夫 長澤錠雄 橋本洋一 安川明男 リチャード・ゴリス	相関雅信 尾崎敬承 實藤憲正 武田和彦 武富和夫 長澤錠雄 橋本洋一 安川明男 リチャード・ゴリス	相関雅信 猪俣治太郎 内田美由紀 宇根有美 榎敬蔵 小川正久 掛布博子 香取章子 河野朝城 信太貞美 高田進 高野孝次郎 長澤錠雄 安川明男 吉田明子
監事	岩崎哲夫 矢野醇之助	岩崎哲夫 矢野醇之助	岩崎哲夫 矢野醇之助	椎野雅博 矢野醇之助	椎野雅博 矢野醇之助	椎野雅博 矢野醇之助
評議員	相関雅信 伊藤勝巳 浦木準一 大島誠之助 小原好子 勝田千恵美 小嶋静江 小幡昭一 穴倉清蔵 沢沢雷一 須田静子 高橋幸子 常岡未知留 藤松富男 南里秀子 花澤公子 林寛治 日比野達郎 宮本昭 村田亜衣 矢島扶 山崎いく子 山口節子 横川勇 渡辺千鶴	相関雅信 伊藤勝巳 上野美保 大島誠之助 勝田千恵美 菊池亜矢子 木村はるみ 甲羽良平 小嶋静江 小幡昭一 穴倉清蔵 下田八郎 須田静子 高橋幸子 藤松富男 中尾三枝 仲澤真里 林寛治 日比野達郎 藤田ちよ 宮本昭 矢島扶 横川勇 (砒紐)	相関雅信 伊藤勝巳 上野美保 大島誠之助 勝田千恵美 菊池亜矢子 木村はるみ 甲羽良平 小嶋静江 小幡昭一 穴倉清蔵 下田八郎 須田静子 高橋幸子 藤松富男 中尾三枝 仲澤真里 林寛治 日比野達郎 藤田ちよ 宮本昭 矢島扶 横川勇	伊藤勝巳 上野美保 大島誠之助 掛布博子 木村はるみ 甲羽良平 穴倉清蔵 下田八郎 信太貞美 須田静子 高野孝次郎 高橋幸子 藤松富男 中尾三枝 鳴沢亜矢子 長谷川良昭 日比野達郎 藤田ちよ 宮本昭 矢島扶 横川勇	伊藤勝巳 大島誠之助 掛布博子 木村はるみ 甲羽良平 穴倉清蔵 下田八郎 信太貞美 須田静子 高野孝次郎 高橋幸子 藤松富男 中尾三枝 鳴沢亜矢子 長谷川良昭 日比野達郎 宮本昭 矢島扶 横川勇	板倉邦子 伊藤勝巳 衣斐明美 大島誠之助 川岸恵子 岸野節子 窪田武雄 甲羽良平 穴倉清蔵 柴山毅 下田八郎 須田静子 高岸ちはり 高橋幸子 藤松富男 富岡香代子 中尾三枝 長岡裕子 永吉ゆかり 鳴沢亜矢子 日比野達郎 平光宣子 福田真由美 宮本昭 村田亜衣 森本雄次郎 矢島扶 山田広美 横川勇
顧問	宇田川龍男 受数豊作 河野通敬 岸正三	宇田川龍男 受数豊作 岸正三	宇田川龍男 受数豊作 岸正三	池田嘉成 岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 受数豊作 岸正三 西山登志雄 牧野信司 <名誉顧問> 鳩山邦夫 山崎拓	池田嘉成 岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 受数豊作 岸正三 西山登志雄 牧野信司 <名誉顧問> 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 受数豊作 岸正三 篠崎紘一 武富和夫 西山登志雄 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス <名誉顧問> 鳩山邦夫 山崎拓

	平成 15 年度期	平成 16 年度期	平成 17 年度期	平成 18 年度期	平成 19 年度期	平成 20 年度期
名誉会長		大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子
相談役	尾上多喜雄 田中稔隆	尾上多喜雄 田中傳 田中稔隆	尾上多喜雄 田中傳 田中稔隆	尾上多喜雄 田中傳 田中稔隆	尾上多喜雄 田中傳 田中稔隆	尾上多喜雄 田中稔隆
会長	大鷹淑子	小川益男	小川益男	小川益男	小川益男	小川益男
副会長	小川益男 經徳禮文	經徳禮文 鈴木松衛	經徳禮文 鈴木松衛	經徳禮文 鈴木松衛	經徳禮文 鈴木松衛	經徳禮文 鈴木松衛
理事長	田中傳	西村尚一	西村尚一	西村尚一	西村尚一	西村尚一
専務理事	西村尚一	大矢秀臣	大矢秀臣	大矢秀臣	大矢秀臣	大矢秀臣
常務理事 (常任理事)	大矢秀臣 佐々木勲 實藤憲正 鈴木松衛 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 水村直記 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 大島誠之助 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 大島誠之助 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 大島誠之助 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 武田和彦 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子
理事	相関雅信 猪俣治太郎 内田美由紀 宇根有美 榎敬蔵 小川正久 掛布博子 香取章子 河野朝城 信太貞美 高田進 高野孝次郎 長澤錠雄 安川明男 吉田明子	相関雅信 石原幹章 上田健治 臼井玲子 宇根有美 榎敬蔵 掛布博子 香取章子 川岸恵子 河野朝城 信太貞美 柴山毅 本澤清治 安川明男 吉田明子	相関雅信 石原幹章 上田健治 臼井玲子 宇根有美 榎敬蔵 掛布博子 香取章子 川岸恵子 河野朝城 信太貞美 柴山毅 本澤清治 安川明男 吉田明子	相関雅信 石原幹章 上田健治 臼井玲子 掛布博子 川岸恵子 川口和清 河野朝城 斉藤久美子 柴山毅 下田八郎 長岡裕子 本澤清治 吉田明子	相関雅信 石原幹章 上田健治 臼井玲子 掛布博子 川岸恵子 川口和清 河野朝城 斉藤久美子 柴山毅 下田八郎 長岡裕子 本澤清治 吉田明子	石原幹章 上田健治 臼井玲子 掛布博子 川岸恵子 川口和清 斉藤久美子 下田八郎 東海林克彦 長岡裕子
監事	椎野雅博 矢野醇之助	椎野雅博 高野孝次郎	椎野雅博 高野孝次郎	椎野雅博 高野孝次郎	椎野雅博 高野孝次郎	天川九二夫 椎野雅博
評議員	板倉邦子 伊藤勝巳 衣斐明美 大島誠之助 川岸恵子 岸野節子 窪田武雄 甲羽良平 穴倉清蔵 柴山毅 下田八郎 須田静子 高岸ちはり 高橋幸子 藤松富男 富岡香代子 中尾三枝 長岡裕子 永吉ゆかり 鳴澤垂矢子 日比野達郎 平光宣子 福田真由美 宮本昭 村田垂衣 森本雄次郎 矢島扶 山田広美 横川勇	伊勢川京子 板倉邦子 伊藤勝巳 井上智紫 大島誠之助 岸野節子 窪田武雄 甲羽良平 下田八郎 鈴木智子 高橋幸子 藤松富男 富岡香代子 中尾三枝 長岡裕子 名取裕憲 鳴澤垂矢子 林谷秀樹 日比野達郎 福田真由美 溝淵敏子 宮本昭 村田垂衣 最上肇子 柳美子 山田広美 横川勇	伊勢川京子 板倉邦子 伊藤勝巳 井上智紫 大島誠之助 窪田武雄 甲羽良平 下田八郎 鈴木智子 高橋幸子 藤松富男 富岡香代子 中尾三枝 長岡裕子 名取裕憲 鳴澤垂矢子 林谷秀樹 日比野達郎 福田真由美 溝淵敏子 宮本昭 村田垂衣 最上肇子 柳美子 山田広美 横川勇	浅田未延 飯島英恵 池田毅 石井光雄 石原学 伊勢川京子 板倉邦子 伊藤雅章 井上智紫 沖紀代 片岡昌行 喜多加津乃 木村聡子 日下まこ 窪田武雄 孤田ゆかり 鈴木智子 竹之内悦子 富岡香代子 中尾三枝 名取裕憲 鳴澤垂矢子 沼田出穂 林谷秀樹 福田真由美 溝淵敏子 最上肇子 望月恵美子 柳美子 山田広美	浅田未延 飯島英恵 池田毅 石井光雄 石原学 伊勢川京子 板倉邦子 伊藤雅章 井上智紫 沖紀代 片岡昌行 喜多加津乃 木村聡子 日下まこ 窪田武雄 孤田ゆかり 鈴木智子 竹之内悦子 富岡香代子 中尾三枝 名取裕憲 鳴澤垂矢子 沼田出穂 林谷秀樹 福田真由美 溝淵敏子 最上肇子 望月恵美子 柳美子 山田広美	青木知子 浅田未延 飯島英恵 池田毅 石井光雄 石原学 石原学 伊藤雅章 沖紀代 喜多加津乃 日下まこ 駒田房江 孤田ゆかり 坂川逸海 櫻内京子 杉本忠之 高野哲代 竹之内悦子 立石淳子 対馬美香子 名取裕憲 畠山雅子 林谷秀樹 福田真由美 溝淵敏子 宮城直子 宮崎誠 望月恵美子 柳美子 山田広美 山畑如矢
顧問	岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 大石良雄 大石良雄 大石良雄 篠崎紘一 高田進 武富和夫 西山登志雄 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 大石良雄 大石良雄 大石良雄 篠崎紘一 高田進 武富和夫 西山登志雄 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 宇田川龍男 大石良雄 大石良雄 大石良雄 大石良雄 篠崎紘一 高田進 武富和夫 西山登志雄 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 大石良雄 甲羽良平 篠崎紘一 高田進 高原利雄 武富和夫 永村武美 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 大石良雄 甲羽良平 篠崎紘一 高田進 高原利雄 武富和夫 永村武美 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓	岩瀬安正 大石良雄 河野朝城 篠崎紘一 高田進 高原利雄 武富和夫 永村武美 長谷部喜好 牧野信司 リチャード・ゴリス (名誉顧問) 鳩山邦夫 山崎拓

	平成21年度期	平成22年度期	平成23年度期	平成24年度期	平成25年度期	平成26年度期
名誉会長	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子	大鷹淑子 小川益男 (H24.12~)	大鷹淑子 小川益男	小川益男
相談役	尾上多喜雄 田中稔隆	經徳禮文 西村尚一	經徳禮文 西村尚一	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一
会長	小川益男	小川益男	小川益男	小川益男 (~H24.12) 東海林克彦 (H24.12~)	東海林克彦	東海林克彦
副会長	經徳禮文 鈴木松衛	椎野雅博 鈴木松衛	椎野雅博 鈴木松衛	椎野雅博 東海林克彦 (~H24.12)	椎野雅博	椎野雅博
理事長						
専務理事						
常務理事 (常任理事)	大矢秀臣 佐々木勲 武田和彦	佐々木勲 武田和彦	大島誠之助 佐々木勲 武田和彦	大島誠之助 佐々木勲 武田和彦	大島誠之助 岡崎留美 佐々木勲 武田和彦	阿部剛司 大島誠之助 岡崎留美 武田和彦 天川九二夫
理事	上田健治 臼井玲子 内田美由紀 大島誠之助 掛布博子 川岸恵子 川口和清 斉藤久美子 鈴木登 東海林克彦 長岡裕子 西村尚一 橋本洋一 山崎いく子	池田毅 上田健治 臼井玲子 大島誠之助 川岸恵子 川口和清 喜多加津乃 斉藤久美子 東海林克彦 鈴木登 長岡裕子 林谷秀樹 平井潤子 山田広美	池田毅 上田健治 臼井玲子 川岸恵子 川口和清 喜多加津乃 斉藤久美子 東海林克彦 鈴木登 長岡裕子 林谷秀樹 平井潤子 山田広美	飯島英恵 池田毅 上田健治 臼井玲子 川口和清 斉藤久美子 対馬美香子 天川九二夫 長岡裕子 畠山雅子 林谷秀樹 平井潤子 福田真由美 山田広美	飯島英恵 池田毅 上田健治 臼井玲子 川口和清 斉藤久美子 対馬美香子 天川九二夫 長岡裕子 畠山雅子 林谷秀樹 平井潤子 福田真由美 山田広美	飯島英恵 池田毅 対馬美香子 長岡裕子 林谷秀樹
監事	椎野雅博 天川九二夫	天川九二夫 望月克夫	天川九二夫 望月克夫	安部正弘 望月克夫	安部正弘 望月克夫	安部正弘 望月克夫
評議員						
顧問	岩瀬安正 大石良雄 河野朝城 越村義雄 篠崎紘一 高田進 武富和夫 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子 リチャード・ゴリス	猪俣治太郎 内田美由紀 實藤憲正 篠崎紘一 高田進 武富和夫 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子 リチャード・ゴリス	猪俣治太郎 内田美由紀 實藤憲正 篠崎紘一 高田進 武富和夫 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子 リチャード・ゴリス	猪俣治太郎 内田美由紀 實藤憲正 鈴木登 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 内田美由紀 北村直人 實藤憲正 鈴木登 橋本洋一 花澤公子 山崎いく子	猪俣治太郎 上田健治 臼井玲子 内田美由紀 川口和清 北村直人 斉藤久美子 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 橋本洋一 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美

	平成 27 年度期	平成 28 年度期	平成 29 年度期	平成 30 年度期	令和元年度期
名誉会長	小川益男	小川益男			
相談役	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 椎野雅博 鈴木松衛 西村尚一	經徳禮文 椎野雅博 鈴木松衛 西村尚一
会長	東海林克彦	東海林克彦	東海林克彦	東海林克彦	東海林克彦
副会長	椎野雅博	椎野雅博 望月克夫	椎野雅博 望月克夫	安部正弘	安部正弘
理事長					
専務理事					
常務理事 (常任理事)	阿部剛司 大島誠之助 武田和彦 天川九二夫	浅野明子 阿部剛司 武田和彦 長岡裕子	浅野明子 武田和彦 長岡裕子 水口修	武田和彦 水口修	武田和彦 水口修
理事	浅野明子 飯島英恵 池田毅 崎田克康 対馬美香子 堤田治 長岡裕子 林谷秀樹	飯島英恵 池田毅 崎田克康 対馬美香子 堤田治 林谷秀樹	飯島英恵 池田毅 崎田克康 対馬美香子 林谷秀樹	浅野明子 荒井延明 池田毅 崎田克康 対馬美香子 林谷秀樹 平山淳	浅野明子 荒井延明 池田毅 崎田克康 (~R1.12) 対馬美香子 林谷秀樹 平山淳
監事	安部正弘 望月克夫	安部正弘 上田健治 橋本洋一	安部正弘 上田健治 橋本洋一	岡崎留美 藤澤省二	岡崎留美 藤澤省二
評議員					
顧問	猪俣治太郎 上田健治 臼井玲子 内田美由紀 川口和清 北村直人 斉藤久美子 佐々木勲 實藤憲正 鈴木登 橋本洋一 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美	猪俣治太郎 臼井玲子 内田美由紀 大島誠之助 川口和清 北村直人 斉藤久美子 實藤憲正 鈴木登 天川九二夫 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美	猪俣治太郎 臼井玲子 内田美由紀 大島誠之助 川口和清 北村直人 斉藤久美子 實藤憲正 鈴木登 天川九二夫 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美	猪俣治太郎 臼井玲子 内田美由紀 大島誠之助 川口和清 北村直人 斉藤久美子 實藤憲正 鈴木登 天川九二夫 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美	猪俣治太郎 臼井玲子 内田美由紀 大島誠之助 川口和清 北村直人 斉藤久美子 鈴木登 天川九二夫 畠山雅子 花澤公子 福田真由美 山崎いく子 山田広美

公益団体としての日本愛玩動物協会

本協会は、昭和54年に公益法人（社団法人）として設立されました。また、現在は、平成18年の公益法人改革を受けた公益法人の「公益社団法人 日本愛玩動物協会（平成22年1月20日付府益担第1043号認定）」として公益に資するための事業を行っています。

公益法人制度の改革

平成18年に、公益法人制度を抜本的に見直すための法律が制定されました。行政改革推進本部によると、「民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設するとともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設した」とされています。

平成20年3月の通常総会で公益社団法人移行を目指す旨の決議をするとともに、協会内に理事・監事・評議員・職員から構成された「新公益法人制度移行検討委員会」を立ち上げて検討を重ね、平成20年12月に内閣総理大臣宛に申請書を提出しました。その結果、平成22年1月20日に内閣総理大臣から公益社団法人として認定を受けました。



「社団法人日本愛玩動物協会」設立当時の趣意書と定款（昭和54年）

設立趣意書

1. はじめに

昔から、小鳥や小動物のその美しい姿態や鳴声などによって、人間は大きな慰めを得てきました。人間の歴史は、これら動物とのかかわり合いの歴史と言っても過言ではないでしょう。

近年の経済成長につれて、国民の生活は向上し、余暇に楽しみを求める傾向が顕著になり、これに伴い愛玩動物の飼養熱も年々高まって来ています。

そして、愛玩動物飼養人口も年々増加して来ておりますが、社会が高度化し複雑になればなるほど、これらの動物によって安らぎの恩恵を得る人が増えてくる一方、無責任な飼養や虐待につながる事例が数多く発生し、動物の保護及び管理に関し、問題とされる点が数多く見受けられることも否めない現実であります。

このような現況をふまえ、人と動物が末永く共存する明るく心豊かな社会を築いていくためには、生来動物を愛している者が中心になり、全国的に動物愛護の第一歩からその適正飼養とともに各般にわたる運動を大きく展開していくことが是非とも必要となってきております。

2. 動物の保護及び管理に関する法律の施行

このような我国の現状の中で、その精神及び内容において非常に優れている「動物の保護及び管理に関する法律」が昭和48年10月に公布され、翌昭和49年4月から施行されたことは、前述の運動を進める大きな契機となったのであります。

私達動物を愛している者は、この法律の普及徹底を心から願っており、行政の円滑化のため当局に協力するとともに動物の愛護と適正飼養に関する啓蒙・推進の役割の一端を果たしていきたいと考えています。

3. 社団法人日本愛玩動物協会設立の企画

社団法人日本愛玩動物協会は、前述の趣旨のもとに設立しようとするものであり、幸いにして公益法人として認可が得られれば、所轄官庁より直接指導を受けるとともに、地方公共団体並びに友好団体との連繋はもちろん、前述の役割を果たすための諸事業を積極的に推進していきたいと考えています。

4. むすび

ここに私達は、衆知を集めて社団法人日本愛玩動物協会を設立し、「動物の保護及び管理に関する法律」の内容を広く全国に普及するとともに人間と動物が調和して共存する明るく心豊かな社会確立のために貢献しようとするものです。

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本愛玩動物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置き、従たる事務所を総会の議決を経て、必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この法人は、動物の愛護と適正な飼養及び管理について、その知識を普及するとともに、研究及び指導を行い、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓蒙し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の内容の周知徹底。
- (2) 動物愛護週間及び愛鳥週間の事業に対する協力。
- (3) 動物の適正な飼養及び保管に関する展示会、講演及び相談会の開催。
- (4) 動物の適正な飼養及び保管に関するパンフレット等の刊行。
- (5) 動物の適正な飼養及び保管に関する指導者の養成。
- (6) 逸走の動物等の保護に対する協力。
- (7) 動物の疾病対策の研究及び普及。
- (8) 動物の飼養・保管機器等の適正化に関する研究及び指導。
- (9) 諸外国の動物愛護団体との交流。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

以下、略

公益社団法人日本愛玩動物協会の定款（平成22年～）

定 款

平成22年2月1日施行
平成25年5月24日に一部改正
平成26年5月23日に一部改正
平成27年5月23日に一部改正
平成28年5月28日に一部改正
平成29年6月10日に一部改正
平成30年6月15日に一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「本協会」という。英文名Japan Pet Care Association（略称JPCA））と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、動物の愛護と適正な飼養及び管理について、その知識を普及するとともに、広く国民の間に動物を愛護する精神を啓発し、生命の尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図り、もって社会文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業。

- ① 国及び地方自治体の事業への協力
- ② 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育
- ③ 調査研究及び情報の収集、提供
- ④ 相談会、講習会、講演会、展示会及び研究発表会等の開催
- ⑤ 調査研究活動への助成
- ⑥ 広報誌等図書印刷物の刊行

(2) その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

2 (1) 前項に規定する事業については、日本全国において行うものとする。

(2) 前項に規定する事業を行うための組織として、理事会の議決に基づき、各都道府県に支所を置くことができる。

(3) 前号に規定する支所の事業の一部を代行する団体として、理事会の議決に基づき、連携団体を認定することができる。

当該連携団体の認定に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協会に次の会員を置く。

(1) 正会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体で、本協会の重要事項に関与できる者。

(2) 一般会員 本協会の目的及び事業に賛同して入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で、会長の推薦を受け社員総会で承認された者。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 本協会の一般会員及び名誉会員は、本協会の事業及び財政に対する支援・協力者であり、会員の意見及び行動は本協会を代表するものではない。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員として入会しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込みをした者が、社員総会が別に定める基準を満たした場合、理事会はその入会を承認しなければならない。

また、会長は、申込者にその旨通知するものとする。

3 一般会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員及び一般会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額を支払う。

2 本協会は、正会員及び一般会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(任意退会)

第8条 正会員及び一般会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員及び一般会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該正会員及び一般会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員及び一般会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項の支払いを6か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員及び一般会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名。
- (2) 理事及び監事の選任又は解任。
- (3) 理事及び監事の報酬等の額。
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認。
- (5) 定款の変更。
- (6) 解散及び残余財産の処分。
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第17条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名。
- (2) 監事の解任。
- (3) 定款の変更。
- (4) 解散。
- (5) その他法令で定められた事項。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 書面により議決権を行使する場合には、正会員は、所定の議決権行使書面に必要な事項を記載し、社員総会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該事項を記載した議決権行使書面を本協会に提出して行う。

3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第21条 会長が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第57条で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した理事1名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上20名以内

監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、4名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 監事は、本協会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の過半数の同意を受けなければならない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に変更が生じたときは、2週間以内に、その主たる事務所の所在地において変更の登記をし、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事の権限は、理事会の決議を経て定める職務権限規程によるものとする。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して、事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (2) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (4) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された、又は増員により選任された理事又は監事の任期は、現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、第12条の規定に基づき解任することができる。理事又は監事の解任を決議する場合は、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める理事、監事に対する報酬等の支給の基準による。

(役員損害賠償責任の免除)

第30条 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(非業務執行理事等の責任限定契約)

第31条 本協会は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第32条 本協会に、名誉会長2名以内、相談役5名以内及び顧問17名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役及び顧問は、本協会に功労のあった者又は学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会において解任することができる。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、会長の命により特別な職務を執行した場合は、その対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って報酬を支給することができるとともに、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定。
 - (2) 理事の職務の執行の監督。
 - (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職。
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
 - (2) 多額の借財。
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任。
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
 - (5) 本協会の業務の適正を確保するための体制の整備。

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めるとき。
 - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 第26条第4号の規定により、監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件をみたしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づき、議事録を作成する。
2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
3 会長は、第1項に規定する事業計画書及び収支予算書を毎事業年度開始日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
(1) 事業報告。
(2) 事業報告の附属明細書。
(3) 貸借対照表。
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）。
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書。
(6) 財産目録。
2 会長は、毎事業年度の経過後3ヵ月以内に財産目録等を行政庁に提出しなければならない。
3 本協会は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。
4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1) 監査報告。
(2) 理事及び監事の名簿。
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類。
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を経なければならない。
2 本協会が重要な財産の処分又は譲受けを行うとする場合にあっては、前項と同様の手続を経なければならない。

(会計の原則)

第47条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、第48条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。

ただし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第49条 本協会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本協会の公告は、官報に掲載する方法による。

2 本協会の貸借対照表の公告は、第1項にかかわらず、定時社員総会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第53条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、部長及び所要の職員を置く。

3 部長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第11章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

自然環境功労者・動物愛護管理功労者の受賞

本協会は、平成13年に環境大臣から「自然環境功労者」の表彰を受けました。受賞内容は、「永年にわたる動物の愛護と適正な管理の推進に積極的に取り組み、人と動物の共生の実現に尽力したこと」です。

環境省では、自然環境の保全に関する顕著な功績があった者（又は団体）を表彰し、これを讃えるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的に、平成11年度から毎年度、『みどりの日』自然環境功労者環境大臣表彰』を行っています。



自然環境功労者表彰状

動物愛護管理功労者の受賞

本協会の役員関係者が、「動物愛護管理功労者」の表彰を受けています。受賞者及び受賞内容は、次のとおりです。

環境省では、動物の愛護とその適正な管理の推進に関し、顕著な功績のあった者（団体を含む）に対して、その功績を讃えるために、平成13年度から環境大臣が表彰を行っています。

平成17年 尾上多喜男氏

（社）日本愛玩動物協会の理事長として、動物の愛護と適正な飼養についての指導を行う者の各都道府県の組織の設立に中心的な役割を果たすとともに、指導

者の発掘と育成に尽力する等、長年にわたり動物の愛護と適正な飼養に関し貢献。

平成18年 田中稔隆氏

動物の愛護と適正な飼養及び管理について、普及啓発するための指導者の養成として「愛玩動物飼養管理士」を約5万名輩出するなど日本愛玩動物協会の組織の充実と財政基盤の確立に貢献。

平成19年 田中傳氏

約50年にわたり、ペット業界の健全な発展と育成に貢献。特に神奈川県のパット業者の組織化、日本鳥獣商組合の設立、（社）日本愛玩動物協会の設立等に参画し組織の確立と発展に貢献。また、関係行政機関と連携を図りつつ、家庭動物の適正飼養の普及啓発に尽力。動物の愛護と適正な飼養及び管理について普及啓発するための指導者の養成として、「愛玩動物飼養管理士」の約5万名輩出に貢献。

平成20年 西村尚一氏

長期にわたりペット業界に従事し、業界の健全な発展と育成に貢献。特に、大阪府のパット業界の健全な組織化に尽力。（社）日本愛玩動物協会の運営等に参画し、動物愛護管理を推進する組織の確立と発展に貢献。関係行政機関と連携を図りつつ、家庭動物の適正飼養の普及啓発に尽力。特に、動物愛護管理の普及啓発のための指導者として「愛玩動物飼養管理士」約8.5万人を養成・輩出した功績は極めて大。

平成21年 大矢秀臣氏

中央環境審議会野生生物部会移入種対策小委員会専門委員、同部会外来生物対策小委員会専門委員、同審

議会動物愛護部会臨時委員、同部会ペットフード小委員会専門委員として、動物愛護管理法の改正、ペットフード安全法の制定及び外来生物法の制定等に尽力。動物の愛護と適正な飼養及び管理について普及啓発するための指導者である「愛玩動物飼養管理士」約9.4万人を養成・輩出した功績は大。長期にわたり(社)日本愛玩動物協会の役員として、協会の基盤の確立とその後の発展に寄与。

平成22年 経徳禮文氏

(社) ジャパンケネルクラブ理事長及び本協会常任理事並びに副会長として、長きにわたり本協会並びにペット業界の健全な発展と育成に貢献し、また、関係行政機関と連携を図りつつ、家庭動物の愛護精神の高揚と適正飼養の普及啓発に尽力。動物の愛護と適正な飼養及び管理について普及啓発するための指導者の養成として、「愛玩動物飼養管理士」約10.2万名を輩出した功績は極めて大。

令和元年 椎野雅博氏

平成12年から日本愛玩動物協会の会員として、パンフレットの作成・頒布、セミナー等の講師、ペットオーナー検定事業の実施等に尽力し、動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等普及啓発を行う指導者の養成と教育を図ってきたこと。緊急災害において、地方自治体、地方獣医師会などにより構成される現地動物救護本部が行う被災したペットの救護に関する支援並びに円滑な救護に関する体制及び基盤の確保を図るための団体として(一財)ペット災害対策推進協会が組織されており、この組織設立に向け尽力するとともに、現在も評議員として運営に関与。平成5年から平成19年まで(一財)ペットフード協会の会員として、国が、国民各層からペットフードの供給に対する行政の取組方針の明確化や品質、安全性の確保に対する要望に応えるために実施した「ペットフード産業実態調査事業」を受託し、会長として率先して平成13、平成14年の2年間に渡る調査を実施。

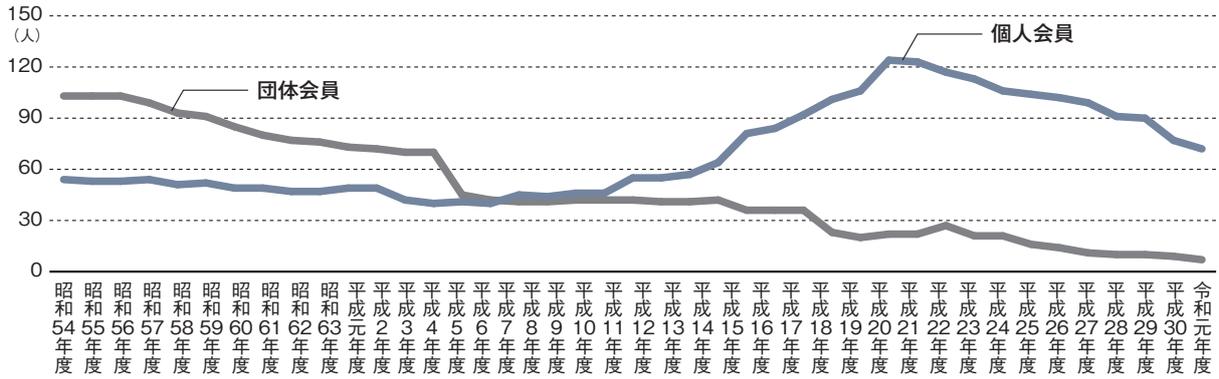
データで見る日本愛玩動物協会

① 日本愛玩動物協会の主な出来事

和暦年	西暦年	月	主な出来事
昭和	53	1978	11 「日本愛玩動物協会」設立総会開催
	54	1979	5 「社団法人日本愛玩動物協会」設立認可（千代田区三崎町） 酒井忠元氏 初代会長就任
			10 機関誌『愛玩動物』創刊（A5判、本文16ページ、表紙モノクロ）
	56	1981	4 「愛玩動物飼養管理士」の名称決定
			6 「愛玩動物飼養管理士認定委員会」設置
			7 「全国ペット写真コンテスト」開始
			9 「動物愛護週間中央行事（第1回）」共催開始
	57	1982	11 2級愛玩動物飼養管理士 開始
			3 事務所移転（千代田区飯田橋） 6 河野通敬氏 初代理事長就任
	59	1984	2 大鷹淑子氏 2代会長就任
			12 1級愛玩動物飼養管理士 開始
	61	1986	2 尾上多喜雄氏 2代理事長就任
			12 伊豆大島噴火災害動物への救援物資送付
63	1988	9 愛玩動物飼養管理士会の設立開始	
平成	元	1989	2 協会の英名「Japan Pet Care Association」（略称 J.P.C.A）と定める
	2	1990	2 認定指定校制度の開始 事務所移転（新宿区新小川町）
			8 2級愛玩動物飼養管理士受講者が1,000名を超える
			3 1991
	4	1992	7 準2級愛玩動物飼養管理士を新設
	6	1994	11 事務所移転（新宿区神楽坂3-6近藤ビル2F）
	7	1995	1 兵庫県南部地震被災動物救援活動に多数の愛玩動物飼養管理士が活躍
			3 「兵庫県南部地震被災動物救援義援金」送付（第1回）
	8	1996	8 「緊急災害時動物救援本部」の団体となる
	11	1999	2 「市民公開セミナー」開始
			3 協会のホームページ開設 「飼育読本シリーズ」発行（「十姉妹の飼い方」「オカメインコの飼い方」）
			5 協会シンボルマーク決定
	12	2000	10 「犬のオーナーズガイド」「猫のオーナーズガイド」発行
			6 田中傳氏 3代理事長就任
			12 動物愛護4団体で「三宅島噴火災害動物救援本部」設立
	13	2001	4 環境大臣より自然環境功労者の特別賞（動物愛護）を受賞
	15	2003	8 事務所の購入・移転（新宿区信濃町8-1） 愛玩動物飼養管理士の新規受講者が10,000名を超える
16			2004
17	2005	4 新公益法人会計を導入	
		5 全国の愛玩動物飼養管理士会の「支部」への移行 「2級愛玩動物飼養管理士教本」の刷新	

和暦年	西暦年	月	主な出来事	
平成	19	2007	2	環境省請負委託業務「家庭動物等の飼養および保管に関する基準に係る普及状況調査」の実施、「動物愛護推進員を養成するための教材マニュアル」「動物愛護推進員などの活動事例集」の制作
			9	パンフレット「人と動物の防災を考えよう」発行
			10	「愛玩動物飼養管理士」「図形：犬と猫と鳥」を商標登録（商標権） 「1級愛玩動物飼養管理士教本」の刷新
	20	2008	1	「犬の暮らし向き調査」開始（2010年まで）
	21	2009	1	「猫の暮らし向き調査」開始（2010年まで）
			3	「愛玩動物飼養管理士通信教育視聴覚教材（DVD）」完成
			5	機関誌『愛玩動物』の全面的リニューアル 「協会設立30周年記念式典」及び「記念シンポジウム」開催
	22	2010	2	公益社団法人へ移行認定 「飼養相談実例集」改訂
			4	「調査研究助成事業」開始 「愛玩動物飼養管理士スクーリングの統一スライド資料」作成
	23	2011	3	東日本大震災による被災動物の救援活動開始（緊急災害動物救援本部）
	24	2012	9	東洋大学寄附講座（ペットツーリズム論）開始
			12	東海林克彦氏 4代会長就任
	25	2013		愛玩動物飼養管理士認定試験を年2回に拡充 寄附金（会費を含む）の税額控除制度の導入 協会ホームページ内に「支部（支所）ページ」を設ける
			7	「全国ペットツーリズム連絡協議会」発足
			9	機関誌が『愛玩動物 with PETs』にリニューアル（全ページカラー、40ページ）
	26	2014		会員特典の拡充（ペット用品・書籍購入の割引、宿泊施設の割引ほか）
			8	広島市集中豪雨の被災動物支援、現地支部と連携して救援物資の運搬等に支援
			11	長野県北部地震の被災動物支援
	27	2015	2	「適正飼養推進プロジェクト支援事業」開始
			4	地方組織を支部制から支所制に改組（支所または認定連携団体の選択制の導入）
			8	「ペットオーナー検定」開始
			12	「上級愛玩動物飼養管理士」顕彰プログラム開始
	28	2016	1	「愛犬飼育スペシャリスト」開講
	29	2017	7	パンフレット「いざというときのために ペットと被災したら」「被災ペットの救護活動ガイドライン」発行
	30	2018	1	ペット共生住宅適正化推進プロジェクト 開始 「飼い主のマナーハンドブック」 「ペット共生マンションの適正化推進ガイドライン」発行
	令和	元	2019	4
6				「ペット共生住宅管理士」検定制度開始
9				「犬と猫の暮らしの教科書」発行
10				「動物愛護飼養管理士」が環境教育等推進法の人材認定等事業に
2		2020	2	「ペットの飼養管理」発行 「愛玩動物飼養管理士教本（1級、2級）」の刷新

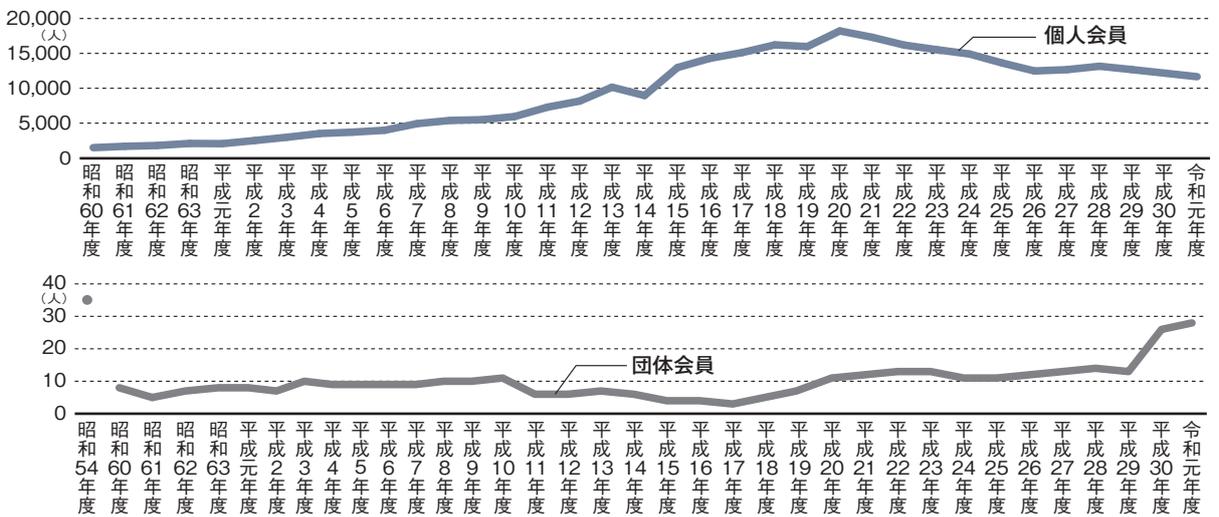
② 正会員数



	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
個人会員	54	53	53	54	51	52	49	49	47	47	49	49	42	40	41	40	45	44	46	46	55
団体会員	103	103	103	99	93	91	85	80	77	76	73	72	70	70	45	42	41	41	42	42	42

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
個人会員	55	57	64	81	84	92	101	106	124	123	117	113	106	104	106	92	90	80	76	72
団体会員	41	41	42	36	36	36	23	20	22	22	27	21	21	16	14	11	10	10	9	7

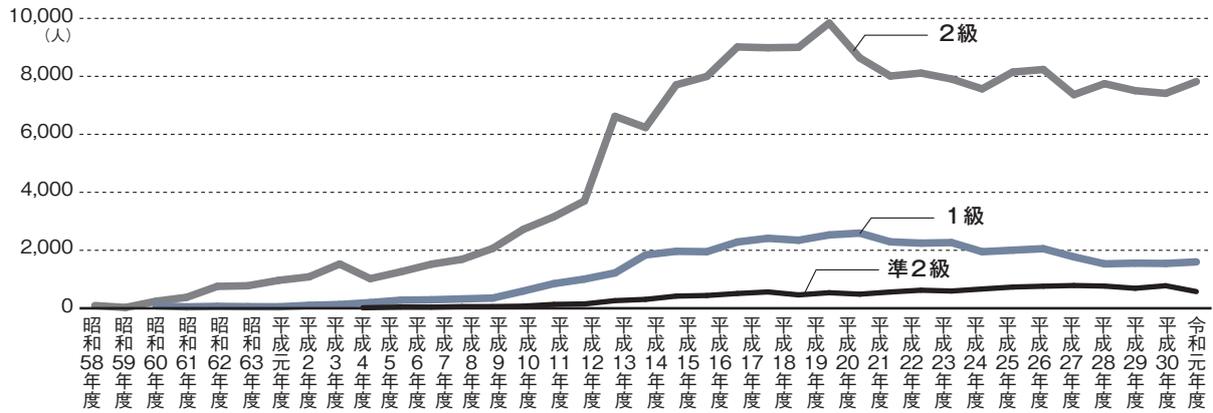
③ 賛助会員数



	昭和54年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
個人会員		1514	1705	1820	2115	2084	2529	3004	3533	3726	3999	4949	5408	5512	5961	7312	8173	10161
団体会員	35	8	5	7	8	8	7	10	9	9	9	9	10	10	11	6	6	7

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
個人会員	8978	12975	14293	15126	16221	15979	18214	17304	16183	15529	14912	13632	12486	12671	13162	12680	11668	11818
団体会員	6	4	4	3	5	7	11	12	13	13	11	11	12	13	14	13	26	27

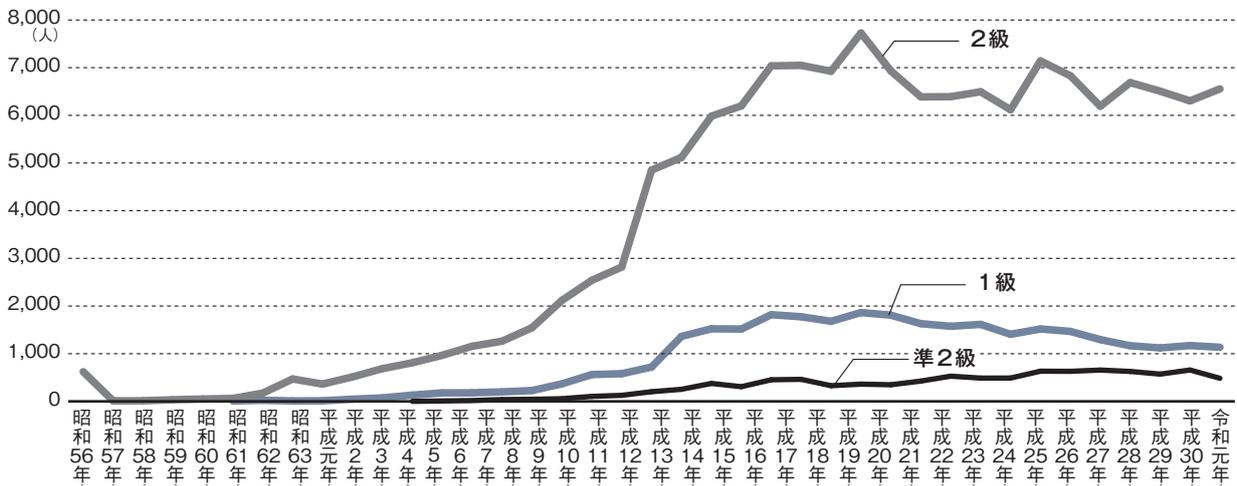
④ 「愛玩動物飼養管理士」新規受講受験者数



	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
1級			49	11	27	17	13	61	88	152	231	244	273	301	533	777	927	1131	1726
2級	93	27	243	378	755	777	963	1084	1526	1022	1259	1521	1688	2062	2720	3156	3702	6620	6235
準2級										37	30	28	43	44	57	111	126	227	266

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	1845	1832	2152	2275	2210	2386	2446	2157	2115	2133	1831	1882	1931	1662	1431	1453	1444	1495
2級	7707	7997	9014	8987	9002	9837	8637	8011	8113	7909	7568	8149	8236	7368	7747	7507	7413	7819
準2級	367	386	448	496	405	472	427	494	549	524	587	647	673	694	677	609	688	507

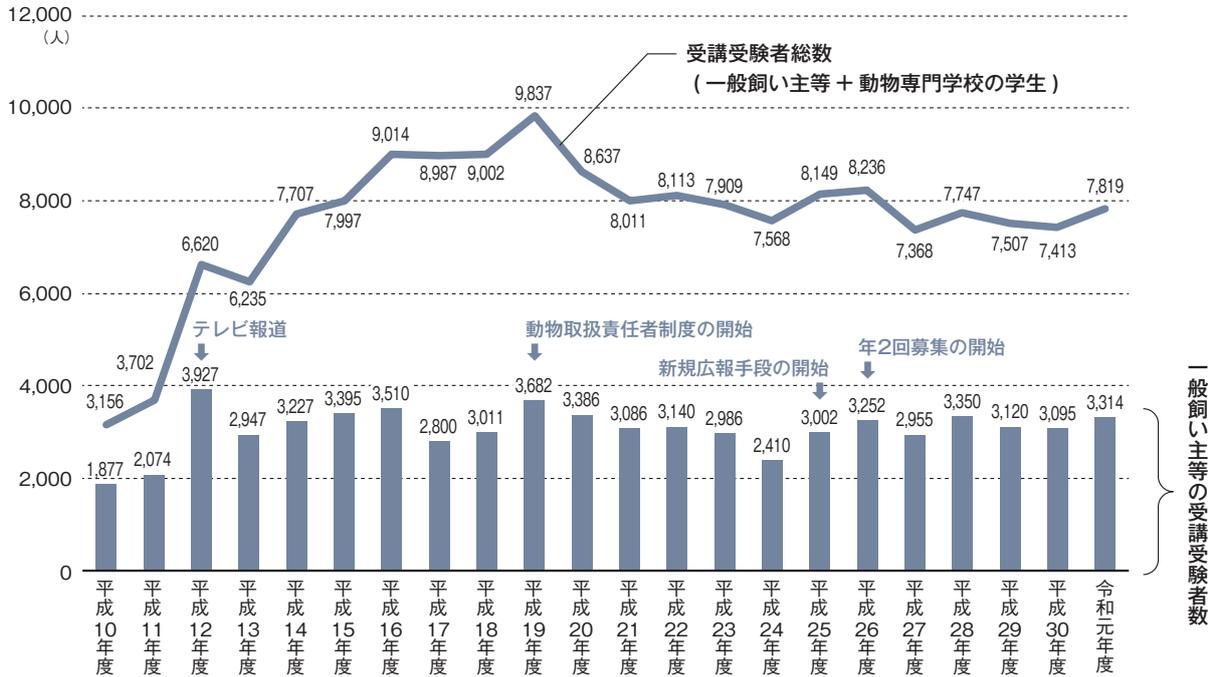
⑤ 「愛玩動物飼養管理士」認定登録者数



	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
1級				118		10	23	10	12	46	73	131	178	179	199	227	367	562	580	720
2級	622	11	13	34	49	62	172	470	363	513	686	810	966	1156	1262	1544	2117	2539	2817	4851
準2級												1		23	39	43	53	90	107	165

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1級	1363	1522	1517	1818	1775	1680	1863	1808	1630	1575	1615	1407	1519	1468	1295	1167	1121	1171	1135
2級	5117	5982	6198	7038	7048	6925	7727	6931	6388	6391	6494	6118	7141	6830	6191	6687	6507	6303	6555
準2級	204	298	246	357	364	262	287	277	336	415	384	385	495	493	513	491	448	514	381

⑥ 2級愛玩動物飼養管理士の新規受講受験者数の推移



⑦ 愛玩動物飼養管理士養成制度の指定校・採用校 ※2020(令和2)年3月現在

採用校とは、愛玩動物飼養管理士養成制度を採用している学校のこと。

指定校とは、採用校のうち次の条件を3年以上継続して満たした学校を指す。

- ① 二級愛玩動物飼養管理士認定試験受験者に対する合格者の割合が85%以上
- ② 認定試験合格者が年間35人以上

指定校 (27校)

学校法人工藤学園 愛犬美容看護専門学校
学校法人穴吹学園 穴吹動物専門学校
学校法人穴吹学園 専門学校穴吹動物看護カレッジ
東京都立園芸高等学校
学校法人Adachi学園 大阪ビジネスカレッジ専門学校
学校法人加計学園 岡山理科大学附属高等学校
学校法人KBC学園 専修学校沖縄ペットワールド専門学校
学校法人河原学園 河原アイペットワールド専門学校
学校法人南京都学園 京都動物専門学校
学校法人HAC国際学園 群馬動物専門学校
学校法人国際総合学園 国際ペットワールド専門学校
学校法人高橋学園 札幌どうぶつ専門学校
群馬県立勢多農林高等学校
学校法人菅原学園 仙台総合ペット専門学校

学校法人中村学園 専門学校ちば愛犬動物フラワー学園
沖縄県立中部農林高等学校
学校法人東京愛犬学園 東京愛犬専門学校
学校法人孔明学園 東北愛犬専門学校
学校法人 Adachi 学園 専門学校 名古屋スクール・オブ・ビジネス
ナンバペット美容学院
学校法人上野学園 広島情報ビジネス専門学校
学校法人爽青会 専門学校ルネサンス・ペット・アカデミー
学校法人宮崎総合学院 宮崎ペットワールド専門学校
学校法人未来学舎 専門学校未来ビジネスカレッジ
学校法人瀧澤学館 MCL 盛岡ペットワールド専門学校
横浜トリミングスクール
学校法人吉田学園 吉田学園動物看護専門学校

採用校 (91校)

アートグルーミングスクール
神奈川県立相原高等学校
IPCペットカレッジ 岡崎本部校
青森愛犬美容専門学校
学校法人伊藤学園 秋田情報ビジネス専門学校
秋田ペット美容学院
千葉県立旭農業高等学校
群馬県立吾妻中央高等学校
学校法人日本環境科学学院 専門学校アニマルインターカレッジ
愛知県立安城農林高等学校
長崎県立諫早農業高等学校
島根県立出雲農林高等学校
いばらき動物専門学校
エコーペットビジネス総合学院
エンゼルペットアカデミー
千葉県立大網高等学校
岐阜県立大垣養老高等学校
学校法人コミュニケーションアート 大阪ECO動物海洋専門学校
則天学園 大阪動物海洋専門学校
学校法人立志舎 大阪動物専門学校
学校法人立志舎 大阪動物専門学校 天王寺校
学校法人シモゾノ学園 大宮国際動物専門学校
学校法人貝細学園 専門学校岡山ビジネスカレッジ
学校法人 加計学園 岡山理科大学専門学校
長野県上伊那農業高等学校
岐阜県立加茂農林高等学校
関空ペット総合学院
熊本県立菊池農業高等学校
岐阜県立岐阜農林高等学校
学校法人 Adachi 学園 専門学校九州スクール・オブ・ビジネス
学校法人昭徳学園 九州動物学院
鳥取県立倉吉農業高等学校
愛犬総合学院 グリーンヒルグルーミングスクール
学校法人経専学園 経専北海道どうぶつ専門学校
学校法人日米学院 高知ペットビジネス専門学校
学校法人神戸学園 神戸動植物環境専門学校
学校法人野上学園 神戸ブレイメン動物専門学校
学校法人晃陽学園 晃陽学園高等学校
国際アート&デザイン大学校
学校法人シモゾノ学園 国際動物専門学校
TBC学院 宇都宮二荒校 国際ペット総合専門学校
長野県佐久平総合技術高等学校
学校法人上田煌桜学園 さくら国際高等学校 東京校
愛知県立佐屋高等学校
学校法人村上学園 サンデザイン専門学校
青森県立三本木農業高等学校

奈良県立磯城野高等学校
静岡県立静岡農業高等学校
宮城県柴田農林高等学校
湘央生命科学技術専門学校 応用生物科学科
愛知県立新城高等学校
学校法人スカイ中村学園 スカイ総合ペット専門学校
学校法人滋慶文化学園 仙台ECO動物海洋専門学校
静岡県立田方農業高等学校
学校法人加計学園 千葉科学大学
千葉グルーミングスクール
学校法人中央総合学園 中央動物看護専門学校
学校法人中央工学校 中央動物専門学校
神奈川県立中央農業高等学校
学校法人利幸学園 中部コンピュータ・パティシエ保育専門学校
つくば国際ペット専門学校
TPG 富山国際ペットビジネス学院
学校法人滋慶学園 東京コミュニケーション専門学校ECO
学校法人野上学園 東京ブレイメン動物専門学校
学校法人仙都学園 専門学校東北動物看護学院
学校法人三重徳風学園 徳風技能専門学校
滋賀県立長浜農業高等学校
学校法人立志舎 名古屋動物専門学校
ナンバペット美容学院静岡分院
学校法人立志舎 日本動物専門学校
学校法人立志舎 専門学校日本動物21
兵庫県立農業高等学校
大阪府立農芸高等学校
浜松トリミング専門学校
愛知県立半田農業高等学校
学校法人安達学園 専門学校ビジョナリーアーツ
岐阜県立飛騨高山高等学校
学校法人英数学館 広島アニマルケア専門学校
福井ペット&旅行ホテル専門学校
学校法人福岡安達学園 専門学校福岡ビジョナリーアーツ
平成トリミングスクール
学校法人慈慶学園 北海道エコ・動物自然専門学校
学校法人 北海道安達学園 北海道どうぶつ・医療専門学校
学校法人坪内学園 専門学校松江総合ビジネスカレッジ
茨城県立水戸農業高等学校
長野県南安曇農業高等学校
学校法人久保学園 都城高等学校
岩手県立盛岡農業高等学校
ユニバース・グルーミング・スクール
滋賀県立八日市南高等学校
学校法人京都中央学院 YIC京都ペット総合専門学校

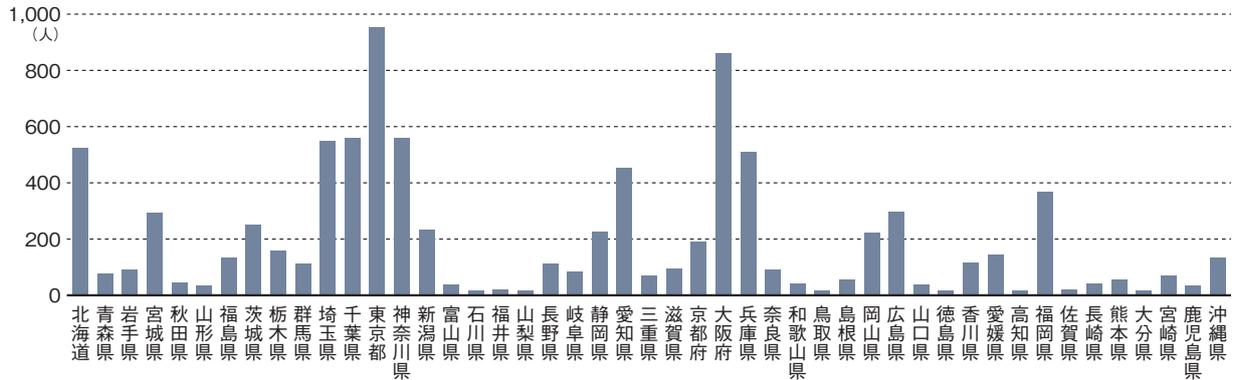
⑧ 「上級愛玩動物飼養管理士」認定登録者数

年度		認定登録者数				
和 暦	西 暦	新 規		更 新		総 数 (新規+更新)
		期	登録者数 (人)	期	登録者数 (人)	
平成27年度	2015年度	第1期	204	—	—	204
平成28年度	2016年度	第2期	9	—	—	9
平成29年度	2017年度	第3期	3	—	—	3
平成30年度	2018年度	第4期	3	第1期	116	119
令和元年度	2019年度	第5期	5	第2期	8	13

※3年ごとの更新制度あり

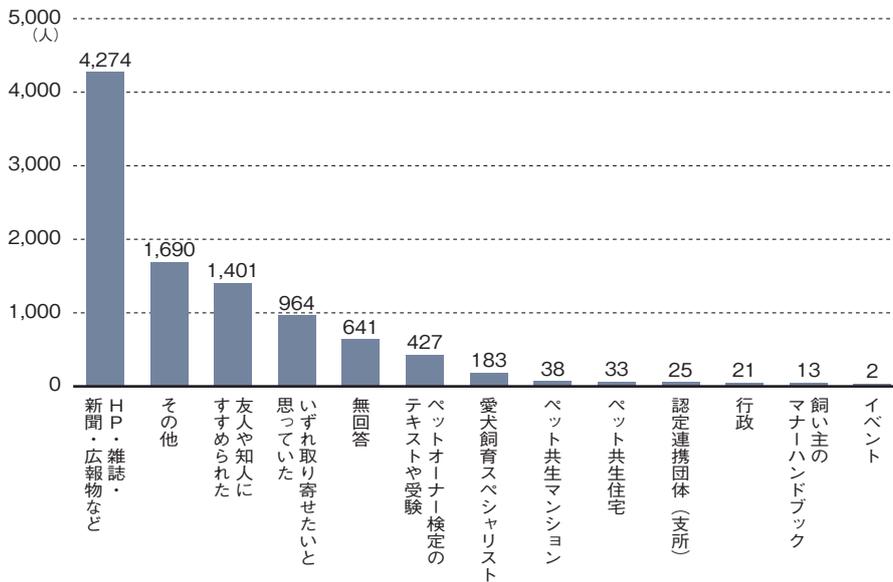
⑨ 都道府県別受講受験者数

※2019（令和元）年度新規受講生（1級・2級）

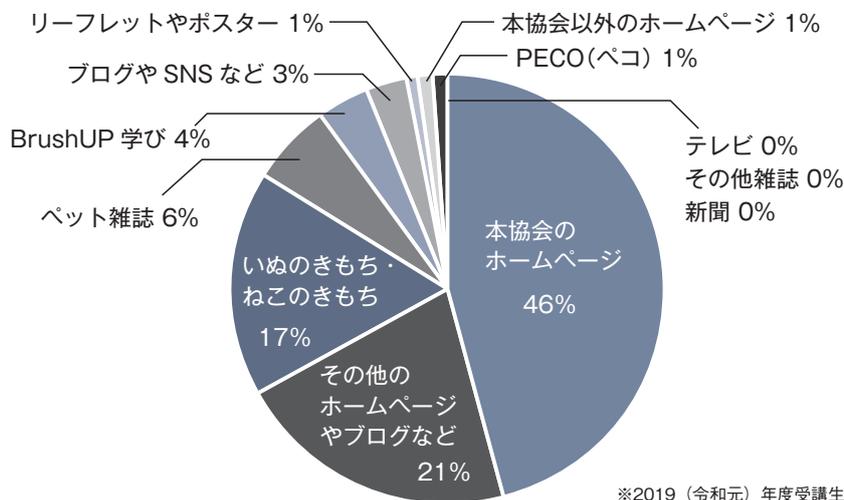


⑩ 「愛玩動物飼養管理士」資料請求のきっかけ

※2019（令和元）年度受講生



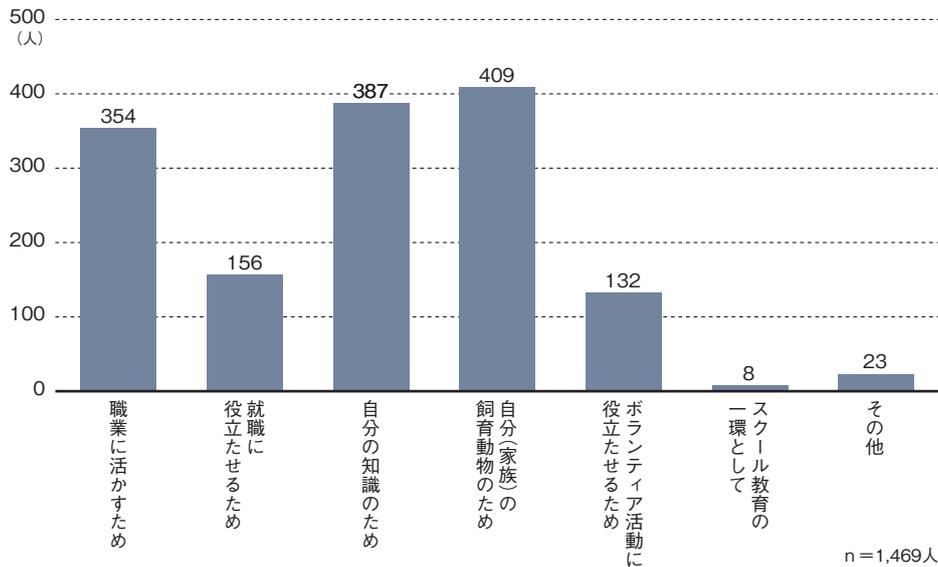
⑪ 「愛玩動物飼養管理士」受講受験の契機となった媒体



※2019（令和元）年度受講生

⑫ 受講受験の動機・目的

※2017（平成29）年度受験生に対するアンケート結果より



⑬ 「ペットオーナー検定」受験者数

	年度	受験者数 (オンライン受験は申込者数)			
		犬	猫	犬猫同時	
会場受験	2015（平成27）年度	601	359	128	114
	2016（平成28）年度	541	264	99	178
	2017（平成29）年度	511	227	108	176
オンライン 受験	2018（平成30）年度	379	152	78	149
	2019（令和元）年度	439	191	75	173
	計	2471	1193	488	790

⑭ 「愛犬飼育スペシャリスト」 申込件数

年（1月～12月）	件数
2017	1294
2018	1057
2019	1129
合計	3480

試験合格者 1923名（2019年12月現在）

⑮ 「ペット共生住宅管理士」 受講者数

	申込件数（人）
2019年6月	55
2019年7月	16
2019年8月	4
2019年9月	3
2019年10月	6
2019年11月	6
2019年12月	13
2020年1月	42
2020年2月	6
2020年3月	22
合計	173

試験合格者 78名（2020年3月現在）

⑩ 認定連携団体

全国各地における 愛玩動物飼養管理士の活動

本協会の活動範囲は全国に及ぶものですが、本協会本部による事業活動だけでは活動の対象も限られ、効果が望みにくい事業もあります。また、グループでの活動のほうがより効果があることから、都道府県ごとの愛玩動物飼養管理士資格取得者の活動拠点として、都道府県単位で「連携団体」を認定し、その活動を支援しています。各連携団体では、本部の事業計画に基づくさまざまな活動のほか、その地域に密着した草の根レベルの普及啓発などの自立的な活動を行っています。

「認定連携団体」のはじまりは、「都道府県の愛玩動物飼養管理士会（愛玩動物飼養管理士の資格をもつ地域の有志会員が協会本部に設立を申請して立ち上げた

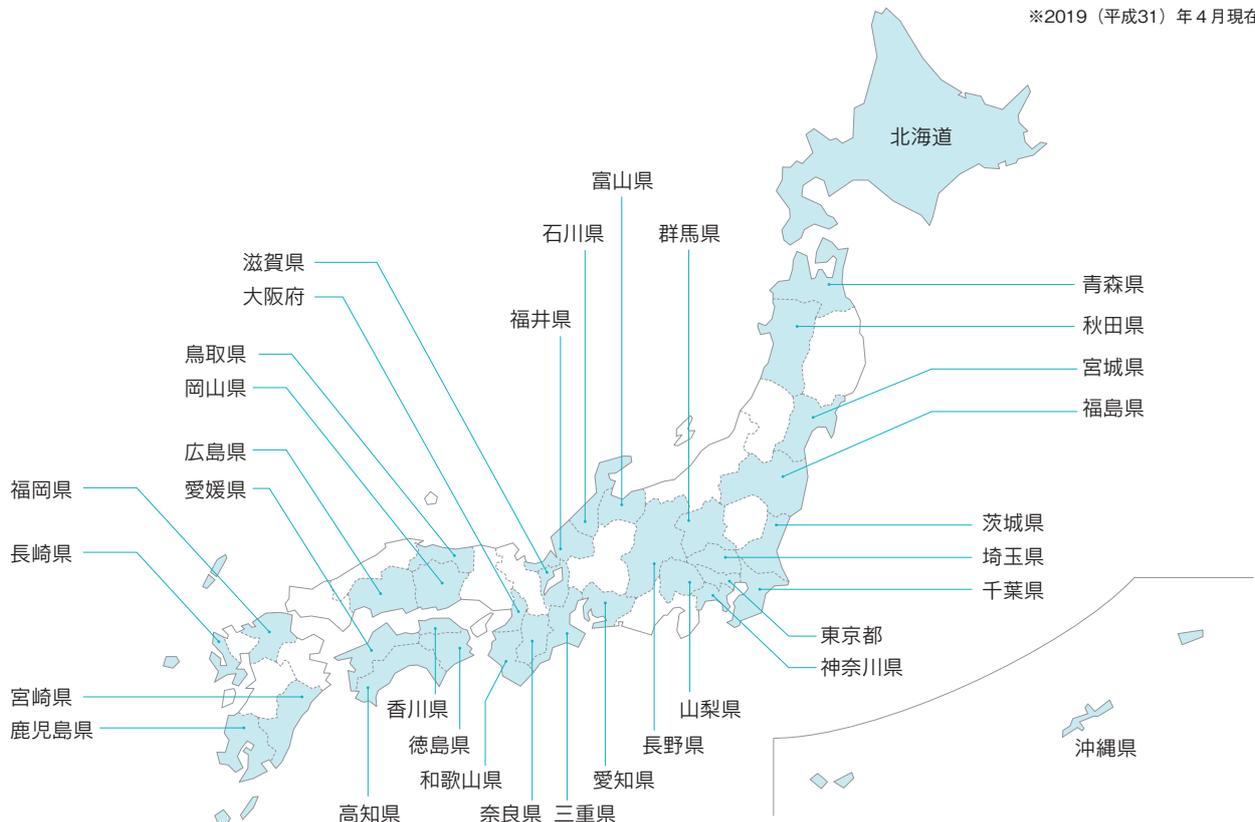
組織）」です。その後、会員の増加と活動の活発化、地域での行政機関とのさらなる連携の必要性が高まったことから、2005（平成17）年度より本協会の地方組織としての「支部」、2015（平成27）年度より本部所属の嘱託職員としての支所長を配置した「支所」といった変遷を経て、2019（令和元）年度からは、現在の認定連携団体に至っています。



保育園などで行う「どうぶつあいご教室」では、犬や猫の体の特徴やふれあい方、命の大切さをぬいぐるみやパネルシアターを使い園児に伝えます

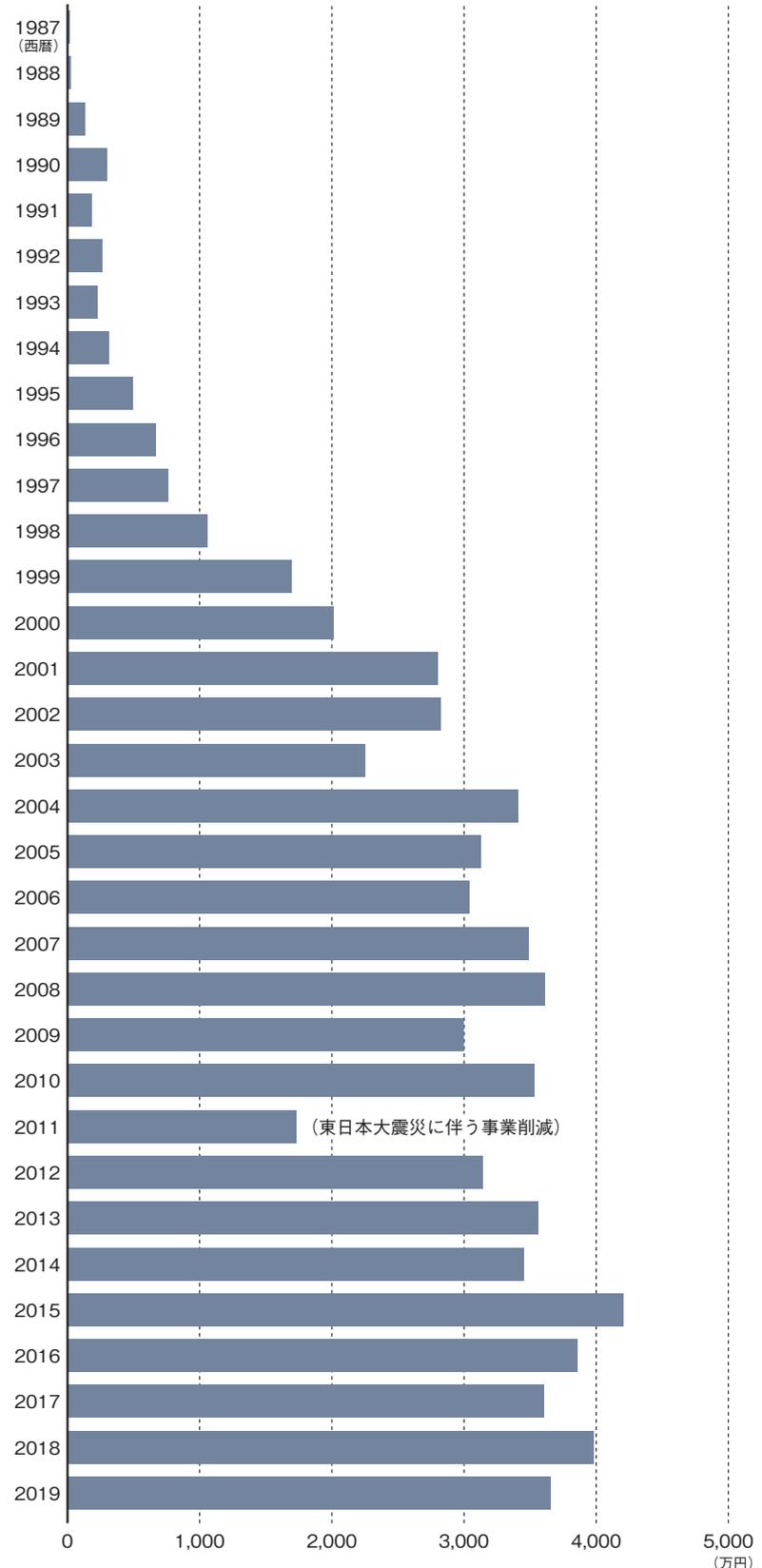
認定連携団体のある都道府県

※2019（平成31）年4月現在



⑰管理士会・支部・支所・認定連携団体の事業費

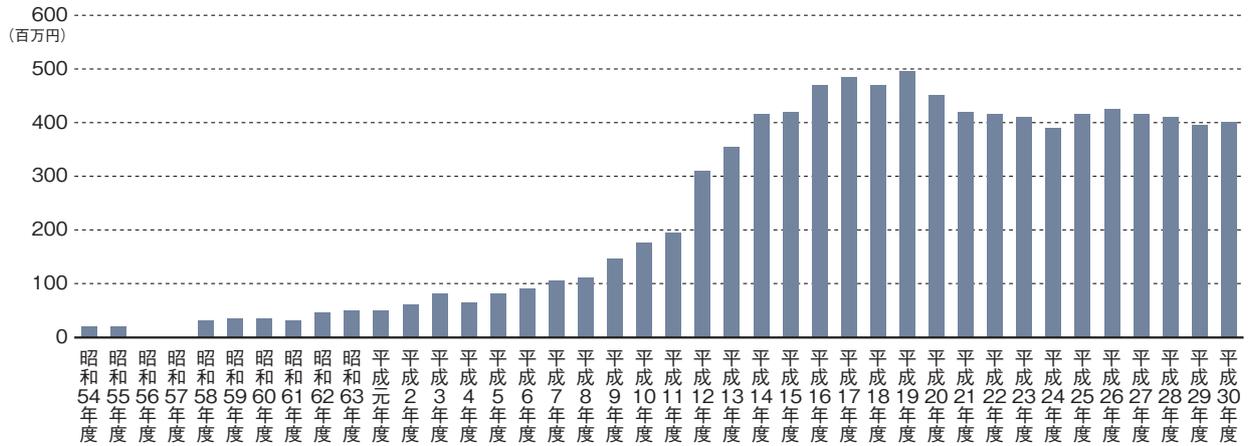
年 度		事業費
和暦	西暦	
S62	1987	184,000
S63	1988	226,000
H1	1989	1,317,950
H2	1990	2,969,339
H3	1991	1,874,305
H4	1992	2,631,284
H5	1993	2,282,420
H6	1994	3,140,655
H7	1995	4,924,506
H8	1996	6,697,865
H9	1997	7,663,289
H10	1998	10,567,937
H11	1999	16,999,632
H12	2000	20,178,037
H13	2001	28,051,112
H14	2002	28,231,427
H15	2003	22,530,028
H16	2004	34,087,425
H17	2005	31,318,322
H18	2006	30,422,718
H19	2007	34,911,937
H20	2008	36,108,496
H21	2009	30,001,600
H22	2010	35,060,543
H23	2011	17,355,922
H24	2012	31,439,119
H25	2013	35,619,332
H26	2014	34,515,810
H27	2015	42,042,678
H28	2016	38,580,720
H29	2017	36,028,318
H30	2018	39,590,112
R1	2019	36,543,826



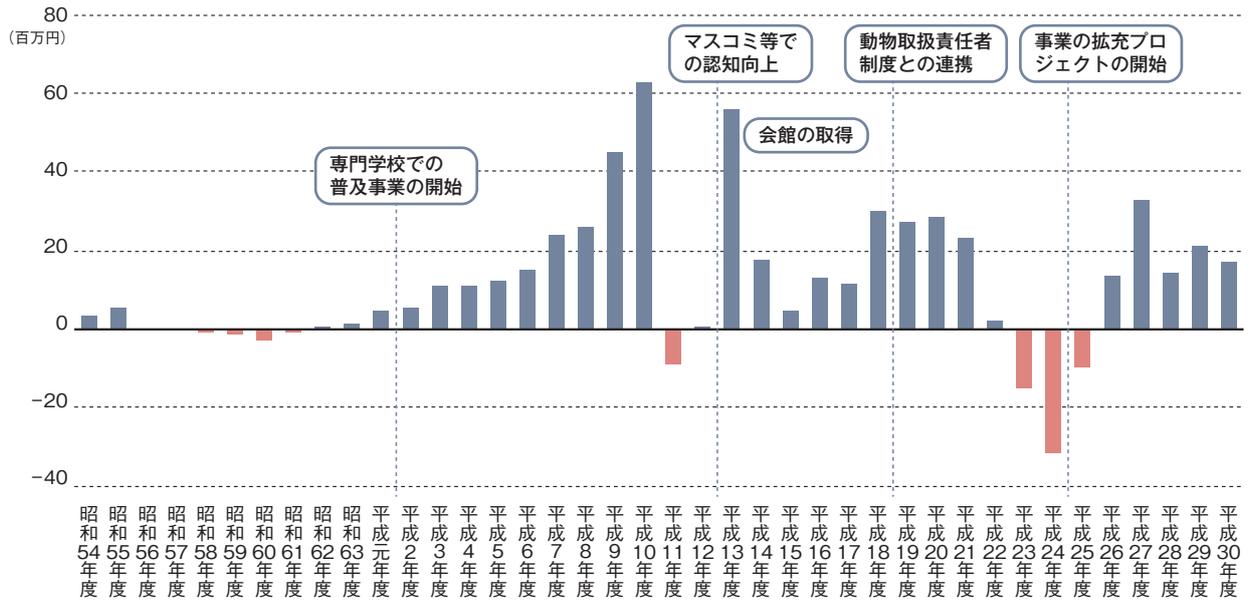
⑬財務データ

	収入合計				支出	経常増減	正味財産	固定資産額	正味財産 - 固定資産	備考
	収入合計	会費等	受講受検料等	その他						
昭和54年度	20,647,834	1,660,000	16,662,413	2,325,421	22,031,749	-1,383,915	3,756,725	741,581	3,015,144	
昭和55年度	21,425,606	4,066,000	16,985,815	373,791	23,026,001	-1,600,395	-6,042,307	691,422	-5,350,885	
昭和56年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和57年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和58年度	30,302,558	4,570,000	25,440,115	292,443	32,709,872	-2,407,314	-710,552	1,607,198	-2,317,750	
昭和59年度	36,471,203	6,229,915	28,538,940	1,702,348	35,730,345	740,858	30,306	1,607,198	-1,576,892	
昭和60年度	36,891,435	7,093,000	28,457,842	1,340,593	38,048,512	-1,157,077	-1,126,771	1,721,708	-2,848,479	
昭和61年度	31,064,711	8,007,000	20,005,089	3,052,622	30,048,034	1,016,677	1,632,579	1,689,610	-57,031	
昭和62年度	46,765,749	10,005,000	36,642,790	117,959	43,857,385	2,908,364	3,170,623	2,531,680	638,943	
昭和63年度	48,451,889	12,647,000	34,464,950	1,339,939	44,811,894	3,639,995	3,933,486	2,440,548	1,492,938	
平成元年度	52,734,504	12,585,000	39,780,480	369,024	51,954,750	779,754	7,266,692	2,370,000	4,896,692	
平成2年度	61,648,663	13,119,000	47,919,202	610,461	60,447,228	1,201,435	7,618,127	2,370,000	5,248,127	
平成3年度	80,180,358	15,030,000	61,793,111	3,357,247	73,600,549	6,579,809	13,125,936	2,370,000	10,755,936	
平成4年度	67,172,729	18,168,000	47,221,355	1,783,374	65,496,081	1,676,648	13,398,584	2,370,000	11,028,584	
平成5年度	80,095,126	18,590,000	58,876,079	2,629,047	76,509,457	3,585,669	14,928,253	2,370,000	12,558,253	
平成6年度	88,277,426	19,763,000	67,398,794	1,115,632	82,913,973	5,363,453	19,668,593	4,328,887	15,339,706	
平成7年度	106,164,089	30,407,000	74,100,621	1,656,468	94,884,371	11,279,718	27,552,458	3,318,034	24,234,424	
平成8年度	109,852,137	22,370,000	86,582,992	899,145	105,362,533	4,489,604	31,008,789	5,090,261	25,918,528	
平成9年度	144,190,552	30,387,000	112,550,592	1,252,960	121,531,816	22,658,736	49,332,837	4,462,073	44,870,764	
平成10年度	176,337,179	38,257,800	137,184,214	895,165	162,512,130	13,825,049	70,345,713	7,540,651	62,805,062	
平成11年度	194,354,119	31,517,700	160,873,518	1,962,901	269,710,070	-75,355,951	62,230,409	70,781,298	-8,550,889	事務所購入費用6,000万円積立
平成12年度	308,865,949	42,718,300	265,742,153	405,496	305,943,331	2,922,618	106,682,928	105,649,091	1,033,837	事務所購入費用2,500万円積立
平成13年度	356,356,750	54,640,000	287,649,575	14,067,175	353,390,387	2,966,363	142,548,262	86,247,353	56,300,909	事務所購入費用3,500万円積立
平成14年度	414,255,927	61,677,000	352,107,759	471,168	405,384,418	8,871,509	180,184,463	162,383,597	17,800,866	事務所購入費用3,000万円積立
平成15年度	581,168,069	56,370,000	361,031,920	163,766,149	586,863,512	-165,695,443	177,347,809	172,367,003	4,980,806	信濃町の事務所の購入
平成16年度	471,454,093	60,414,000	404,915,301	6,124,792	465,671,827	5,782,266	212,677,350	199,580,138	13,097,212	
平成17年度	485,607,357	65,842,000	417,855,520	1,909,837	474,741,331	10,866,026	237,027,454	225,715,253	11,312,201	
平成18年度	469,258,530	65,269,000	400,985,410	3,004,120	426,745,297	42,513,233	271,556,787	241,418,657	30,138,130	新1級教本の完成
平成19年度	494,240,206	60,073,000	432,470,250	1,696,956	492,794,302	1,445,904	272,295,105	244,719,430	27,575,675	新1級教本の完成
平成20年度	453,137,857	57,189,000	394,899,930	1,048,927	486,374,760	-33,236,903	239,058,202	210,270,726	28,787,476	
平成21年度	422,578,538	53,149,000	368,707,438	722,100	445,640,980	-23,062,442	215,959,744	193,053,932	22,905,812	DVDの完成
平成22年度	423,486,957	49,194,000	372,161,412	2,131,545	440,526,048	-17,039,091	169,082,555	166,852,208	2,230,347	<新公益法人の認定>
平成23年度	426,190,988	46,230,000	362,236,015	17,724,973	391,271,604	34,919,384	233,671,536	248,587,569	-14,916,033	謝金等の2割カット(東日本大震災)
平成24年度	391,627,000	44,138,000	344,995,318	2,493,682	408,358,925	-16,731,925	216,939,611	248,013,589	-31,073,978	
平成25年度	416,531,179	45,753,000	369,501,250	1,276,929	394,967,363	21,563,816	238,481,709	247,889,916	-9,408,207	外注引上げ等のコスト削減対策
平成26年度	426,554,570	46,458,000	378,974,150	1,122,420	418,087,558	8,467,012	233,381,446	219,499,712	13,881,734	受講受検料の値上げ
平成27年度	415,335,648	43,146,000	370,839,792	1,349,856	434,056,821	-18,721,173	214,660,273	181,759,104	32,901,169	収支相償によるH27の黒字削減
平成28年度	411,292,114	40,749,000	370,119,510	423,604	422,974,186	-11,682,072	202,978,201	188,362,940	14,615,261	
平成29年度	394,395,964	40,038,000	353,923,204	434,760	394,417,722	-21,758	202,101,061	180,972,471	21,128,590	
平成30年度	402,451,542	39,615,000	362,617,192	145,350	400,156,159	2,295,383	205,247,845	187,824,423	17,423,422	

収入合計



自由資金額の推移 (用途が特定・制約されない資金＝正味財産額－固定資産額)



写真で見る40年の移り変わり

全国ペット写真 コンテスト 上位入賞作品全掲載

1981（昭和56）年度にスタートし、2019（令和元）年度までに計39回開催された「全国ペット写真コンテスト」。
これまでの受賞作のなかから、上位入賞した全作品を掲載します。

第1回

昭和56年度

Start !



ペット大賞
「私のペット」



ジャパン・ケンネル・クラブ賞
「愛犬ダンとリュウ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「手に乗るケンとメリー」



全日本写真材料商組合連合会賞
「全員集合」



日本動物園水族館協会賞
「仲よく転んだね」



世界野生生物基金日本委員会賞
「迷カメラマン」

第2回

昭和57年度



ペット大賞
「ねえ、あそびましょうよ!」



日本ペットフード工業会賞
「私のマスコット」



全日本写真材料商組合連合会賞
「私とモーゼ」



日本愛玩動物協会賞
「ともだち」

第3回

昭和58年度



ペット大賞
「大好きな公園で」



ジャパンケンネルクラブ賞
「もう動けない」



ペットフード工業会賞
「私も抱いて」



全日本写真材料商組合連合会賞
「ああ、うるさいやあん!」



日本愛玩動物協会賞
「ピー子」

第4回
昭和59年度



ペット大賞
「朝の散歩」



ジャパンケンネルクラブ賞
「愛犬」



ペットフード工業会賞
「ヒローと仲間達」



日本愛玩動物協会賞
「老人のともだち」

第5回
昭和60年度



ペット大賞
「畑仕事」



ジャパンケンネルクラブ賞
「愛犬と老人」



ペットフード工業会賞
「チーコとわたし」



日本愛玩動物協会賞
「仲よし」

第6回
昭和61年度



ペット大賞
「マイファミリー」



ジャパンケンネルクラブ賞
「ラブちゃんだあいすき」



ペットフード工業会賞
「幼い好奇心」

第7回
昭和62年度



ペット大賞
「遊ぼうよ!」



ジャパンケンネルクラブ賞
「彼岸の出会い」



ペットフード工業会賞
「チッチと万里絵」



日本愛玩動物協会賞
「かめさん、いつまでひるね?」

第8回
昭和63年度



ペット大賞
「お昼寝も一緒」



ジャパンケンネルクラブ賞
「仲よし」



ペットフード工業会賞
「仲間入り」



日本鳥獣商組合連合会賞
「にわとりと少女」



日本愛玩動物協会賞
「帰り道」

第9回
平成元年度



ペット大賞
「鳩と少女」



ジャパンケンネルクラブ賞
「ビビは友達」



ペットフード工業会賞
「お気に入り」



日本鳥獣商組合連合会賞
「勉強中」



日本愛玩動物協会賞
「海開きの日」

第10回
平成2年度



ペット大賞
「ビビは生きがい」



ジャパンケンネルクラブ賞
「おんなじ顔だーい」



ペットフード工業会賞
「ハイ、ポーズ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「カルガモ一家と遊ぶ」



日本愛玩動物協会賞
「かわいい目」

第11回
平成3年度



ペット大賞
「不思議だなあ」



ジャパンケネルクラブ賞
「さあ、みんなでごあいさつしましょ!!」



ペットフード工業会賞
「ピーコのご挨拶」



日本鳥獣商組合連合会賞
「私のペット可愛いでしょう」



日本愛玩動物協会賞
「休日の親子」

第12回
平成4年度



ペット大賞
「かわいい!!」



ジャパンケネルクラブ賞
「ごあいさつ」



ペットフード工業会賞
「仲良し」



日本鳥獣商組合連合会賞
「仲よし」



日本愛玩動物協会賞
「走れ、レオ!!」

第13回
平成5年度



ペット大賞
「若葉のころ」



ジャパンケネルクラブ賞
「愛犬と遊ぶ子供たち」



ペットフード工業会賞
「信頼」



日本鳥獣商組合連合会賞
「重いね!!」



日本愛玩動物協会賞
「なかよし」

第14回
平成6年度



ペット大賞
「水面散歩」



ジャパンケネルクラブ賞
「早くちょうだい!!」



ペットフード工業会賞
「ごっつんこ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「語らい」



日本愛玩動物協会賞
「ふれあい」

第15回
平成7年度



ペット大賞
「なかよし」



ジャパンケンネルクラブ賞
「わたしの宝物」



ペットフード工業会賞
「寄りそい」



日本鳥獣商組合連合会賞
「ほおずりしましょう」



日本愛玩動物協会賞
「僕の亀さん」

第16回
平成8年度



ペット大賞
「ねえねえ」



ジャパンケンネルクラブ賞
「一家団樂」



ペットフード工業会賞
「あそぼうよ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「マイフレンド」



日本愛玩動物協会賞
「涼しくしてあげる」

第17回
平成9年度



ペット大賞
「どっちがどっち」



ジャパンケンネルクラブ賞
「早くちょうだいワン」



ペットフード工業会賞
「休日」



日本鳥獣商組合連合会賞
「芽生える友情」



日本愛玩動物協会賞
「沢山たべてネ」

第18回

平成10年度



ペット大賞
「ふれあい」



ジャパンケネルクラブ賞
「いっしょに食べよ」



ペットフード工業会賞
「大好き!」



日本鳥獣商組合連合会賞
「かわいいね」



日本愛玩動物協会賞
「なかよし」

第19回

平成11年度



ペット大賞
「ネンネしてるかなー」



ジャパンケネルクラブ賞
「かけっこ」



ペットフード工業会賞
「散歩」



日本鳥獣商組合連合会賞
「仲良し」



日本愛玩動物協会賞
「わたしもママになるのよ」

第20回

平成12年度



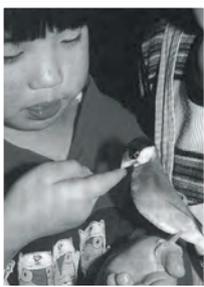
ペット大賞
「3人なかよし」



ジャパンケネルクラブ賞
「楽しい散歩」



ペットフード工業会賞
「親友」



日本鳥獣商組合連合会賞
「仲良し」



日本愛玩動物協会賞
「オメめかわいいネ」

第21回

平成13年度



ペット大賞
「ハイ! こっちむいて」



ジャパンケネルクラブ賞
「雪菜の里のひととき」



ペットフード工業会賞
「やすらぎの屋下がり」



日本鳥獣商組合連合会賞
「熱もふっとび笑顔」



日本愛玩動物協会賞
「おいで、おいで」

第22回
平成14年度



ペット大賞
「初めてのだっこ」



ジャパンケネルクラブ賞
「いつも一緒」



ペットフード工業会賞
「好日」



日本鳥獣商組合連合会賞
「安らく一時」



日本愛玩動物協会賞
「仲良し」

第23回
平成15年度



ペット大賞
「あーん、どお見える・・・」



ジャパンケネルクラブ賞
「温もり」



ペットフード工業会賞
「仲良くしようね!」



日本鳥獣商組合連合会賞
「いつも仲良し」



日本愛玩動物協会賞
「仲よし」

第24回
平成16年度



ペット大賞
「がんばって」



ジャパンケネルクラブ賞
「だーいすき」



ペットフード工業会賞
「幸せだね!」



日本鳥獣商組合連合会賞
「これはなあに？」



日本愛玩動物協会賞
「一杯どうぞ！」



名誉会長賞
「どっちがペット」

第25回
平成17年度



ペット大賞
「屋根まで飛んだ？」



ジャパンケネルクラブ賞
「優しい時間」



ペットフード工業会賞
「お父さんはやくう」



日本鳥獣商組合連合会賞
「俺たち似てる？」



日本愛玩動物協会賞
「今日は道のど真ん中で」



名誉会長賞
「かくれんぼ」

第26回
平成18年度



ペット大賞
「家族の絆」



ジャパンケネルクラブ賞
「雪のお散歩」



ペットフード工業会賞
「夏の日」



日本鳥獣商組合連合会賞
「肩ぐるま」



日本愛玩動物協会賞
「さあ～ゆりかごよ!!」



名誉会長賞
「ね～、僕にも見せてよ!!」

第27回
平成19年度



ペット大賞
「ハブニング」



ジャパンケネルクラブ賞
「ぎずな」



ペットフード工業会賞
「母のパートナー」



日本鳥獣商組合連合会賞
「華麗なステップ」



日本愛玩動物協会賞
「お花の前で」



名誉会長賞
「店番」

第28回
平成20年度



ペット大賞
「海岸通り」



ジャパンケネルクラブ賞
「待て、待て!」



ペットフード工業会賞
「この水、美味しいかなあ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「おいしいですか!」



日本愛玩動物協会賞
「家族」



名誉会長賞
「あそぼうよ」

第29回
平成21年度



ペット大賞
「お散歩、駆けっこ楽しいね」



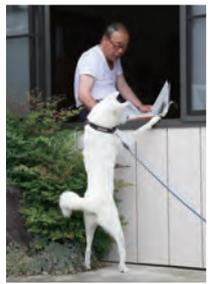
ジャパンケネルクラブ賞
「幸せの時」



ペットフード協会賞
「お気に入りの場所」



日本鳥獣商組合連合会賞
「もうさむくないよ」



日本愛玩動物協会賞
「今日のニュースは何かな?」



大鷹淑子名誉会長賞
「愛情」

第30回
平成22年度



ペット大賞
「仲よく合唱」



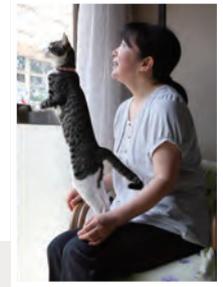
ジャパンケネルクラブ賞
「初顔合わせ」



ペットフード協会賞
「祭りの日」



日本鳥獣商組合連合会賞
「ねこと一緒に一休み」



日本愛玩動物協会賞
「お気に入りの場所」



大鷹淑子名誉会長賞
「散歩」

第31回
平成23年度



ペット大賞
「母恋し」



ジャパンケネルクラブ賞
「新しい家族」

(画面はBS朝日「BBC地球伝説」)



ペットフード協会賞
「仲良しコンビ」



日本鳥獣商組合連合会賞
「昼下り」



日本愛玩動物協会賞
「仲良し」



大鷹淑子名誉会長賞
「あそぼ〜」

第32回
平成24年度



ペット大賞
「きゃ〜くすぐったい」



ジャパンケネルクラブ賞
「ずっと一緒だよ」



ペットフード協会賞
「どちらも三兄弟」



日本鳥獣商組合連合会賞
「可愛い相棒」



日本愛玩動物協会賞
「帽子はヤダよ」



大鷹淑子名誉会長賞
「初めての雪だるま」

第33回

平成25年度



ペット大賞
「ここが好き」



ジャパンケネルクラブ賞
「初めての乗車」



ペットフード協会賞
「よしよ〜し」



日本鳥獣商組合連合会賞
「HELLO!!」



日本愛玩動物協会賞
「同じ景色」



大鷹淑子名誉会長賞
「あのね…内緒だよ」

第34回

平成26年度



ペット大賞
「おばあちゃんの宝物」



ジャパンケネルクラブ賞
「おじいちゃんのお友達」



ペットフード協会賞
「ハイ チーズ!!」



日本鳥獣商組合連合会賞
「あそぼ〜」



日本愛玩動物協会賞
「うとうと」



大鷹淑子名誉会長賞
「ほくの指定席」

第35回

平成27年度



ペット大賞
「ゆつくり歩こ」



ジャパンケネルクラブ賞
「二人五脚」



ペットフード協会賞
「至福の時」



日本愛玩動物協会賞
「いつも一緒だよ」

第36回

平成28年度



ペット大賞
「仲よし」



ジャパンケネルクラブ賞
「犬が取り持つ国際交流」



ペットフード協会賞
「集う」



日本愛玩動物協会賞
「浜辺の語り」

第37回

平成29年度



ペット大賞
「いっしょにあそぼ」



ジャパンケネルクラブ賞
「夏の思い出」



ペットフード協会賞
「内緒話」



日本愛玩動物協会賞
「おいしいよ～」

第38回

平成30年度



ペット大賞
「笑顔の散歩道」



ジャパンケネルクラブ賞
「散歩のお供」



ペットフード協会賞
「仲よし家族」



日本愛玩動物協会賞
「仲良く順番に」

第39回

令和元年



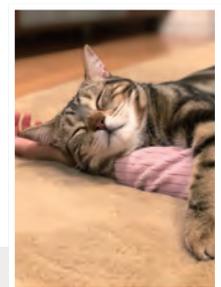
ペット大賞
「ハナ、今までありがとう!」



ジャパンケネルクラブ賞
「相棒」



ペットフード協会賞
「ボクたちもお友達だよ!!」



日本愛玩動物協会賞
「愛猫四代目そぼろ君」

写真と図表で見る 「適正飼養」の風景



農村で犬を抱く少女

(写真：山内晴也／アフロ)

昭和、平成、令和の時代の流れのなかで、日本人の生活や価値観は大きく変わりました。私たちとともに歩んできたペットも、ブームのたびに盛りを迎える一方で、これまではない新たな問題に直面しています。この特集では、ペットの飼養方法やペットを取り巻く社会情勢がどのように変わってきたのかをみていきたいと思います。



※この記事は機関誌「愛玩動物 with PETS」2020年3月号特集を再構成したものです。



(写真：旭化成ホームズ株式会社)

ペットの飼い方・暮らし方

犬の平均寿命と生涯経費

超小型犬～大型犬まで、総じて犬の平均寿命は延びています。犬にかかる生涯必要経費は約180万円という調査結果もあります。中型・大型犬よりも超小型・小型犬のほうが生涯経費が多いことから、それだけ寿命が長いことが読み取れます

	犬全体	超小型	小型	中型・大型
平均寿命	14.29歳	15.01歳	13.91歳	13.36歳
生涯必要経費	1,793,005円	2,004,449円	1,745,551円	1,483,482円

出典：一般社団法人ペットフード協会「平成30年全国犬猫飼育実態調査」より

犬のいる暮らし

社会環境やライフスタイルの変化によって大きく様変わり

日本人と犬のつきあいの歴史は縄文時代にまで遡りますが、明治時代に各府県単位で「畜犬規制」が定められたことで、「飼い犬」という認識が明確になったといわれています。

1950年代半ばからの高度成長期には、「庭付き一戸建て」のマイホームで、犬小屋を建てて犬を飼うことが人々の憧れでした。豊かな暮らしの象徴として「座敷犬」と呼ばれる小型室内犬の人気が高まり、1980年代のバブル景気にも一大ペットブームが巻き起こりました。

「庭がないと犬は飼えない」と考えられていた時代もありましたが、都市部などで集合住宅が増加すると室内飼育が広く浸透しました。また、同じ空間で暮らすことで、より身近な存在になって絆が一気に深まり、犬はかわいがられるだけの「ペット」から、ともに暮らす「家族の一員」になりました。

このように、犬のいる暮らしは、人の社会環境やライフスタイルの変化の影響を受けて大きく様変わりしています。



犬小屋のある風景

庭などに日曜大工で犬小屋をつくり、鎖でつないで飼うのが昭和の典型的な飼育スタイル。時代ごとに人気の犬種もいましたが、圧倒的に雑種が多く、どこかの家で生まれた子犬をもらってくるか、捨て犬を拾ってくるのが一般的でした(写真：毎日新聞社／アフロ)

大型犬も室内飼育

マンションだけでなく、庭のある一軒家にも室内飼育が浸透し、大型犬も室内で暮らすケースが増えています。室内で一緒に過ごすことで、物理的にも心理的にも距離感がぐっと縮まりました



人気犬種の推移

ドラマや映画、漫画、テレビCMなど、メディアの影響を大きく受けて、何度も犬種ブームが起こりました。また、かつてはコリーやジャーマン・シェパードなど中・大型犬が人気でしたが、室内飼育の普及によってトイ・プードルやチワワなど小型犬が増加しました

年代	犬種	人気の理由	日本の世相
1950年代後半	ジャーマン・シェパード	1956年、シェパードが登場するアメリカのテレビドラマ『リンチンチン』が日本のテレビで放映。	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の混乱からようやく立ち直り始めた時代。1955年ごろから高度経済成長が始まる。 1953年にテレビの本放送が始まり街頭テレビが人気に。 洗濯機、冷蔵庫、白黒テレビが家電の「三種の神器」と呼ばれ、生活は便利になっていった。
	コリー	1957年、コリーが活躍するアメリカのテレビドラマ『名犬ラッシー』が日本のテレビで放映。	
	日本スピッツ	1957年～1959年にかけて、少女漫画雑誌「なかよし」（講談社）にて、少女とスピッツを主人公にした『ベスよおをふれ』が連載され、のちにラジオドラマにもなった。白くてふわふわの愛くるしい容姿に加えて、よく吠えるので、番犬としても重宝された。	
	アメリカン・コッカー・スパニエル	1956年にディズニー映画『わんわん物語』が日本公開。主人公のモデルがアメリカン・コッカー・スパニエルだったことから注目が集まった。	
1960年代～1970年代	ビーグル	1950年から始まったアメリカの漫画『Peanuts』に登場するスヌーピーは、オスのビーグルがモデル。日本では、1967年に翻訳本が刊行され、1968年にサンリオがキャラクター商品の製造・販売を開始して人気となった。	<ul style="list-style-type: none"> 1964年に東京オリンピック開催。オリンピック景気に湧く。 1964年に東海道新幹線開通。 1970年に大阪万博開催。 1965年～1970年のいざなぎ景気で日本経済は成長を続けたが、1973年に第一次オイルショックが起こる。
	マルチーズ、ポメラニアン、ヨークシャー・テリア	室内でも飼える小型犬が人気に。マル、ポメ、ヨーキーは「座敷犬御三家」と呼ばれ、人気は1980年代まで続いた。	
1980年代～1990年代前半	シェットランド・シープドッグ	1979年、名犬ラッシーの映画版『ラッシー』が日本公開。住宅事情で大型のコリーを飼うのは難しかったので、容姿が似ていてコリーよりも小型なシェルティに人気が集まった。	<ul style="list-style-type: none"> 高度経済成長以降も日本経済は安定成長期に突入。 株や土地が高騰し、1986年～1991年までバブル景気となる。「億ション」と呼ばれる高級マンションの建設ラッシュとなった。 1989年1月7日より「平成」がスタート。
	シベリアン・ハスキー	1987年～1993年にかけて少女漫画雑誌「花とゆめ」（白泉社）に掲載された『動物のお医者さん』に登場するハスキー犬・チョコビの影響で人気が高まり、一大ハスキーブームが巻き起こった。	
	ゴールデン・レトリバー、ラブラドル・レトリバー	バブル景気のころは大型犬を飼うことがステータスの一つになった。「盲導犬」などにも用いられているので「賢い」イメージがあり、人なつこくてしつけがしやすいゴールデンやラブが大人気。	
1990年代後半～	ミニチュア・ダックスフンド	胴長短足の容姿、色や形質にバリエーションがあるミニチュア・ダックスが人気に。JKCの犬種別犬籍登録数は、90年代後半から2007年までダックスフンド（ミニチュア、カニンヘン、スタンダード）がトップだった。	<ul style="list-style-type: none"> 1991年、バブル崩壊。会社の倒産が相次ぎ、日本経済は停滞。1990年代は「失われた10年」と呼ばれる。 1995年、阪神・淡路大震災発生。 インターネットや携帯電話が普及。
2000年代前半～現在	チワワ	2002年、消費者金融のCMに登場したチワワが人気者となり、一大ブームが起こる。	<ul style="list-style-type: none"> 経済不況が長らく続いたが、2012年、アベノミクスによる景気回復。 暮らしのIT化が進み、スマートフォンが急速に普及する。 2011年東日本大震災、2016年熊本地震発生。大規模災害が相次ぐ。 2019年5月1日より「令和」がスタート。
	トイ・プードル	2000年代前半から「テディベアカット」がブームとなり、トイ・プードルの人気が高まる。JKCの犬種別犬籍登録数は、2008年以降、プードル（トイ、ミニチュア、ミディアム、スタンダード含む）が不動の1位となっている。トイ・プードル、チワワ、ミニチュア・ダックスフンドが「平成の新御三家」となる。	



ジャーマン・シェパード



コリー



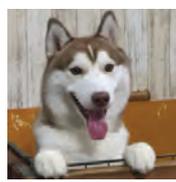
日本スピッツ



「座敷犬御三家」と呼ばれたのが、左からマルチーズ、ポメラニアン、ヨークシャー・テリア



ゴールデン・レトリバー

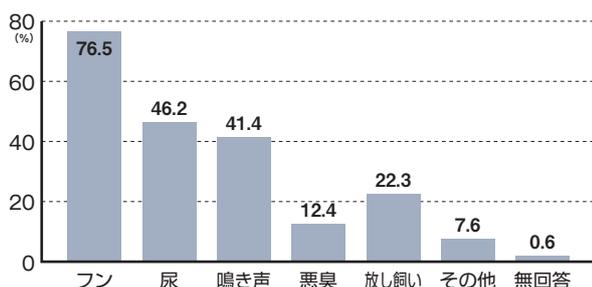


シベリアン・ハスキー



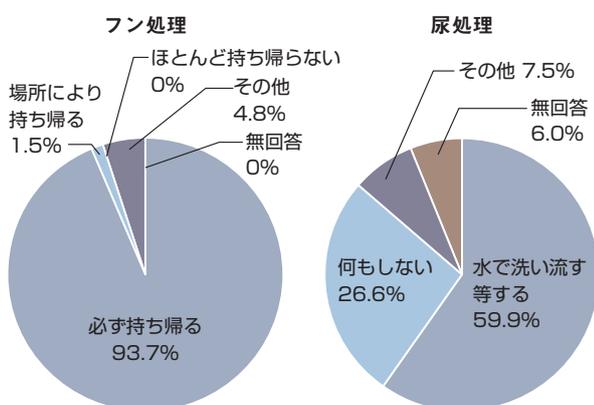
「平成の新御三家」とも呼ばれるのが、左からミニチュア・ダックスフンド、チワワ、トイ・プードル

犬に関する迷惑だと感じる内容



出典：東京都における「犬猫の飼育実態調査」(平成29年度)より

散歩時のフン・尿処理



出典：東京都における「犬猫の飼育実態調査」(平成29年度)より

飼い主のマナーをみると、フンを「ほとんど持ち帰らない」は0%で、フンを持ち帰ることは飼い主の常識になっています。尿についても、水で洗い流すが約6割と浸透しつつあります



散歩中のオシッコの処理法

かつては、犬が片足を上げて電信柱にオシッコをしているのは当たり前風景でしたが、今はなるべく外ではさせないようにしたり、外でしてしまったときには水で流すのがマナー。しかし、少量の水では流しきれないなどの理由から、外でさせるときでもペットシートの上でオシッコをさせることが理想的です

犬のしつけ

犬のしつけは適正飼養のためにも不可欠です。以前は好ましくない行動を犬がしたら罰を与えるしつけが行われていましたが、現在ではほめることによって好ましい行動に導くしつけ方法が主流。飼い主が愛犬とともに学ぶ「しつけ方教室」も増えています



犬が社会の一員になるために求められる飼い主のモラル

牧畜犬、狩猟犬など、「働く犬」は古くから活躍してきました。警察犬、災害救助犬や麻薬探知犬をはじめ、近年では優れた嗅覚を活かしたさまざまな「探知犬」が登場しています。

盲導犬、介助犬、聴導犬は、障がいをもつ人々の暮らしを支えています。2002年に「身体障害者補助犬法」が整備され、交通機関や飲食店、宿泊施設などでの同伴受け入れを義務づけていますが、盲導犬はトレーニングを受け、ユーザーがきちんと犬の衛生と行動を管理しているにもかかわらず、「犬である」ことを理由にした受け入れ拒否は今も後を絶ちません。

その背景には、「吠えてうるさい」「怖い」「臭い」といった犬のマイナスイメージがあります。そのイメージをつくったのは飼い主です。家では家族の一員でも、苦手な人にとっては知らない犬です。しつけをしっかり行い、飼い主がマナーやモラルを守って「社会の一員」として受け入れられることが、人と犬が幸せに暮らす社会づくりにつながるのです。



盲導犬

身体障害者補助犬のなかで最も実働数が多い盲導犬。国産第一号は1957年に誕生しました。盲導犬の希望者は全国に約3,000人とわれていますが、実働数は1,000頭にも満たず、慢性的な頭数不足が続いています(写真提供：公益財団法人日本盲導犬協会)

猫のいる暮らし

外出自由から完全室内飼育へ

かつては、家の内外を自由に入出入りし、猫が外を闊歩している姿はごく当たり前の風景でした。しかし、住宅が密集してくると、「猫が庭で排せつをした」「ゴミを荒らす」などの近隣トラブルが多発。また、交通事故や感染症で命を落とす猫もたくさんいました。そうしたことから、外に出さない完全室内飼育が推奨されて定着し、同時に不妊・去勢手術も普及しました。

室内でともに過ごす時間が増えたことは、愛らしいしぐさや行動などさまざまな魅力を再認識するきっかけにもなりました。もちろん、猫も今や「家族の一員」。犬のように吠えないので集合住宅でも飼いやすい、日中家を空けていてもほとんど寝ているので留守番させやすい、散歩やしつけなどの手間がかからないなどの理由から、自分のライフスタイルに照らし合わせて、「猫との暮らし」を選ぶ人は増えています。犬の飼育頭数の減少も相まって、2016年には猫の飼育頭数が犬の頭数を上回りました。

出入り自由な暮らし

猫といえば、こたつの中で丸くなっている姿、縁側でひなたぼっこをしたりしている姿を思い浮かべる人も多いかもしれません。犬は庭の犬小屋に鎖でつながれていましたが、猫は昔から家の中と外、自由な出入りが許されていました(写真:アフロ)

猫の食事

昔の猫の食事は人の残り物やご飯にカツオ節をかけた「ねこまんま」が一般的。不足分は屋外でスズメやネズミを捕まえて、栄養を補っていました

猫の平均寿命と生涯必要経費

室内飼育によって交通事故や感染症のリスクが減ったことや、フードの質・獣医療の向上などによって猫の寿命は延びました。完全室内飼育では約16歳で、外に出る猫と比較すると寿命に2歳以上の開きがあります。キャットフード代や医療費などの生涯必要経費は約112万円という調査結果もあり、こちらも寿命が延びたぶん年々増加傾向にあります

	猫全体	外に出ない	外に出る
平均寿命	15.32歳	15.97歳	13.63歳
生涯必要経費	1,121,526円	1,081,702円	1,223,802円

出典：一般社団法人ペットフード協会「平成30年全国犬猫飼育実態調査」より

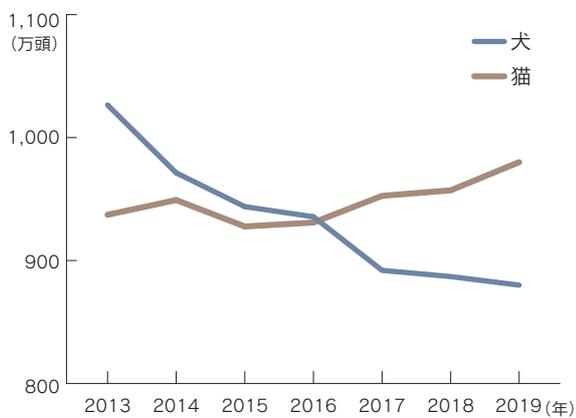


完全室内飼育

完全室内飼育では安全に過ごせますが、そのぶん刺激不足になりがちです。室内でも猫の本来の行動や基本的なニーズを満たせる環境づくりが大切です。猫が好む上下運動ができるキャットタワーは定番となり、狩猟本能を満たす各種おもちゃも販売されています



犬・猫の飼育頭数の推移



出典：一般社団法人ペットフード協会「全国犬猫飼育実態調査」より



猫よけペットボトル

1980年代に一世を風靡した「猫よけペットボトル」。水の入ったペットボトルにキラキラ反射する光を嫌がって猫が寄りつかなくなるというわれ、街のあちこちらでこんな光景が見られましたが、効果のほどは……!?



猫カフェ

2004年に猫と触れあえる「猫カフェ」が国内初登場。猫を飼えない人たちの癒やしの場としてまたたく間に人気のスポットになりました。インターネット上にはかわいくておもしろい猫の動画や写真があふれ、2010年代半ばごろから「猫ブーム」といわれるようになりました



地域猫

捕獲して不妊・去勢手術を施し、元の場所に戻して一代限りの生を全うさせる「TNR」や「TNA」も各地に根づいた活動となっています。かつては街のあちこちに野良猫がいましたが、都市部ではだんだん見かけなくなってきました(写真:アフロ)

多頭飼育崩壊

頭数が増えすぎて面倒をみきれなくなり、飼い主の生活も破綻する多頭飼育崩壊。猫の心身の健康が保たれない状態で飼育することは、動物虐待に該当します。高齢の飼い主で発生することが多く、福祉や医療のサポートが必要な場合もあります(写真提供:かつしかわんにゃんくらぶ)



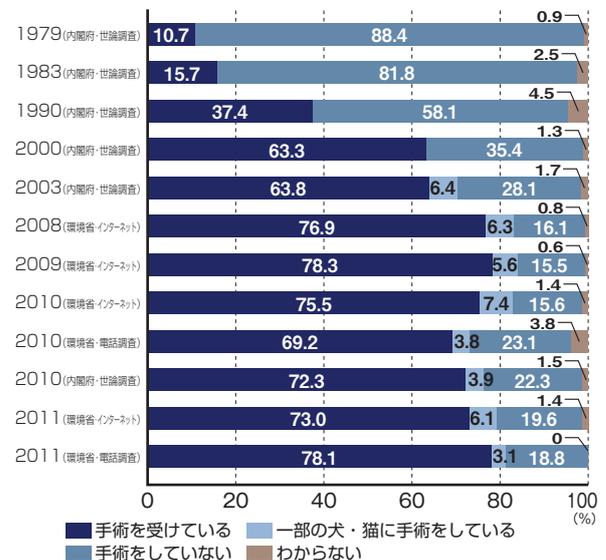
地域猫、多頭飼育崩壊…… 猫をめぐる近隣問題

飼い主のいない野良猫問題は、今も昔も愛猫家の頭を悩ます代表的な近隣トラブルの一つです。その緩和手段として、1999年ごろに官民協働で「地域猫活動」が横浜市磯子区などで始まりました。地域の理解を得て、エサの食べ残しやフン尿の管理をしながら飼い主のいない猫の世話をするこの取り組みは、今や全国に広がりました。

一方、近年では、世話しきれないほどの頭数を室内飼育した結果、立ちゆかなくなるとゴミ屋敷化し、悪臭などで近隣トラブルに発展する「多頭飼育崩壊」がクローズアップされています。かわいそうだからと次々に猫を保護したり、不妊・去勢手術をしないためにどんどん子猫が生まれたりしているケースがほとんどです。室内のために第三者の目が届きにくく、近づきあいが希薄な現代を映すペットの新たな社会問題といえるかもしれません。

猫の不妊・去勢手術の実施率の推移

約40年前はわずか1割程度だった猫の不妊・去勢手術の実施率は、啓発活動が進み、現在では8割を越えています。みだりな繁殖を防ぐことは、室内で猫と人の双方が快適に暮らすためにも大切です。繁殖予定のない猫に不妊・去勢手術を行うことは常識になりつつあります



出典：環境省「犬猫の不妊去勢の義務化について」より

人とペットの高齢化

ペットを長寿に導く 「大切な家族」という想い

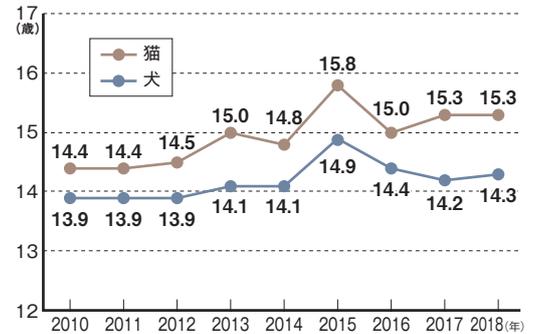
ひと昔前に比べると、犬や猫の寿命は飛躍的に延びました。1980年代までは犬や猫の平均寿命は5～7歳くらいと考えられていましたが、2018年のデータでは犬は14.3歳、猫は15.3歳といわれています（図5）。犬や猫が長寿になった背景には、ペットフードの普及、感染症予防の浸透、獣医療の発展、室内飼育の普及などがありますが、その根幹にあるのは犬や猫の家族化です。大切な家族の一員だから少しでも長生きしてもらいたいという想いから、ペットの健康に気を配るようになったことが最大の要因といえます。

こうして犬や猫の寿命は延びましたが、その一方で高齢に伴う病気、認知症、介護、延命治療など新たな問題に向き合うことになりました。また、一緒に過ごせる歳月が長くなったぶん、看取ったあとのペットロスによる悲しみが深刻になることもあります。



犬・猫の平均寿命の推移

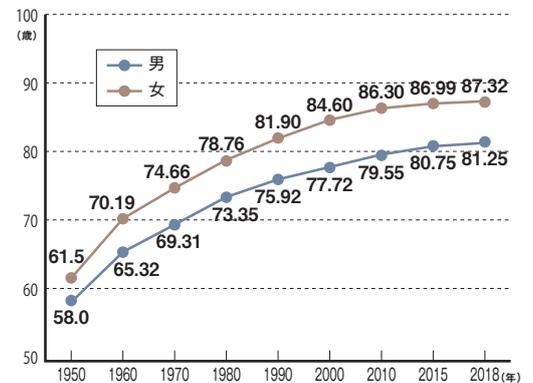
近年、犬は14歳台、猫は15歳台で横ばい状態ですが、犬・猫ともに寿命は延びました。猫では20年生きることも珍しくありません



※一般社団法人ペットフード協会の「全国犬猫飼育実態調査」より。2010年以降のデータから作成

人の平均寿命の推移

2018年の平均寿命は男性81.25歳、女性87.32歳でまだまだ延び続けています。「人生100年時代」といわれるようになりましたが、2050年には女性の平均寿命が90歳を越えると推測されています



※厚生労働省の「令和元年高齢社会白書」より。2018年のデータを加筆して作成

高齢化

「ペットをなでていると心拍数や血圧が安定する」「ペットを飼っている人は飼っていない人に比べて通院回数が少なく、医療費も少ない」など、ペット飼育の効用も報告されています。ペットの世話をすることで生活のリズムが整い、高齢者の生きがいにもつながります



ペットと入れる介護施設

サービス付き高齢者住宅や有料老人ホームでは、ペットと一緒に入居できる施設が少しずつ登場し、今後ますます増えることが予想されます。特別養護老人ホームでもペットとの入所を認めている施設があります

老犬・老猫ホーム

高齢犬・高齢猫を預かり、飼い主に代わって介護を行う、老犬・老猫ホームというサービスの需要が高まっています。飼い主が世話を続けることが困難になった場合は、引き取って、「一生預かり」サービスを行う施設もあります（撮影協力：ワンコット）



ペット葬儀

ペットを弔うことは、死を受け入れるための大切なプロセスのひとつ。近年では、火葬や納骨だけでなく、ペットの葬儀などのセレモニーを行うケースも増えており、人の葬儀に近い形になってきています（撮影協力：どうぶつセレモニーおおぞら）



高齢者を取り巻くペット問題

愛犬・愛猫と15～20年も一緒に暮らせることはとても幸せなことです。飼い主もともに年を重ねていきます。

高齢者のペット飼育にはさまざまな効用がある一方で、高齢者介護の現場では「ペットを残して飼い主が亡くなった」「ペットがいるから介護施設に入所できない」「認知症でペットの世話が十分にできていない」などの問題も報告されています。そうした状況から、動物愛護管理センターでは、「60歳以下（あるいは65歳以下）」という譲渡の条件を設けているところもあります。60代で子犬・子猫を迎えたとしたら、看取るときには70代半ばから80代。飼い主とペットの「老老介護」になるケースもあり、飼い主として終生飼養ができるのかどうか、慎重に検討する必要があります。

近年では、ペットと一緒に入居できる老人ホームや、残された犬や猫に飼育費用を残すための信託制度、老犬・老猫ホームなど、ペットと飼い主の高齢化をサポートする新しいサービスも登場しています。

エキゾチックペット

ブームの影響で規制対象となる動物も

ペットとして飼育される犬猫以外の小動物は、総称して「エキゾチックペット」と呼ばれます。ウサギやセキセイインコなどのおなじみの動物たちもその一種です。

エキゾチックペットは、外見のかわいらしきや珍しき、SNS映えなども加わって人気となっていますが、そのすべてが外来生物であるため、飼ってはいけないもの、法規制こそないものの飼わないほうがよいものが少なくありません。迎えるにあたっては温度管理などの環境づくりの難しき、必ずしも慣れる個体ばかりではないこと、また診察してもらえる動物病院の少なきなども十分に考慮しなくてはなりません。

飼いきれずに遺棄するようなきことがあれば、生態系の破壊や農作物への被害につながるおそれがあります。また、密輸が横行するなどして、海外の生態系に悪影響を及ぼすこともしあてはならないことしです。

コツメカワウソ (規制対象動物)

2007年ごろからテレビの動物番組やSNSで人気となり、2012年ごろからはペットとしての需要も増え、「カワウソカフェ」も誕生するなどブームとなったコツメカワウソ。国際自然保護連合のレッドリストでは危急種に指定されている希少動物しです。2019年にはワシントン条約の附属書IIに記載となり、国際的な商取引が禁止となりました。生息数の減少の原因は環境破壊だけでなく、密輸が多く行われているためでもあります。密輸先の多くは日本しです。なお、ワシントン条約附属書Iの記載にともない、国内では種の保存法による国際希少野生動植物種に指定され、規制の対象となりました



人と動物の共通感染症

エキゾチックペットは、「人と動物の共通感染症 (ズーノーシス)」の感染源となる可能性もあります。ペットとしての歴史が浅く、野生に近い動物 (特に外国産の動物) には、未知の病原体が侵入しているリスクが大きいということをし認識する必要があります

厚生労働省「2019年輸入動物統計」

哺乳類 (頭・匹)					
315,530					
有袋目	貧歯目	食虫目	ツパイ目	食肉目 ※1	長鼻目
4,448	64	13,518	20	9,363	8
奇蹄目	ハイラックス目	齧歯目 ※2			
3	25	288,081			

鳥類 (羽)					
11,567					
コウノトリ目	フラミンゴ目	タカ目	キジ目	ハト目	オウム目
33	50	308	30	1,760	3,536
カッコウ目	フクロウ目	ヨタカ目	ブッポウソウ目	キツキ目	スズメ目
4	858	24	12	60	4,892

※届出対象外の動物等 (家畜、家禽、犬、猫等) を除く。

※1 フェレット (8,970) を含む総数。

※2 リリス (7,360)、ハムスター (237,279)、ラット (642)、マウス (13,897)、モルモット (10,522)、チンチラ (11,021) を含む総数。

出典：厚生労働省「輸入動物届出業務処理システム」より

ペットと暮らす住まい

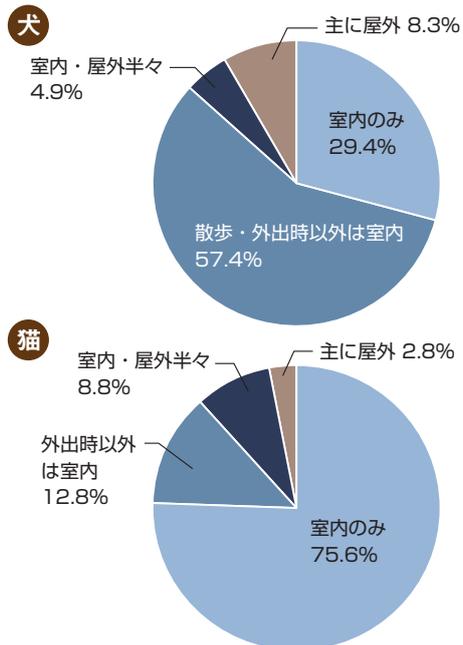
人もペットも快適なペット共生住宅へ

犬は庭の犬小屋で飼い、猫は出入り自由という形での飼育形態から、犬猫ともに室内飼育が一般的となりました。同じ空間でもと過ごすことが多くなったことで、ペットの存在はより身近なものとなりました。

住まいのあり方にもそれは反映されています。かつては多くが「ペット禁止」だった集合住宅では、入居者のニーズの高まりとともに「ペット可」が増え、今ではペットとともに暮らすことを前提に、人もペットも快適に暮らすことができるよう設計された「ペット共生住宅」という考え方が広がっています。一戸建て、集合住宅を問わず、こうした流れがみられます。

具体的には、入居審査やペットクラブ、足洗い場や足音が響きにくく掃除のしやすい床材・壁材などが取り入れられています。

犬猫の飼育場所

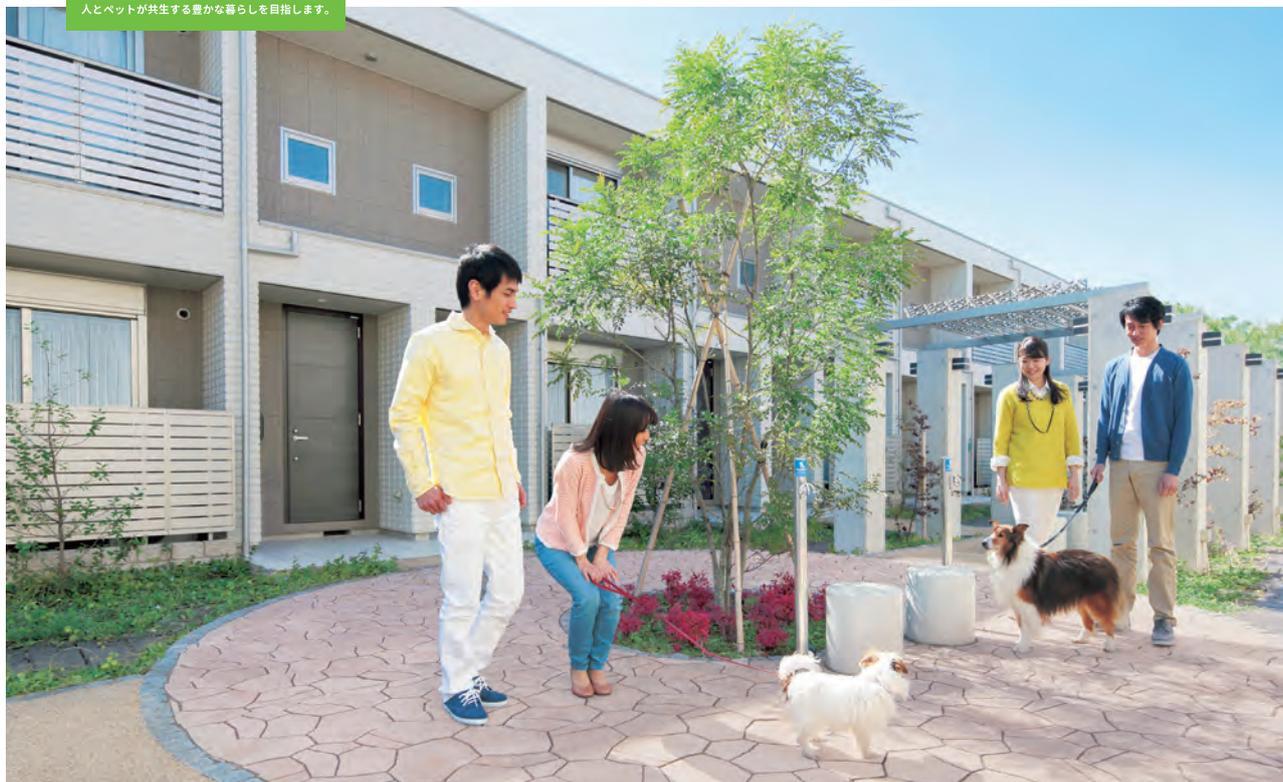


出典：一般社団法人ペットフード協会「2019年全国犬猫飼育実態調査」より



ペットフレンドリーホーム宣言

本協会では「ペット共生住宅の適正化推進プロジェクト」を立ち上げ、住環境の整備、飼い主マナーの普及・啓発、ペット共生住宅に関わる人材の育成を柱に、人とペットが共生する最良の住環境の整備に向けた取組みを支援・推進しています。そのプロジェクトの一環として、「ペットフレンドリーホーム宣言」の呼びかけを行っており、宣言団体にはステッカーなどを配布しています



ペット共生を謳う集合住宅

ニオイや鳴き声などの飼育トラブルを回避するべく、入居審査や適切な管理規程が設けられていたり、ペットクラブを設けてマナー向上を図るケースが多いようです。集合住宅では「どんな人が住んでいるかわからない」という不安がありますが、ペットを介したコミュニケーションで良好な人間関係が築けることも期待されます(写真提供：旭化成ホームズ株式会社)



ペットと泊まれる宿泊施設

従来からあるペンションやホテルのほかにも、ワンランク上のリゾートホテルや温泉旅館、都市部のホテルなど選択肢も広がり、高級感あふれる空間を楽しむことのできるハイクラスなペット同伴宿泊施設も登場。ペットとの旅のバリエーションはますます増えていくことでしょう(写真：レジナーリゾート軽井沢御影用水)。

ペットツーリズム

ペットと楽しむ旅のバリエーション

「ペットツーリズム」とは、日帰り・宿泊の如何を問わず、非日常的な場所や環境で飼い主とペットと一緒に余暇を楽しむためのレクリエーション行動のことを指します。以前は「ペットがいると旅行できない」など、ペットと旅行は両立しにくいものと考えられていましたが、特に犬に関しては大きく変化しているといえます。

ペットと一緒に泊まれる施設で宿泊するだけでなく、各地で行楽しながら移動するという、まさに「家族旅行」のような楽しみ方も可能になりつつあります。ペットを連れていけるかどうかで旅先を選ぶという人も多いようです。

とはいえこうしたレジャーを楽しむには、飼い主側のマナーやペットの体調管理も欠かせません。ペットを受け入れる施設も増えたとはいえ、まだ多いとはいえませんし、施設側の適切な受け入れ体制も重要となるでしょう。

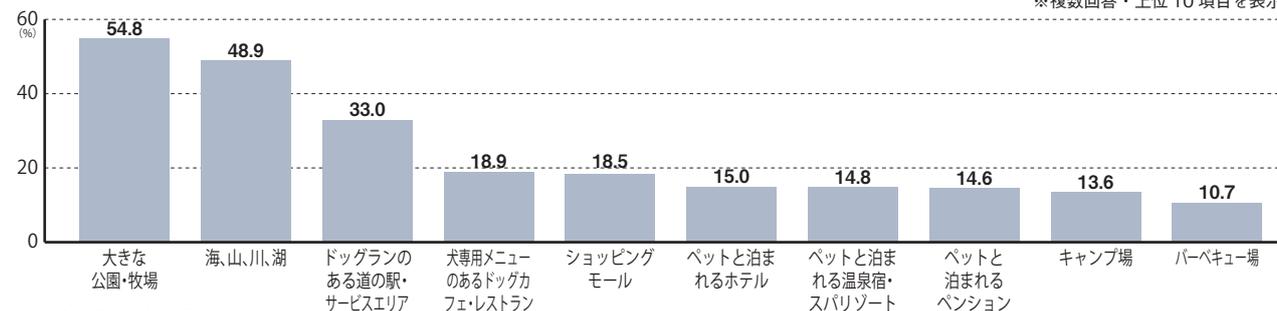


ドッグラン

日帰りで気軽にお出かけできるレジャースポットもさまざま。ドッグランは単体の専用施設のほかに、遊園地などのレジャー施設、高速道路のサービスエリアやショッピングモールにも併設されるようになりました。ペットカートやリードを着ければ同伴できるショッピングモールも増えました

これまでに愛犬を連れて行ったことがあるお出かけスポット

※複数回答・上位10項目を表示。



出典：ホンダアクセス調べ

災害対策

同行避難が原則に。 人とペットの災害対策

地震・津波、火山噴火、豪雨・土砂災害……、自然災害が多いといわれる日本には「絶対に安全」な場所はなく、いつ大規模災害に見舞われるかは誰にも予測できません。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震など、これまでの大規模災害の経験を踏まえ、環境省では2018年に「人とペットの災害対策ガイドライン」を策定しました。一般的な状況においては災害時にペットと一緒に行動する「同行避難」を原則としていますが、避難所で「ペットはお断り」と言われてしまうケースもまだあります。なお、ガイドラインでは、ペットを自宅に残して避難しなければならない場合もあるとしています。

災害時には公的支援だけでなく、自分自身で自分の身を守る「自助」、近隣や広域で互いに助け合う「共助」の連携が重要です。災害時にペットを守るのは飼い主の義務であり、防災対策など日頃の備えから始まる「自助」と、飼い主同士が協力し合う「共助」は欠かせません。



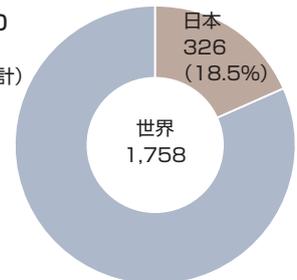
同行避難

「同行避難」とは「ペットと一緒により安全な場所に移動する避難行動」であり、受け入れ体制は避難所の運営側の判断に委ねられます。東日本大震災では、一部の避難所内でペットと過ごす様子も見られました(写真:ロイター/アフロ)

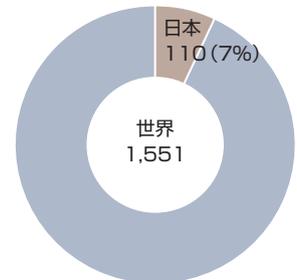
世界で起こった災害のうちの日本の割合

日本の国土面積は世界の0.28%にもかかわらず、全世界の活火山の7%が日本にあります。2003~2013年の10年間に全世界で発生したマグニチュード6以上の地震の2割近くが日本で起こっています。

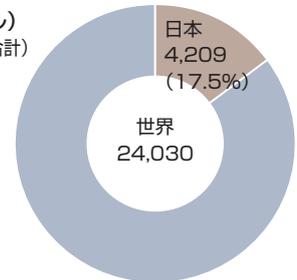
マグニチュード6.0以上の地震回数
(2003~13年の合計)



活火山数



災害被害額(億ドル)
(1984~2013年の合計)



出典:2014年防災白書

マイクロチップ

災害時の迷子対策にも役立つマイクロチップ。動物愛護管理法の令和元年改正では、犬猫等販売業者におけるマイクロチップの装着と登録、マイクロチップを装着した一般の飼い主における登録が義務化されました



ペットテック市場規模の推移



※小売金額ベース
出典：矢野経済研究所調べ

ペットとIT

ペットビジネスの新たな潮流 「ペットテック」

パソコンや携帯電話が普及した1990年代からテクノロジーが急速に進み、さらにインターネットの発達やスマートフォンが広く浸透したことによって私たちの暮らしも大きく様変わりしました。こうして登場したさまざまなハイテク技術は、ペットの暮らしにも取り入れられています。

「インターネット」とさまざまな「モノ」をつなぐ「IoT」（モノのインターネット）の技術は、留守番カメラなどペットの見守りツールやさまざまな健康管理ツール、ペットとのコミュニケーションツールなどにも積極的に活用されています。また、ビッグデータの蓄積は、人とペットの生活をより良くすることにも生かされていくことでしょう。

ペット市場においても、ペット関連ビジネスにAIやIoTなどのテクノロジーを掛け合わせた「ペットテック」なる分野が登場し、関心が高まっています。矢野経済研究所の2020年度予測では市場規模は20億円を超え、成長著しい市場となっています。



見守りカメラ

インターネットに接続された見守りカメラを自宅に設置すれば、外出先からスマートフォンやパソコンを使って、留守番しているペットの様子を画像で確認できます。遠隔操作でオヤツを与える機能などが付いたものもあります（写真：Furbo ドッグカメラ）

ハイテク猫トイレ

猫の健康管理をサポートするハイテクトイレ。猫用システムトイレの下に設置したスケールユニットが猫の体重や尿量を計測。尿の回数、トイレの滞在時間などの健康データを自動的に記録し、飼い主のスマートフォンに情報が届きます（写真：toiletta）



遠隔操作可能な自動給餌器

留守にしているペットに食事を与えることができる自動給餌器。タイマー設定で給餌するものはこれまでもありましたが、IoTによってスマートフォンで操作ができたり、見守りカメラが付いているものもあります（写真：カリカリマシーンSP）

ペットを取り巻く産業

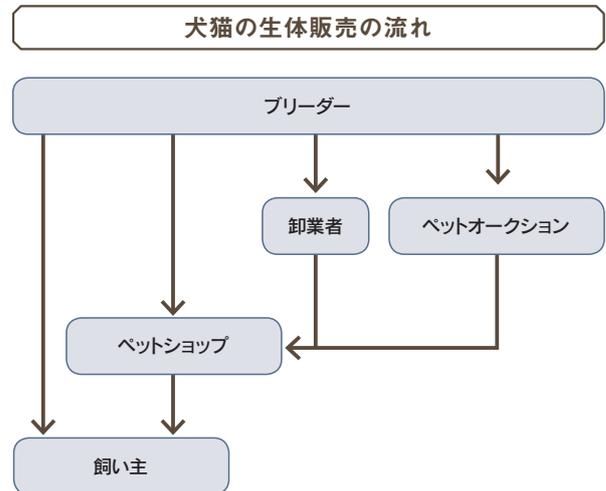
生体

業者への規制が強まる一方で「譲渡」も増加傾向

一般的な生体の流通は、ブリーダーからペットショップに販売され、店頭で並んだ子犬や子猫を消費者が選ぶというものです。日本では特定の犬種がブームになることが多く、その犬種が過剰に繁殖されたり、かわいい盛りの子犬・子猫が店頭で並べられるために、衝動買いしやすい環境にもなっています。

令和元年の動物愛護管理法改正では、販売日齢の規制のほか、トレーサビリティ確保のために犬猫の繁殖業者や販売業者に対してマイクロチップ装着が義務化されるなど（施行は令和4年）、改正のたびに規制の強化が行われています。

一方で、犬猫を迎える方法には「譲渡」という形も多くみられるようになってきました。譲渡活動を行うペットショップも出現しています。もともと猫では入手先として譲渡が多くみられますが、ショップでの購入が多かった犬においても譲渡が増えるのか、今後が注目されます。



ペットショップ

日本でごく一般的に見られる生体販売の形。ブリーダーやペットオークションを経由して店頭で並びます。動物愛護管理法では現在、生後49日を経過した個体の展示販売が可能です。令和3年6月からは生後56日となります（一部の日本犬を除く）



ペットの譲渡

さまざまな理由から飼い主のいない保護犬や保護猫の譲渡活動が年々盛んになっています。動物愛護管理センターや動物愛護団体による譲渡会も各地で行われ、多くの犬や猫が新しい飼い主と出会っています



主食はペットフード

人の残飯を与えていた時代から栄養バランスの良いペットフードが主食の時代となったことで、ペットの寿命も長くなりました。今後もますます健康志向が高まり、より良いペットフードを求める飼い主が増えると考えられます

ペットフード

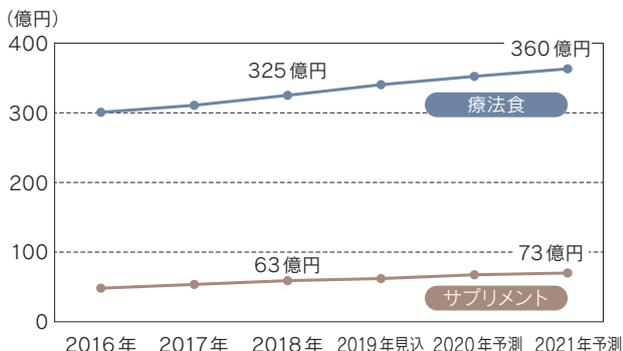
高級志向へのニーズの高まり

日本で初めて国産ドッグフードが販売されてからおよそ60年。ペットの食事は大きく変化し、多くの飼い主が犬猫の主食としてペットフードを選んでいきます。

ペットの寿命が大幅に延びた背景のひとつには、生態に合った栄養バランスの良いペットフードづくりの存在があるでしょう。近年では、よりペットの健康や長生きを求める飼い主のニーズに応え、栄養面や安全性に配慮したさまざまなタイプのペットフードやサプリメントなどが登場しています。

犬の飼育頭数減少や小型犬人気によってペットフードの出荷量が減少する反面、高級志向の高まりからプレミアムフードが増え、出荷額は上昇しています。高級志向へのニーズはますます高まり、人の食べ物と同水準の原材料を使うなどのこだわりをもつ「スーパープレミアムフード」と呼ばれる高品質なペットフードも販売されるようになっていきます。

ペット用療法食とサプリメントの国内市場規模の推移



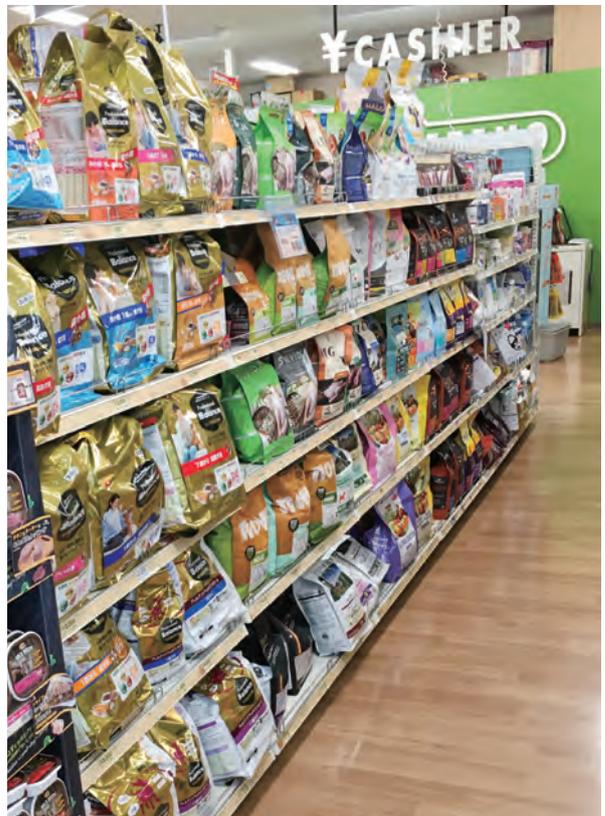
2016年 2017年 2018年 2019年見込 2020年予測 2021年予測

出典：「2019年ペット関連市場マーケティング総覧」（富士経済グループ）



プレミアムフード

1990年代から一気に広まったプレミアムフード。一般に、素材や味などによる付加価値がつき、比較的高額なものを指します。また、特定の病気や健康状態にあるペットの栄養面でのサポートのためにつくられている療法食も多くの種類があります



さまざまな商品が並ぶ売り場

ドライフードやウェットフード、ライフステージ別、品種別などペットフードの種類はさまざま。最近ではグレインフリーやグルテンフリーといった原材料へのこだわりをもつフードもみられます

獣医療

二極化・大型化する動物病院

獣医師の活動分野は、産業動物の診療や公務員、研究者など幅広いのですが、最も数が多いのが小動物の臨床獣医師です。平成30年の獣医師法による届出をみると、約39%が小動物の診療に従事していることがわかります。この割合はここ数年、変わっていませんが、そのあり方にはさまざまな変化がみとれます。

動物病院は、身近なかかりつけ医としての動物病院と、充実した施設をもち、高度医療を行う大型動物病院との二極化が起きています。動物病院の数そのものに大きな変化はないものの、勤務する獣医師数が多い大型動物病院が増えているといった変化もみられます。

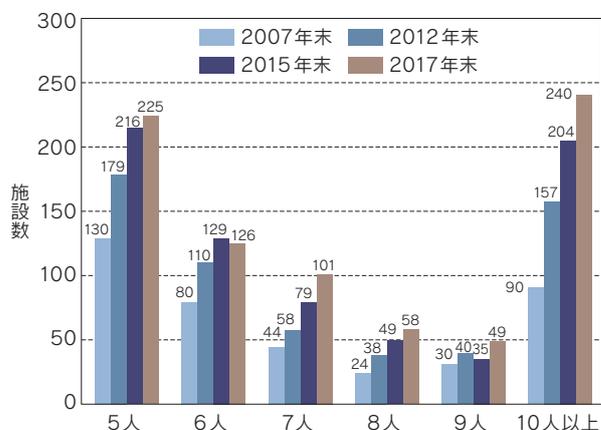
また、特定の診療領域に関して深い知識や技術をもつ専門医や認定医の制度も、各種学会によって設立されています。より高度な治療をペットに受けさせたいという飼い主の希望を叶える診療のしくみが整えられようとしています。

高度化・専門化する獣医療

飼い主のニーズを背景に、獣医療の高度化が進んでいます。腫瘍科や脳神経科といった専門分野ごとに分かれた診療体制がとられているほか、さまざまな高度医療に必要なCT、MRI、PET-CTなどの医療機器を備え、最先端の検査や治療が可能となっています(写真:日本動物高度医療センターの陽圧手術室)



獣医師5人以上の病院数の推移



出典: 農林水産省「飼育動物診療施設の開設届出状況」



動物種ごとの専門病院

猫に特化した動物病院や、ウサギ、鳥、爬虫類やエキゾチックペット全般の診療を専門に行う動物病院など、診療対象となる動物種を限定し、より専門性の高い診療を行う動物病院も登場しています



愛玩動物看護師

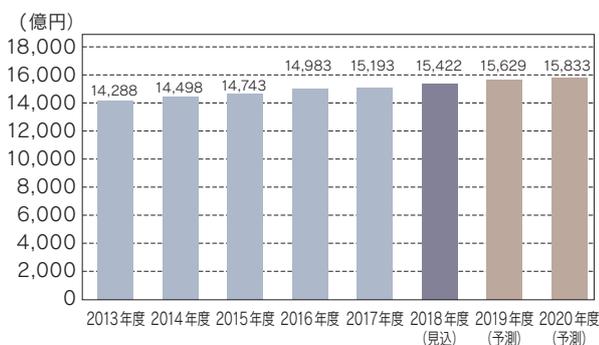
動物看護の専門職は、令和元年に成立した愛玩動物看護師法によって「愛玩動物看護師」という国家資格となることになりました(第1回の試験は令和5年12月末までに実施予定)。獣医療が多様化するなかで、獣医師と愛玩動物看護師がチーム獣医療を行っていく体制を整備する必要があり、愛玩動物の適正な飼養に寄与することも目的とされています



トリミングサロン

ペットフード協会による平成30年調査では、犬の飼い主の36.5%がトリミングサービスを利用。トリミングサロンでのお手入れが欠かせないトイプードルやシュナウザーなどの小型犬ブームもあり、ペットサービスの定番となっています

ペット関連総市場規模推移と予測



※小売金額（末端金額）ベース 出典：矢野経済研究所調べ

パピースクール

しつけ教室やペットショップなどで行われているパピースクールは、ほかの人や犬との交流を通して、子犬の社会化を行うものです。社会化期の過ごし方やしつけの必要性が飼い主にも広く知られるようになり、ニーズが増えています（写真提供：犬のしつけ教室DOGLY）



ペットホテル

飼い主が家を留守にするときは、ペットシッターに世話を依頼する、またはペットホテルに預けるという選択肢があります。ペットホテルは、専門施設、ペットショップや動物病院に併設されたタイプのほか、成田国際空港などにも併設されています（撮影協力：ワンコット）



その他のサービス

よりいっそうの多様化が進む ペット関連サービス

ペット飼育は一過性のブームではなく、日本人のライフスタイルのひとつとなっています。しかし、人の高齢化や単身世帯の増加、実際に犬の飼育頭数が減少していることなどを考えると、今後、ペットの飼育頭数が飛躍的に増加するとはいえなさそうです。とはいえその一方で、ペットは「家族の一員」といえる存在となり、飼い主が求める用品やサービスは多様化しています。

ペットにかかる費用も年々増加。ペット用品工業会の調査では、犬用品の2017（平成29）年度出荷額は約1,987億円で前年度比102.5%、猫用品では約344億円で前年度比102.4%と売上を伸ばしています。また、ペット関連総市場規模は1兆5,000億円を超えるとの試算もあります。

サービス部門ではトリミングサロンやしつけ教室のほか、高齢ペットの介護サービス、ペットホテル、ペットシッター、ペットと一緒に楽しむことのできる宿泊施設、ペット霊園など、多岐にわたるジャンルが存在しています。ペット関連サービスは成長期から円熟期を迎えたともいわれるなか、今後、思いもよらないペットサービスが誕生し、人とペットとの関係をより良くしてくれるのか注目したいところです。



老犬・老猫ホーム

ペットが高齢化し、介護が必要になった場合には、飼い主の負担は大きくなります。老犬・老猫ホームは家庭での世話が難しくなった老犬・老猫の介護施設（日帰り、一時預かりも含む）。飼い主が高齢になって高齢ペットの介護が難しくなるといった「老老介護」も増えていく傾向にあり、老犬・老猫ホームの必要性が高まっています（撮影協力：ワンコット）

ペット葬儀

大切な家族の一員を見送る形として、ペット葬祭業者に火葬や葬儀を依頼することが一般的になっています。最後のお別れを後悔のない形で行うことで、ペットロスを穏やかに受け止めることもできるでしょう。施設をあらかじめ見学しておく飼い主も増えています（撮影協力：どうぶつセレモニーおおぞら）



ペットのイベント

毎年開催される日本最大級のペットイベント「インターペット」。国内外から多くのペット関連業者が出展し、新たなペットとの暮らしを提案しています。業界規模の広がりにより、異業種からの参入もみられるほか、海外からの出展も多くなっています（2019年には出展481社のうち99社が海外から）



進化するペット用品

猫の室内飼育増加により、トイレ関連用品の売上が伸びています。掃除の手間を格段に減らすことのできる二層式のシステムトイレは以前から人気ですが、固まった排泄物だけを取り除いてくれる自動猫トイレなども話題となっています（写真：自動猫トイレ circle O）

行政機関の動物愛護管理施策

主な動物関連の法律一覧

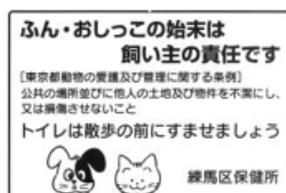
1948(昭和23)年	化製場等に関する法律
1949(昭和24)年	獣医師法
1950(昭和25)年	狂犬病予防法
1951(昭和26)年	家畜伝染病予防法
1973(昭和48)年	動物の愛護及び管理に関する法律 ※制定時の名称は「動物の保護及び管理に関する法律」
1992(平成4)年	獣医療法
1998(平成10)年	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ※1897(明治30)年制定の伝染病予防法を全面改正
2002(平成14)年	身体障害者補助犬法
2008(平成20)年	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
2019(令和元)年	愛玩動物看護師法

行政施策の変化

公衆衛生確保から始まった動物愛護管理施策

行政機関が行う動物愛護管理施策は、狂犬病対策など公衆衛生の確保が原点にありました。1973(昭和48)年に動物保護管理法が制定されると、「人への危害防止」に加え、「動物の保護」という視点も加わります。大きく改正された動物愛護管理法では、基本原則や目的に「人と動物の共生」という文言が入り、人と動物が共生できる社会を目指すことが人類の幸福につながり、ひいては動物にとっての幸せにもつながるという考え方が明確になりました。

人と動物との関わり方が多様になっていくなかで、動物愛護管理法の対象も広がっていきました。多頭飼育や災害時対応など新たな問題も増えています。また、動物取扱業者の規制は改正のたびに厳密なものになり、虐待の要件が明確化され、罰則も厳しくなっています。また、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(ペットフード安全法)など新たな法律もつくられました。



マナーの啓発

飼い主に対する啓発も動物行政の重要な役割のひとつです。フン尿の不始末はペットに関する苦情としてつねに上位に挙げられています。マナーとしてだけでなく、公衆衛生の側面からもこうした啓発が行われます(写真提供:練馬区)

狂犬病予防法

1950(昭和25)年に制定された狂犬病予防法や地方自治体の飼い犬条例に基づき、保健所での犬の引取りや狂犬病予防員による野犬の捕獲、飼い犬の登録・予防注射の徹底などの措置がとられた結果、1957(昭和32)年以降、国内の犬を原因とした狂犬病の発生はみられていません(写真:毎日新聞社/アフロ)





動物愛護管理センター

名古屋市動物愛護管理センターでのふれあい活動は、子どもたちへの啓発などを目的としたもの。動物のストレスにも配慮しながら、職員の指導のもと、犬や猫、ウサギなどの小動物と心を通わせる場となっています

動物愛護管理施策の役割の多様化

人と動物との共生を支える拠点

動物愛護管理行政の変化は、いわゆる動物愛護管理センターや保健所のあり方に表れています。これらは、かつてはネガティブなイメージがありましたが、社会的に動物愛護の機運が高まっていくなかで大きく変化しています。

2019年の動物愛護管理法改正では「動物愛護管理センター」についての新たな規定ができ、動物取扱業者の登録や監督、立入検査といった管理業務のほかに、引取りや譲渡し、啓発活動などを行うことが定められました。多くのセンターでは以前からしつけ教室やふれあい活動、譲渡前の勉強会など、動物を理解するためのさまざまな啓発活動が行われています。動物愛護管理センターは、人と動物がともに良く生きるための拠点となっています。



動物愛護週間などでの普及啓発活動

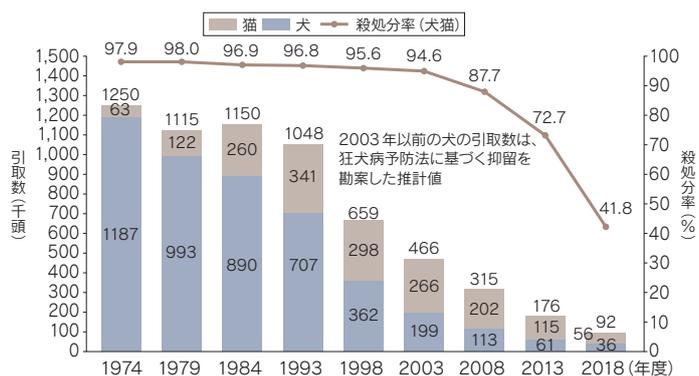
以前は、「人への危害防止」が動物愛護管理施策の主な目的でしたが、現在では「適正飼養の啓発」として飼育主教育の場が多く設けられています(写真は動物愛護週間中央行事)



産業動物や実験動物

動物愛護管理法が対象としているのはペットではありません。家畜などの産業動物にも「適正飼養」「5つの自由」が求められ、実験動物にはいわゆる「3Rの原則」も規定されています

全国の犬・猫の引取り数の推移



編集：株式会社インターズー・クリニッククラブ
デザイン：株式会社メルシング
イラスト：ヨギトモコ
図版：邑上真澄
印刷：瞬報社写真印刷株式会社

参考資料 写真と図表で見る「適正飼養」の風景

文：宮村美帆 (p72～79、83～84)

大野瑞絵 (p80～82、85～91)

撮影協力：中村陽子、桂 秀也

写真：(株)アフロ、PIXTA、写真AC

協力：旭化成ホームズ株式会社、公益財団法人日本盲導犬協会、
かつしかわんにゃんくらぶ、(株)シブヤテレビジョン、どうぶつセレモ
ニーおおぞら、東京建物リゾート株式会社、Tomofun 株式会社、
株式会社アクセスライン、株式会社ハチたま、日本動物高度医療
センター、犬のしつけ教室 DOGLY、(株)オーエフティー、練馬区

公益社団法人日本愛玩動物協会設立四十周年記念誌

四十年のあゆみ

発行日 2020年6月4日

発行 公益社団法人 日本愛玩動物協会

〒160-0016 東京都新宿区信濃町8番地1

TEL：03 (3355) 7855

FAX：03 (3355) 7880

URL：https://www.jpc.or.jp